

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針	
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
310826001	元年 8月26日	元年 9月10日	2年 1月23日	各士業の強制入会制度の廃止(弁護士を除く。)	自治の必要な弁護士会を除き、憲法22条から各士業の強制入会制度は廃止すべきである。	士業における強制入会制度は、制度発足時を見ると必要性があったかと思われるが、昨今の時代背景からは強制入会制度の維持は職業遂行の自由(不合理な負担)に制約があるものと考えられ、強制入会に対する制約の根拠、合理性に欠ける。昨今の士業の会は、会員減少に伴う会費の上昇が著しく、いくつかの会に所属する人にとってはなおさら、生活上の足かせとなっている。加えて、強制会はその会の存続に会費を利用し、会員のためというよりは会のための会費となっている。また、弁護士とは異なり、各会に自治が必要なのか、懲戒・罰則等は監督官庁や大臣が行うこととなり、弁護士会はその考え方が異なる。司法制度の公正化の見地からも必要な会ではなからうか、仮に会による専門職能としての資質の向上が必要であったとしても、資格更新制度などで担保でき、また現在任意加入となっている士業においても、任意加入制度をもって資質向上が図られていないと言える資格者を見たことがない。報酬についても自由化され、その面からも強制入会の根拠に欠ける。強制入会制度がなくなれば、もっと多くの人が資格者としてチャレンジでき、それが良い競争となり、自然に資質も向上し、ひいては国民のためになるものと考えられる。	個人	金融庁 総務省 財務省 厚生労働省 経済産業省	【金融庁】 公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類等の信頼性を確保することを使命としています(公認会計士法第1条)。 日本公認会計士協会は、この公認会計士の使命に鑑み、公認会計士の自治機能の強化を通じて、公認会計士監査制度の健全な発展と監査体制の強化を図られることを目的とした団体であり、この自治機能が十分に発揮されるためにはすべての公認会計士が、団体の運営に参画し、団体の組織規律と自主措置に使うことが望ましいことから、強制加入が定められています。 【総務省】 行政書士法第15条において、行政書士会は、会員の品位を保持し、その業務の改善進捗を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的として、設置されている旨が規定されています。具体的には、会員の業務の改善進捗に必要な講演会又は研修会の開催、業務に関係する法令の調査研究、会員の福利厚生などの事務を行っています。行政書士が行政書士会から業務の指導、助言、情報の提供等を受けることが業務を適正に遂行する上で不可欠であるため、行政書士会への入会は必要だと認識しております。 【法務省】 司法書士又は土地家屋調査士となる資格を有する者が司法書士又は土地家屋調査士になるためには、司法書士名簿又は土地家屋調査士名簿に登録を受けなければならない旨が規定されています。 行政書士法第6条第1項において、行政書士となるには、行政書士名簿への登録を受けなければならない旨が規定されています。 また、同法6条の2第2項において、日本行政書士連合会に登録を認められた場合は、同法16条の5において、事務所のある都道府県の区域に設立されている行政書士会の会員となる旨が規定されています。 【法務省】 司法書士となる資格を有する者が司法書士になるためには、司法書士会の会員にならなければならないとされています(司法書士法第57条第1項、第2項、第10条第1項第1号)。 また、司法書士会の会員でない者は、司法書士の業務を行うことができません(司法書士法第73条、第3条第2項第5号)。 土地家屋調査士となる資格を有する者が土地家屋調査士になるためには、土地家屋調査士会の会員にならなければならないとされています(土地家屋調査士法第52条第1項、第2項、第10条第1項第1号)。 また、土地家屋調査士会の会員でない者は、土地家屋調査士の業務を行うことができません(土地家屋調査士法第68条、第3条第2項第3号)。 【財務省】 税理士法49条の6により、税理士は、当然、税理士会の会員となることとされています。 【厚生労働省】 社会保険労務士法第25条の29により、社会保険労務士及び社会保険労務士法人は、当然、社会保険労務士会の会員となることとされています。 【経済産業省】 弁理士法第60条において、弁理士及び特許業務法人は、当然、日本弁理士会の会員となることとされており、強制加入制度を採用しています。	【金融庁】 公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類等の信頼性を確保することを使命としています(公認会計士法第1条)。 日本公認会計士協会は、この公認会計士の使命に鑑み、公認会計士の自治機能の強化を通じて、公認会計士監査制度の健全な発展と監査体制の強化を図られることを目的とした団体であり、この自治機能が十分に発揮されるためにはすべての公認会計士が、団体の運営に参画し、団体の組織規律と自主措置に使うことが望ましいことから、強制加入が定められています。 【総務省】 行政書士法第15条において、行政書士会は、会員の品位を保持し、その業務の改善進捗を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的として、設置されている旨が規定されています。具体的には、会員の業務の改善進捗に必要な講演会又は研修会の開催、業務に関係する法令の調査研究、会員の福利厚生などの事務を行っています。行政書士が行政書士会から業務の指導、助言、情報の提供等を受けることが業務を適正に遂行する上で不可欠であるため、行政書士会への入会は必要だと認識しております。 【法務省】 司法書士又は土地家屋調査士となる資格を有する者が司法書士又は土地家屋調査士になるためには、司法書士名簿又は土地家屋調査士名簿に登録を受けなければならない旨が規定されています。司法書士会又は土地家屋調査士会に入会しなければならないとされているのは、司法書士及び土地家屋調査士を国家資格制度とし、これに業務独占を認めたことに伴い、司法書士及び土地家屋調査士の業務を適正に行うことができる資格者を把握し、その者の司法書士及び土地家屋調査士としての業務を適正に遂行することを認めるため、司法書士及び土地家屋調査士であること公益することにあります。 また、司法書士会又は土地家屋調査士会の会員でない者は、司法書士又は土地家屋調査士の業務を行うことができません(司法書士法第73条、第3条第2項第5号)。 【財務省】 公認会計士法第46条の2 【総務省】 行政書士法第6条第1項 行政書士法6条の2 行政書士法第15条 行政書士法第16条の5 【法務省】 司法書士法第57条第1項、第2項、第10条第1項第1号、73条、第3条第2項第3号 土地家屋調査士法第52条第1項、第2項、第10条第1項、第2項、第10条第1項、第68条、第3条第2項第3号 【財務省】 税理士法49条の6 【厚生労働省】 社会保険労務士法第25条の29 【経済産業省】 弁理士法第60条	【金融庁】 公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類等の信頼性を確保することを使命としています(公認会計士法第1条)。 日本公認会計士協会は、この公認会計士の使命に鑑み、公認会計士の自治機能の強化を通じて、公認会計士監査制度の健全な発展と監査体制の強化を図られることを目的とした団体であり、この自治機能が十分に発揮されるためにはすべての公認会計士が、団体の運営に参画し、団体の組織規律と自主措置に使うことが望ましいことから、強制加入が定められています。 【総務省】 行政書士法第15条において、行政書士会は、会員の品位を保持し、その業務の改善進捗を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的として、設置されている旨が規定されています。具体的には、会員の業務の改善進捗に必要な講演会又は研修会の開催、業務に関係する法令の調査研究、会員の福利厚生などの事務を行っています。行政書士が行政書士会から業務の指導、助言、情報の提供等を受けることが業務を適正に遂行する上で不可欠であるため、行政書士会への入会は必要だと認識しております。 【法務省】 司法書士又は土地家屋調査士となる資格を有する者が司法書士又は土地家屋調査士になるためには、司法書士名簿又は土地家屋調査士名簿に登録を受けなければならない旨が規定されています。司法書士会又は土地家屋調査士会に入会しなければならないとされているのは、司法書士及び土地家屋調査士を国家資格制度とし、これに業務独占を認めたことに伴い、司法書士及び土地家屋調査士の業務を適正に行うことができる資格者を把握し、その者の司法書士及び土地家屋調査士としての業務を適正に遂行することを認めるため、司法書士及び土地家屋調査士であること公益することにあります。 また、司法書士会又は土地家屋調査士会の会員でない者は、司法書士又は土地家屋調査士の業務を行うことができません(司法書士法第73条、第3条第2項第5号)。 【財務省】 公認会計士法第46条の2 【総務省】 行政書士法第6条第1項、第2項、第10条第1項第1号、73条、第3条第2項第3号 土地家屋調査士法第52条第1項、第2項、第10条第1項、第2項、第10条第1項、第68条、第3条第2項第3号 【財務省】 税理士法49条の6 【厚生労働省】 社会保険労務士法第25条の29 【経済産業省】 弁理士法第60条	【金融庁】 公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類等の信頼性を確保することを使命としています(公認会計士法第1条)。 日本公認会計士協会は、この公認会計士の使命に鑑み、公認会計士の自治機能の強化を通じて、公認会計士監査制度の健全な発展と監査体制の強化を図られることを目的とした団体であり、この自治機能が十分に発揮されるためにはすべての公認会計士が、団体の運営に参画し、団体の組織規律と自主措置に使うことが望ましいことから、強制加入が定められています。 【総務省】 行政書士法第15条において、行政書士会は、会員の品位を保持し、その業務の改善進捗を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的として、設置されている旨が規定されています。具体的には、会員の業務の改善進捗に必要な講演会又は研修会の開催、業務に関係する法令の調査研究、会員の福利厚生などの事務を行っています。行政書士が行政書士会から業務の指導、助言、情報の提供等を受けることが業務を適正に遂行する上で不可欠であるため、行政書士会への入会は必要だと認識しております。 【法務省】 司法書士又は土地家屋調査士となる資格を有する者が司法書士又は土地家屋調査士になるためには、司法書士名簿又は土地家屋調査士名簿に登録を受けなければならない旨が規定されています。司法書士会又は土地家屋調査士会に入会しなければならないとされているのは、司法書士及び土地家屋調査士を国家資格制度とし、これに業務独占を認めたことに伴い、司法書士及び土地家屋調査士の業務を適正に行うことができる資格者を把握し、その者の司法書士及び土地家屋調査士としての業務を適正に遂行することを認めるため、司法書士及び土地家屋調査士であること公益することにあります。 また、司法書士会又は土地家屋調査士会の会員でない者は、司法書士又は土地家屋調査士の業務を行うことができません(司法書士法第73条、第3条第2項第5号)。 【財務省】 公認会計士法第46条の2 【総務省】 行政書士法第6条第1項、第2項、第10条第1項第1号、73条、第3条第2項第3号 土地家屋調査士法第52条第1項、第2項、第10条第1項、第2項、第10条第1項、第68条、第3条第2項第3号 【財務省】 税理士法49条の6 【厚生労働省】 社会保険労務士法第25条の29 【経済産業省】 弁理士法第60条	【金融庁】 公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類等の信頼性を確保することを使命としています(公認会計士法第1条)。 日本公認会計士協会は、この公認会計士の使命に鑑み、公認会計士の自治機能の強化を通じて、公認会計士監査制度の健全な発展と監査体制の強化を図られることを目的とした団体であり、この自治機能が十分に発揮されるためにはすべての公認会計士が、団体の運営に参画し、団体の組織規律と自主措置に使うことが望ましいことから、強制加入が定められています。 【総務省】 行政書士法第15条において、行政書士会は、会員の品位を保持し、その業務の改善進捗を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的として、設置されている旨が規定されています。具体的には、会員の業務の改善進捗に必要な講演会又は研修会の開催、業務に関係する法令の調査研究、会員の福利厚生などの事務を行っています。行政書士が行政書士会から業務の指導、助言、情報の提供等を受けることが業務を適正に遂行する上で不可欠であるため、行政書士会への入会は必要だと認識しております。 【法務省】 司法書士又は土地家屋調査士となる資格を有する者が司法書士又は土地家屋調査士になるためには、司法書士名簿又は土地家屋調査士名簿に登録を受けなければならない旨が規定されています。司法書士会又は土地家屋調査士会に入会しなければならないとされているのは、司法書士及び土地家屋調査士を国家資格制度とし、これに業務独占を認めたことに伴い、司法書士及び土地家屋調査士の業務を適正に行うことができる資格者を把握し、その者の司法書士及び土地家屋調査士としての業務を適正に遂行することを認めるため、司法書士及び土地家屋調査士であること公益することにあります。 また、司法書士会又は土地家屋調査士会の会員でない者は、司法書士又は土地家屋調査士の業務を行うことができません(司法書士法第73条、第3条第2項第5号)。 【財務省】 公認会計士法第46条の2 【総務省】 行政書士法第6条第1項、第2項、第10条第1項第1号、73条、第3条第2項第3号 土地家屋調査士法第52条第1項、第2項、第10条第1項、第2項、第10条第1項、第68条、第3条第2項第3号 【財務省】 税理士法49条の6 【厚生労働省】 社会保険労務士法第25条の29 【経済産業省】 弁理士法第60条	【金融庁】 公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類等の信頼性を確保することを使命としています(公認会計士法第1条)。 日本公認会計士協会は、この公認会計士の使命に鑑み、公認会計士の自治機能の強化を通じて、公認会計士監査制度の健全な発展と監査体制の強化を図られることを目的とした団体であり、この自治機能が十分に発揮されるためにはすべての公認会計士が、団体の運営に参画し、団体の組織規律と自主措置に使うことが望ましいことから、強制加入が定められています。 【総務省】 行政書士法第15条において、行政書士会は、会員の品位を保持し、その業務の改善進捗を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的として、設置されている旨が規定されています。具体的には、会員の業務の改善進捗に必要な講演会又は研修会の開催、業務に関係する法令の調査研究、会員の福利厚生などの事務を行っています。行政書士が行政書士会から業務の指導、助言、情報の提供等を受けることが業務を適正に遂行する上で不可欠であるため、行政書士会への入会は必要だと認識しております。 【法務省】 司法書士又は土地家屋調査士となる資格を有する者が司法書士又は土地家屋調査士になるためには、司法書士名簿又は土地家屋調査士名簿に登録を受けなければならない旨が規定されています。司法書士会又は土地家屋調査士会に入会しなければならないとされているのは、司法書士及び土地家屋調査士を国家資格制度とし、これに業務独占を認めたことに伴い、司法書士及び土地家屋調査士の業務を適正に行うことができる資格者を把握し、その者の司法書士及び土地家屋調査士としての業務を適正に遂行することを認めるため、司法書士及び土地家屋調査士であること公益することにあります。 また、司法書士会又は土地家屋調査士会の会員でない者は、司法書士又は土地家屋調査士の業務を行うことができません(司法書士法第73条、第3条第2項第5号)。 【財務省】 公認会計士法第46条の2 【総務省】 行政書士法第6条第1項、第2項、第10条第1項第1号、73条、第3条第2項第3号 土地家屋調査士法第52条第1項、第2項、第10条第1項、第2項、第10条第1項、第68条、第3条第2項第3号 【財務省】 税理士法49条の6 【厚生労働省】 社会保険労務士法第25条の29 【経済産業省】 弁理士法第60条

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
310918001	元年9月18日	元年10月1日	2年3月25日	銀行および銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制の見直し	銀行の業務範囲規制を緩和し、銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制を撤廃する。	<p>○人口減少・少子高齢化や大都市圏への人口移動等を背景に、市街地の再活性化支援や高齢者の保有する資産の管理・処分等、地域のニーズが多様化しており、現行の銀行および銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲では、十分な対応ができなくなっている。業務範囲規制の見直しにより、金融と非金融を組み合わせた幅広いサービスの提供が可能となれば、多様な顧客ニーズへの対応や一段・積極的な地方創生への取組みが可能となる。地方銀行が、地域における金融インフラの提供や地域経済の持続的発展への貢献を続けていく観点から、銀行に課されている業務範囲規制の緩和が必要と考える。</p> <p>○具体的には、取引先企業・地体から、事業承継・事業再生、地方創生の観点からの市街地再開発事業、コンパウンド形成事業等に係る不動産取引を仲介してほしいといったニーズが数多く寄せられている。また、地域活性化プロジェクトにおいて、コンサルティングや参加事業者のコーディネートにとどまらず、物販や宿泊など実際の事業運営に積極的に関与してほしいとの要望も寄せられている。</p> <p>このほか、高齢の個人顧客から、既存の集配金業務と組み合わせた高齢者の見守りサービス、家事代行等の生活サポートサービス、医療・介護施設の轉送等を行ってほしいとの声も寄せられている。</p> <p>○さらに、業務範囲に制約がなくなれば、例えば、観光活性化の観点から、地域に観光客を呼び込む施策を立案・実行する旅行代理店業務を行うことや、農業の付加価値向上に向けて、ITを活用した生産管理・トレーサビリティシステムの導入支援や、生産工程管理の認証の取得支援等に、銀行グループとして取り組んでいくことも考えられる。</p> <p>○銀行・銀行持株会社を頂点とするグループ(以下、銀行グループ)には業務範囲規制が課されている一方、銀行を保有する事業会社グループに同規制は課されておらず、競争条件の公平性が確保されていない。事業会社グループに対し、事後的に規制を強化することが現実的ではないとするれば、競争条件の公平性を確保する観点からは、銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制についても、撤廃する必要が有と考える。</p> <p>○銀行および銀行グループに対して業務範囲規制が課されている趣旨について、一般的に①利益相反取引の防止、②優越的地位の濫用の防止、③本業専念による効率性の発揮、④他業リスクの排除、が指摘される。</p> <p>(注)①については、銀行法(利益相反管理態勢の整備)、独占禁止法(優越的地位の濫用の防止)による防止措置の講れられており、必ずしも業務範囲規制は必要ないと考えられる。また、③本業専念による効率性の発揮については、金融を取り巻く環境変化に伴い、顧客が銀行に求めるサービスが多様化していく中で、限定列挙された業務範囲は、時代の変化に柔軟に対応できないと考えられる。</p> <p>さらに、④他業リスクの排除については、銀行を保有する事業会社グループにおいて、他業リスクが顕在化した事案は承知していない。自己資本比率規制など他の規制上の措置を講ずることによって健全性を確保すれば、必ずしも業務範囲規制は必要ないと考えられる。</p> <p>○金融審議会「金融制度スタディグループ」は、「中間整理」(2018年6月19日)において、「近年の低金利環境が継続する中では、預金金利と貸付金利の利幅は縮小傾向にあり、これによる収益の減少が顕著である一方で、貸付コストは安定している。貸付コストの減少は、銀行の業務範囲規制の緩和に関する検討は行われていないと承知しており、早期に具体的な検討が行われることを期待する。</p>	(一社)全国地方銀行協会	金融庁	銀行本体又は銀行若しくは銀行持株会社の子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られていない。	銀行法第10条～第12条、第16条の2、第52条の23	検討を予定	銀行本体及び銀行子会社等の業務範囲規制の撤廃及び見直しについては、他業を営むことによるリスクの選断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難です。	
310918002	元年9月18日	元年10月1日	2年3月25日	従属業務を営む銀行の子会社・兄弟会社に対する収入依存度規制の撤廃または緩和	従属業務を営む銀行の子会社・兄弟会社に対する収入依存度規制を撤廃または緩和する。	<p>○要項項目1「銀行および銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制の見直し」のうち、銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制の撤廃の検討に時間を要する場合、従属業務を営むグループ会社の一層の活用が可能となるよう、収入依存度規制を撤廃または緩和していただきたい。</p> <p>○現在、従属業務^(注1)を営む銀行の子会社・兄弟会社には収入依存度規制(銀行グループからの収入が総収入の50%以上であること等^(注2))が課されており、柔軟な業務運営を阻害している。</p> <p>(注1)事業用不動産の賃貸・保守点検等管理、広告宣伝、労働者派遣、事務物品購入・管理、システム管理、ATM保守等。 (注2)2017年4月の各報告より、システム管理やATM保守などの一部業務に係る収入依存度が総収入の40%以上へ引き上げられている。</p> <p>○収入依存度規制の背景は、「従属業務は銀行業からみれば他業であるため、無制限にこれを銀行グループ内で営むことは健全性確保の観点から適切でないと考えられる」(金融審議会「金融グループを営む制度のあり方に関するワーキング・グループ」報告<2015年12月2日>)こととされている。</p> <p>○銀行経営の健全性確保のための規制としては、別途、自己資本比率規制などの財務規制が存在している。事業会社を頂点とするグループについては、グループ内に銀行を保有しているも業務範囲に制限はないが、そうしたグループにおいて他業リスクが顕在化した事案は承知しておらず、財務規制があれば収入依存度規制は必要ないと考えられる。</p> <p>○収入依存度規制が撤廃・緩和されれば、銀行の子会社・兄弟会社による銀行グループ外へのより柔軟なサービス提供が可能となり、グループとして金融と非金融を組み合わせた取引先支援に積極的に取り組むことが可能となる。例えば、以下のような支援に、より積極的に取り組めるようになる。</p> <p>・親府のキャッシュレス化推進方針もあり、今後、取引先中小企業において、キャッシュレス決済(店頭・eコマース)を導入する動きが広がると予想される。このためのシステム構築等をより積極的に支援できると考えられる。</p> <p>・多くの取引先中小企業は人手不足に直面している。取引先中小企業の総務・経理業務を委託することにより、企業側が一層注力することを支援できると考えられる。</p> <p>・人材派遣業を行うことにより、取引先中小企業の人材確保を支援することができると考えられる(後掲「9」参照)。</p>	(一社)全国地方銀行協会	金融庁	銀行又は銀行持株会社の子会社として認められる従属業務会社については、当該銀行又は当該銀行持株会社の子会社その他これに類する者からの収入の合計が総収入の50%以上(システム管理やATM保守業務等を営む会社の場合は40%以上)、又は銀行・銀行持株会社グループと他の金融機関グループからの収入の合計が総収入の90%以上でなければなりません。	銀行法第16条の2第11項、第52条の23第10項平成14年3月29日金融庁告示第34号	対応不可	従属業務は銀行からみれば他業に当たるものの、分社化を通じて経営の効率化等を図ることを可能とする観点から、銀行等との一体性を確保することを前提として、当該業務を営む本会社を子会社とすることを許容しているものです。本規制を撤廃(又は緩和)した場合、他業リスクの回避や利益相反の防止など、銀行グループに課せられた業務範囲規制の趣旨を損なうおそれがあることから、慎重に検討が必要があり、また各銀行における抜本的なビジネスモデルの改革も無い中、直ちに提案に対応することは困難です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項

○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針	
									制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
310918003	元年 9月18日	元年 10月1日	2年 2月25日	不動産仲介業務の解禁 ①銀行または銀行の子会社・兄弟会社による不動産仲介業務の解禁	銀行または銀行の子会社・兄弟会社による以下の分野に限定した不動産仲介業務の取扱いを解禁する。 (a) 事業承継・相続に係る不動産の売買 (b) 事業再生に係る不動産の売買 (c) 担保不動産の売却 (d) 地公体の再開発事業、コンパクトシティ形成事業等に限定した不動産の賃貸	○要望項目「1」。銀行および銀行の子会社・兄弟会社の業務範囲規制の見直し」の検討に時間を要する場合、銀行または銀行の子会社・兄弟会社による不動産仲介業務の取扱いを解禁していただきたい。 ○現状、地方銀行は取引先より不動産売買に関する支援をしてほしいとのニーズが寄せられた際には、不動産業者を紹介して対応している。しかし、不動産売買に係る情報を銀行以外の者に知られたくないとする顧客もいる。銀行または銀行の子会社・兄弟会社において不動産仲介業務を行うことができれば、取引先への経営支援のワンストップサービス提供も可能となる。 ○また、地方銀行は、地域に根付いた独自の不動産情報を豊富に保有しており、地域の不動産業者に売却先・賃貸借先等を紹介・仲介することが可能である。地方銀行による紹介・仲介を可能とすることは、地域の不動産業者にとっても有益である。 ○昨年度の要望に対し、金融庁は「検討を予定」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。 ○銀行業務と一体化がある次のようなケースについては、他業禁止の趣旨の観点から問題ないと考ええる。 (a) 事業承継・相続に係る不動産の売買 取引先から銀行に対し、不動産の売買(経営者名義の事業用不動産の売却・整理等)を含めた事業承継や相続の相談が多く寄せられる。銀行が事業承継支援や相続支援の一環として不動産仲介を行うことができれば、顧客の利便性が高まる。 (b) 事業再生に係る不動産の売買 取引先が事業再生に取り組む際、経営改善計画に遊休不動産の売却を盛り込むケースが多い。銀行が再生支援の一環として不動産仲介を行うことができれば、円滑な不動産売却が可能となり、事業再生の実現可能性が高まる。 (c) 担保不動産の売却 最近、高齢化の進展により、相続発生時の債務引受けやリバースモーゲージの返済手続き等に伴う担保不動産の売却に関する顧客のニーズが高まっており、銀行が不動産仲介を行うことができれば、顧客の利便性が高まる。 (d) 地公体の再開発事業、コンパクトシティ形成事業等に限定した不動産の賃貸 地方銀行は地域に根付いた独自の不動産情報を豊富に保有している。地方銀行が関与している地公体の再開発事業、コンパクトシティ形成事業において、こうした情報を活用し、テナント誘致、空き家・空き店舗の解消のためのマッチングに取り組むことができれば、より円滑に事業成果を出すことにつながる。特に、空き家・空き店舗については、全国各地で大きな社会問題となっており、銀行に対し、その保有情報を活かしたマッチング機能を提供してほしいとの強いニーズがある。	(一社)全国 地方銀行協会	金融庁	銀行本体又は銀行若しくは銀行持株会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られていません。	銀行法第12条、第16条の2第1項	検討を予定	銀行における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遡進、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難です。	
310918004	元年 9月18日	元年 10月1日	2年 2月25日	不動産仲介業務の解禁 ②信託業営金融機関による不動産仲介業務の解禁	信託業営金融機関による不動産仲介業務の取扱いを解禁する。	○要望項目「3」。①銀行または銀行の子会社・兄弟会社による不動産仲介業務の解禁」を直ちに措置することが困難な場合は、信託業営金融機関による不動産仲介業務の取扱いを解禁していただきたい。 ○2002年の「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」の改正で、普通銀行本体での信託業務が認められた際、信託業営金融機関が営める業務から不動産仲介業務を含む不動産関連業務が除外されたが、同法の施行時に既に存在し、不動産関連業務を営んでいた信託銀行は引き続き当該業務を営んでよいこととされた。 ○制度上、同じ信託業営金融機関であるにもかかわらず、一部の銀行にのみ不動産関連業務の取扱いが認められていることは不合理である。 ○2002年の法改正時から存在していた信託銀行を傘下に収めたメガバンクがグループ一体となって不動産ビジネスを展開していることを考えると、信託業営金融機関に不動産業務を禁じている意義はない。また、銀行グループ間のイコールフットリングの観点から規制の不平等が生じている。 ○また、大都市圏を除く地方には信託銀行の店舗が少なく、信託銀行が主力業務としている不動産サービスの提供に関して地域間格差が生じている。	(一社)全国 地方銀行協会	金融庁	銀行は、一部の信託業営金融機関を除き、不動産業務を行うことが禁止されています。	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第3条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第3条第1項	検討を予定	銀行における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遡進、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
310918005	元年 9月18日	元年 10月1日	2年 2月25日	銀行の保有不動産の買値の柔軟化	銀行の保有不動産を、地域の事業者等に自由に賃貸できるように、監督指針を見直す。	<ul style="list-style-type: none"> ○銀行がIT技術等を活用しながら業務効率化を進めているため、保有不動産の余剰スペースが増加しており、今後さらに増加する方向にある。こうした中、銀行は、賃貸による余剰スペースの有効活用を検討している。 ○例えば、次のようなケースである。 <ul style="list-style-type: none"> ・店舗の統廃合等により、事業に使用しなくなった土地・建物を賃貸する。 ・店舗の移設・新設・改築等に際し、事業に必要とされるものより広い建物を作り、事業に使用しないスペースを賃貸する。 ・店舗の駐車場等を賃貸する。 ・ホール、社宅等の福利厚生施設を賃貸する。 ○銀行の保有不動産は、駅前や繁華街等の好立地に所在し、建物も頑健で駐車場を併設していることが多いなど、立地・ハードの両面で優れた特性を有している。このため、地域の事業者等から、銀行の保有不動産を賃借したいとのニーズが寄せられている。また、建設業者や設計会社等から、銀行店舗等の建替えに際して、高層化のうえ外部に賃貸することにより、地域活性化の観点から土地の有効活用を促すべきであるとの提案を受けることも多い。 ○しかし、銀行が保有不動産を賃貸する場合、金融庁の監督指針上の要件(やむを得ず賃貸を行うこと、経費支出が必要最低限にとどまること、賃貸規模が過大でないこと等)を満たしていることを自ら検証しなければならない。このため、殆どの銀行が賃貸を躊躇しており、上記のようなニーズや提案に応えられないのが実情である。 ○現状、「国や地方自治体のほか、地域のニーズや実情等を踏まえ公共的な役割を有していると考えられる主体(以下、公共的主体)からの要請があれば、外部賃貸に係る要件の一部を強引運用することが認められている。しかし、公共的主体が、私企業である銀行に要請することを躊躇したり、要請を得られるまでに長期間を要するケースが多い。公共的主体からの要請がない場合でも自由に賃貸ができるよう、監督指針を見直していただきたい。 ○銀行が、その保有する不動産を賃貸することが、他業禁止の趣旨(本業専念による効率性の発揮、他業リスクの排除)に反するとは考えにくい。また、銀行は、銀行法や禁止行為の禁止の弊害を生じさせない態勢整備業務や、優越的地位の濫用の禁止も課せられている。以上のように、銀行が保有不動産を賃貸することにより問題が生じる懸念はないと考えられる。 ○監督指針の見直しにより、医療、福祉、教育、商業など、地域の生活・インフラに係る事業者等に対し、銀行が保有不動産を自由に賃貸することが可能となれば、地域活性化の促進、にぎわいの創出に大いに貢献できると考えられる。 ○また、人口減少や超低金利環境の長期化等によって地方銀行の収益環境が厳しい中、保有不動産の減価の可能性を検討しなければならない状況が生じている。自由に賃貸することが可能となれば、保有不動産の経済価値が上がり、減価を回避できる可能性が高まるほか、銀行の収益性改善の一助となると考えられる。 	(一社)全国 地方銀行 協会	金融庁	銀行による保有不動産の賃貸については、その他の付随する業務(銀行法第10条第2項)として、賃貸の規模等一定の要件のもとで行うことが可能となっております。また平成29年9月の監督指針の改正により、自治体等の公共的な役割を有する主体からの要請に基づき賃貸を行う場合には、地方創生や中心市街地活性化の観点から、保有不動産の賃貸の規模や期間について柔軟に判断しても差し支えないことといたしました。	主要行等向けの総合的な監督指針V-3-2(4) 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針III-4-2(4)	検討を予定	保有不動産の賃貸に係る要件については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、銀行が、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、引き続き検討を行います。	
310918006	元年 9月18日	元年 10月1日	2年 7月29日	銀行グループによる人材派遣業務に係る規制緩和	<ul style="list-style-type: none"> (a) 銀行による人材派遣業務が銀行法上の「その他の付随業務」にあたることを明確化する。 (b) 人材派遣業務に係る従属業務会社の収入依存度規制を緩和する。 	<ul style="list-style-type: none"> (a) 銀行による人材派遣業務が銀行法上の「その他の付随業務」にあたることを明確化する。 (b) 人材派遣業務に係る従属業務会社の収入依存度規制を緩和する。 	(一社)全国 地方銀行 協会	金融庁	<p>要望 (a)</p> <p>銀行の営むことが出来る業務の範囲は、法令において規定されています。そのうち、「その他の付随業務」については、監督指針において、銀行業務との機能的な親近性やリスクの可質性、余剰能力の活用に関するかといった一定の要件のもと、業務として行なうことが可能と規定しております。</p> <p>要望 (b)</p> <p>銀行又は銀行持株会社の子会社として認められる従属業務会社については、当該銀行又は当該銀行持株会社の子会社その他これに類する者からの収入の合計が総収入の50%以上(システム管理やATM保守業務等を営む会社の場合は40%以上)、又は銀行・銀行持株会社グループと他の金融機関グループからの収入の合計が総収入の90%以上でなければなりません。</p>	<p>要望 (a)</p> <p>主要行等向けの総合的な監督指針V-3-2(4) 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針III-4-2(4)</p> <p>要望 (b)</p> <p>平成14年3月29日 金融庁告示第34号</p>	検討を予定	<p>要望 (a)</p> <p>人材派遣業務については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、銀行が、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、検討を行います。</p> <p>要望 (b)</p> <p>新型コロナウイルス感染症等の影響も踏まえ、少子高齢化の進展や人口の減少など日本社会・経済を取り巻く環境変化への対応を、さらに加速させていく必要があります。銀行が、こうした環境変化への対応に積極的に関与し、地域経済の再生や持続的な成長に貢献できるよう、今後、幅広い観点について検討してまいります。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
310918007	元年 9月18日	元年 10月1日	2年 7月29日	銀行がオペレーティングリースの媒介業務を定めることの明確化	銀行によるオペレーティングリースの媒介業務が銀行法上の「その他の付随業務」にあたることを明確化する。	○銀行本体におけるリース業務としては、銀行法上、ファイナンスリースの取扱いおよびその代理・媒介が認められている。 ○現状、取引先にオペレーティングリースへのニーズがある場合には、グループ内外のリース会社を紹介している。銀行担当者は、具体的な商品・サービスやコストの説明を行えないため、取引先が実際にリース会社と面談した際、商品がニーズに合致しないケースがある。 ○銀行本体でオペレーティングリースの媒介業務を営むことができれば、取引先に対し、融資やファイナンスリースと組み合わせで最適な資金計画を提案できると考えられる。 ○オペレーティングリースは、銀行法上、金融関連業務会社に認められている業務であり、銀行の本業(融資や取引先の経営支援)との親和性も高い。媒介であれば、リース物件を自身で保有しないため、付随するリスクは限定的である。	(一社)全国 地方銀行 協会	金融庁	銀行の営むことが出来る業務の範囲は、法令において規定されています。そのうち、「その他の付随業務」については、監督指針において、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性、余剰能力の活用に関するかといった一定の要件のもと、業務として行うことが可能と規定しております。	銀行法第10条～第12条 主要行等向けの総合的な監督指針V-3-2 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-2	検討を予定	オペレーティングリースの媒介について、取引先企業に対する経営支援等の観点から行われるものに関しては、銀行業務との機能的な親近性を認める余地も考えられます。他方、銀行法上認められているファイナンスリース及びその代理・媒介とは異なり、オペレーティングリースは物件の賃貸業に近い性質の業務であり、具体的な商品・サービスの説明等を行うことによる契約仲介責任など、銀行業務とは異なるリスクを抱える可能性がりますので、明確化については引き続き検討してまいります。	
310918008	元年 9月18日	元年 10月1日	2年 7月29日	銀行が自行開発システムの販売・媒介業務を定めることの明確化	(a)銀行が、自ら開発したシステムを販売することが、銀行法上の「その他の付随業務」にあたることを明確化する。 (b)銀行が、システムベンダー等と共同開発したシステムにつき、販売の媒介を行うことが、銀行法上の「その他の付随業務」にあたることを明確化する。	○銀行が開発し、自ら利用しているシステムの販売は、銀行業務に付随するものであり、余剰能力の活用にも資するものである。 ○共同開発システムの販売が「その他の付随業務」にあたることを明確化する。 ○現状、銀行は、他の金融機関からの要望に応じて、共同開発システムの見学の受入を行っている。しかし、共同開発システムの営業活動は行っておらず、購入希望先に対しては、改めて共同開発者を紹介している。 ○また、販売の媒介に伴うリスクは極めて限定的と考えられる。	(一社)全国 地方銀行 協会	金融庁	銀行の営むことが出来る業務の範囲は、法令において規定されています。そのうち、「その他の付随業務」については、監督指針において、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性、余剰能力の活用に関するかといった一定の要件のもと、業務として行うことが可能と規定しております。	銀行法第10条～第12条 主要行等向けの総合的な監督指針V-3-2 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-2	検討を予定	銀行が開発したシステム等の提供を通して、取引先企業の課題解決や生産性向上を図ることが可能となる場合には、銀行の取引先企業に対する経営支援強化の観点から、銀行業務との機能的な親近性を認める余地も考えられます。また、銀行が開発し、自ら銀行業務のために利用しているシステムであれば、その販売、販売の代理・媒介は、余剰能力の活用にも資するものと考えられます。しかしながら、システムの販売やその媒介に伴い、銀行業務とは異なるリスクを抱える可能性も考えられることから、明確化については引き続き検討してまいります。	
310918009	元年 9月18日	元年 10月1日	2年 3月25日	銀行の特例子会社に関する規制緩和	銀行の特例子会社(障害者の雇用の促進等に関する法律第44条の認可を受けた会社)について、銀行法の業務範囲規制の対象外とする。	○銀行の特例子会社(障害者の雇用の促進等に関する法律第44条の認可を受けた会社)は、銀行法の子会社の業務範囲内でデータ入力等の業務を行っている。しかし、銀行業におけるIT技術の進展やペーパーレス化により、特例子会社で実施する業務量は減少傾向にある。 ○銀行の特例子会社を銀行法の業務範囲規制の対象外とすれば、例えば、製菓、花の栽培など、取り組める業務の範囲が広がるため、地域の障害者雇用の維持・拡大につながるものと考えられる。	(一社)全国 地方銀行 協会	金融庁	銀行の子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られています。	銀行法第16条の2第1項	検討を予定	銀行及び銀行子会社が法令に基づき障害者雇用の取組を行うことは重要である一方、銀行の経営の健全性を維持する観点から課されている業務範囲規制も重要であり、慎重に検討していただく必要があります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
310918010	元年 9月18日	元年 10月1日	2年 4月23日	銀行の保険窓口に係る弊害防止措置の廃止または緩和	銀行の保険窓口に係る弊害防止措置(融資先販売規制、担当者分離規制、タイミング規制、非公開情報保護措置、知りながら規制)を廃止またはさらに緩和する。	<p>○現状、銀行窓における圧力販売は見られないにもかかわらず、弊害防止措置によって、金融サービスのワンストップ化が達成できず、融資先からの申込みを断絶せざるを得ないなど、顧客の利便性が損なわれている。</p> <p>○融資先、法人の経営者からは、貸付の確保に際しては生命保険、火災、賠償責任等に係る損害保険など、事業活動を取りまくリスクを軽減する法人向けの保険について、融資先に対するコンサルティングの一環として販売してほしいとの声が多く聞かれている。しかし、弊害防止措置により取引先のニーズに対応できない。</p> <p>○個人向けの保険販売促進状況にはどのような変化が生じており、弊害防止措置を廃止しても問題ないと考え、一銀行は、顧客本位の業務運営体制(フィデューシャリー・チューナー)の観点から、わかりやすい情報提供、個別の顧客に合わせたサービス提供等の明確化等に努めている。</p> <p>一銀行の保険ショップなど、顧客が保険購入を目的に来店することが明白で、圧力販売が生じえないチャネルからの申込みが増加している。</p> <p>○直ちに弊害防止措置を廃止することが困難な場合、以下のような緩和を検討していただきたい。</p> <p>① 損害保険を融資先販売規制の対象外とする</p> <p>生命保険のように長期性、再加入困難性がないことから弊害防止措置の対象とする必要がある。</p> <p>最近、業務などが複雑な内容が多発していることを挙げ、取引先の危機感が高まり、実質に備える損害保険を提案してほしいといった要望が増えている。</p> <p>本年7月19日、中小企業の実業継続力強化の支援を行うことを目的とした「中小企業強動化法」が施行された。本法は貸付と返済方針に関して、中小企業は、自然災害発生時に事業活動が継続できるよう、損害保険への加入等のリスクマネジメント対策を奨励する必要があるとしている。銀行による取引先への損害保険の販売は、本法の趣旨に沿ったものである。</p> <p>② 役員名(従業員個人以下)の従業員を融資先販売規制の対象外とする</p> <p>役員等ではない従業員は自らの勤務先がどの銀行から融資を受けているかを知らないことが多い。家計の安定的な資産形成が保たれる中、本規制は、保険を活用した資産形成や保険の充実等を図るための提案を阻害している。</p> <p>③ 特約地域金融機関の小口規制を緩和する</p> <p>特約地域金融機関(注)は、1契約あたりの通算保険金額・給付金額に制限(小口規制)があり、顧客の必要保障を満たす保険提案を行うことができないケースが多く、顧客利便性を著しく損ねている。1契約あたりの通算保険金額・給付金額の上限を引き上げるべきである。</p> <p>(注)特約地域金融機関の場合、融資先販売規制の対象となる法人の従業員数が20人以下(特約地域金融機関でない場合50人以下)に緩和される一方、販売商品が小口に限定される。</p> <p>④ 非公開情報保護措置の適用除外の範囲を拡大する</p> <p>非公開情報保護措置は、銀行が顧客情報を扱うことを通じて得た顧客情報を保険募集に利用することを禁止している。本規制は、銀行にのみ課されており(例えば証券会社等は対象外)、合理性がない。直ちに廃止することが困難な場合、まずは保険募集の準備行為(保険の募集を目的としたリストの作成等)を本規制の対象外としていただきたい。</p>	(一社)全国 地方銀行 協会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	<p>銀行等による保険募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、</p> <p>・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる</p> <p>等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。</p> <p>銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。</p>	
310918011	元年 9月18日	元年 10月1日	2年 4月23日	生命保険の募集に係る構成員契約規制の廃止	生命保険の募集に係る構成員契約規制を廃止する。特に、生命保険募集人と人的関係(役職員の兼職、出向等の人事交流)を有する法人に関する規制については廃止する。	<p>○生命保険募集人(銀行等)と「密接な関係」(一定の資本関係や人事交流等)を有する法人の役員員に対しては、当該役員員が自らの意思で保険商品の購入を銀行等に申し出た場合であっても、銀行等は当該商品の説明できないことになっている。本規制は顧客の利用を損ない、銀行等における生命保険販売の障壁となっている。</p> <p>○銀行から役員員が出向している法人や、役員員が兼職している法人については、人的関係が密接とみなされる。その結果、銀行から担当者1名だけ出向している先など圧力販売が起こり得ない先まで規制対象となるなど、不合理な規制となっている。例えば、地方銀行の場合、地域の企業や大学等から人員の派遣要請を受け、企業等の人手不足への対応や地方創生への貢献の観点から、それに応じようとするケースが増加しているが、そうした場合でも出向先の全役員員に対して生命保険募集はできない。</p> <p>○加えて、銀行等が生命保険を募集する際は、商品内容やリスク等の説明を行う前に顧客の勤務先を確認する必要がある。個人情報への関心が高まる中、このような不自然な確認事務を行うことにより顧客に無用な不快感を惹起する結果となっている。</p> <p>○保険窓口に関する圧力販売については、独占禁止法の禁止規定が存在しているほか、要項項目「9. 銀行の保険窓口に係る弊害防止措置の廃止または緩和」で述べた窓販を進める状況を踏まえれば、本規制は不要である。</p> <p>○直ちに本規制を廃止することが困難な場合、生命保険募集人と人的関係を有する法人について、役員でなく一般職員としてのみ出向している場合や、出向人数が僅少である等の圧力販売が起こり得ない先について、本規制の対象外とすることを検討していただきたい。</p> <p>○昨年度要望に対し、金融庁は「検討を予定」と回答しており、早期に検討を進めていただきたい。</p>	(一社)全国 地方銀行 協会	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集の一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-2(11)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請、「◎」に該当するものを除くする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
310918014	元年 9月18日	元年 10月1日	2年 3月25日	海外発行カード対応ATMでの引出手数料を柔軟に設定できるATMでの引出手数料に関する利息制限法等の緩和	海外発行カード対応ATMでの引出手数料を柔軟に設定できるようにするため、海外カードによる取引について、利息制限法等で定めるATM利用料の上限の例外とする。また、国内銀行が発行したクレジットカードの保有者が海外のATMでキャッシングした場合に海外のATM設置事業者から請求される引出手数料を利息制限法等の例外とする。	○「利息制限法施行令」および「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令」において、利息とみなされないATM利用料の上限は、1万円以下の額108円、1万円を超える額216円と定められている。 ○国内銀行のATMにおいて、海外発行のクレジットカードやキャッシュカードを利用する場合、国際カードブランドのATMネットワークや、当該ネットワークと自前のシステムを併用する国内クレジットカード会社への手数料が発生する。 ○これらの手数料は、上記のATM利用料の上限を上回る場合が多い。国内銀行の海外発行カードの引出手数料を、ATM利用料の上限の例外(対象外とする。または別途上限を設ける)とすれば、より柔軟な手数料設定が可能となり、海外発行カード対応ATMの増加、訪日外国人観光客の利便性向上につながる。 ○政府は訪日外国人観光客数を2020年に4,000万人とする目標を掲げ、「観光ビジョン実現プログラム2019」(2019年6月)において、海外発行カード対応ATMの設置促進を盛り込んでいる。 ○また、国内銀行が発行したクレジットカード保有者が、海外のATMでキャッシングした場合、海外のATM設置事業者から国内銀行を経由してカード保有者に対して引出手数料が請求される。 ○この請求額は利息制限法等において利息とみなされないATM利用料の上限を超えることが多く、その差額は国内銀行が負担せざるを得ない状況となっている。カード保有者が海外のATMを利用した場合の手数料についても利息制限法等の対象外にしていただきたい。 ○昨年度要望に対する回答が未だに示されていない。東京オリンピック・パラリンピック開催まで年を切っており、早期に回答・検討していただきたい。	(一社)全国地方銀行協会	金融庁 消費者庁 法務省	出資法上の貸付及び利息制限法上の営業的金銭消費貸借において、利息とみなされない現金自動支払機その他の機械の利用料の範囲は、現金自動支払機その他の機械を利用して受け取り、又は支払う金額が1万円以下の場合には110円、1万円を超える場合は220円までとされております。	利息制限法施行令第2条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令第2条	その他	海外発行のクレジットカードやキャッシュカードを国内銀行のATMで利用する場合の手数料の扱いについては、実態を踏まえた上で、関係法令に関わる制度の趣旨等を勘案し、引き続き検討する考えです。 なお、国内銀行が発行したクレジットカードの保有者が海外のATMでキャッシングする場合の手数料については、関係法令に関わる制度の趣旨に照らし、直ちに緩和することは適当ではないと考えます。	
310918015	元年 9月18日	元年 10月1日	元年 12月19日	休眠預金の異動事由の弾力化(同一通帳内にある複数預金の一元的な異動日管理の誘容)	以下ケースについて、認可を受けたうえで同一通帳内にある他の預金(休眠預金の対象預金)の異動事由とすることを可能とする。 (a) 同一通帳内に法の対象預金と非対象預金があり、非対象預金に出入金等があった場合 (b) 同一通帳内にある複数の対象預金のうち、1つの預金に法第2条第5項3号または4号による最終異動日等の更新があった場合	○2018年1月、休眠預金法が施行され、10年以上、入出金等の異動がない預金(休眠預金)は、預金保険機構に移管され、民間公益活動に活用されることとなった。 ○預金の異動事由としては、同法の対象預金の入出金等のほか、各銀行が当局の認可を受けたうえで、複数の預金等を組み合わせた商品において他の預金等に入出金等があった場合、などを加えることが可能となっている。 ○以下のケースについては、「複数の預金等を組み合わせた商品において他の預金等に入出金等があった場合」に該当しないことから、同一通帳内の預金に最終異動日等の更新があった場合でも他の預金(休眠預金法の対象預金)の異動事由とすることができない。 (a) 同一通帳内に法の対象預金と非対象預金があり、非対象預金に出入金等があった場合 例えば、同一通帳内に障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度に係る預金がある場合、この預金の入出金等(他の預金の異動事由としない)は、少額貯蓄非課税制度に係る預金等(非対象預金)を法の対象預金に含めず、こうした非対象預金等の入出金等を同一通帳内の預金の異動事由とできるよう検討していただきたい。 一昨年度要望に対する金融庁のコメントは、「非対象預金等(少額貯蓄非課税制度の対象となる預金等)に異動事由を觀念するためには、これを休眠預金法の「預金等」に含める必要があると考える」。 (b) 同一通帳内にある複数の対象預金のうち、1つの預金に法第2条第5項3号または4号による最終異動日等の更新があった場合 法第2条第5項3号(通知を発した日)および4号(当該預金等が預金等に該当することとなった日)は、施行規則第4条第3項6号の複数の預金等を組み合わせた商品に係る異動事由として認められていない。 例えば、総合口座に、最終異動日等から9年を経過した2つの預金(残高1万円以上の定期預金と1万円未満の普通預金)がある場合、定期預金には通知状が送付されるが、普通預金には通知状が送付されないことがある。通知を発した日は、複数の預金等を組み合わせた商品に係る異動事由として認められていないため、普通預金のみが休眠預金として移管されることになれば、顧客の混乱を招く。法第2条第5項第3号、4号についても、複数の預金等を組み合わせた商品に係る異動事由として認めていただきたい。	(一社)全国地方銀行協会	金融庁	休眠預金等活用法では、同法の対象となる預金等に係る最後の異動事由があった日等(最終異動日等)から10年を経過した預金等を「休眠預金等」と定義しています。 同法の異動事由は、金融機関の実務等を踏まえて、以下の①及び②の事由が対象となります。 ① 預金等が当該預金等を利用する意思を示したものと認められる事由(入出金、手形、小切手の提示など) ② 上記①に準じる事由(通帳記載、残高照会、総合口座等)に含まれる同法の対象となる他の預金等の異動など)のうち、金融機関が同法に基づく業務を円滑に実施するため上記①と同様に取扱うことが必要かつ適当なものであるとして、行政庁の認可を受けた事由 同法の対象外の預金等の入出金等については、同法の預金等の異動事由となりません。 また、他の預金等に係る通知の発出や預金等への該当については、預金等の異動事由となりません。	民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第2条第2項、第4項、第5項、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則第3条、第4条第3項	検討を予定	休眠預金等活用法の対象となる預金等の異動事由の範囲に新たな事由を加えることについては、休眠預金等となるか判断するための基準に用いることが適切であるかどうか、預金等々の利便性、金融機関における実務の状況などを踏まえつつ、検討してまいります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
310918017	元年 9月18日	元年 10月1日	元年 12月19日	犯罪収益移転防止法関連 ①税金・公金・公共料金の納付における銀行の取引記録の保存(7年)を不要とする	税金・公金・公共料金の納付における銀行の取引記録の保存(7年)を不要とする。	○銀行は、犯罪収益移転防止法に基づき、税金・公金・公共料金の支払いについて取引記録の保存が求められるが、コンビニの場合は不要となっている。 ○税金の収納票等で金融機関控えがない場合、顧客に取引記録の作成に協力していただく負担を強いている。同じサービスであるにもかかわらず、コンビニと対応が異なることは顧客の理解を得られない。 ○税金・公金・公共料金の支払いが口座資金供与やマネー・ローンダリングとは関係のない取引であることは明らかであり、そのような取引の記録保存を犯罪収益移転防止法で義務付ける必要はないと考える。 ○昨年度要望に対し、警察庁および金融庁より「国又は地方公共団体に対する商品の納付又は納入であっても、当該商品が犯罪による収益であるおそれが全くないとはいえない」旨の回答があったが、コンビニによる収納には取引記録の保存を不要としているのに対し、銀行による収納には同記録の保存を必要とする理由が不明確である。	(一社)全国 地方銀行 協会	警察庁 金融庁	金融機関等の特定事業者は、顧客等との間で特定取引(10万円を超える現金送金等)を行う際には、原則、本人特定事項の確認(取引時確認)を義務付けていますが、国又は地方公共団体に対する商品の納付又は納入及び公共料金の支払に係る取引は、簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として、取引時確認等は不要とされています。 また、特定事業者は、特定業務(特定事業者が行う業務)を行った場合には、少額の取引等一定の取引を除き、取引に係る記録の作成及び保存を義務付けられています。	犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第4条、第6条、第7条、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(平成20年政令第20号)第6条、第7条、第15条、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号)第4条	対応不可	国又は地方公共団体に対する商品の納付又は納入及び電気、ガス又は水道水の料金の支払であっても、これらの取引原資が犯罪による収益であるおそれが全くないとはいえず、事後的に口座資金供与やマネー・ローンダリングに係る取引に関する資金フローを可視化し、追跡する必要がある。また、国又は地方公共団体に対する商品の納付又は納入及び電気、ガス又は水道水の料金の支払については、疑わしい取引の届出義務の対象であり取引記録の作成及び保存が行われていれば、届出の作成にも資すると考えられます。FATF勧告においても、金融機関は、権限ある当局からの情報提供の要請に対し迅速に対応することができるよう、国内取引及び国際取引に関する全ての必要な記録を保存することが求められているとされています。したがって、税金・公金・公共料金の納付に係る取引記録の保存を不要とすべきとの提案を受け入れることは困難であると考えております。	
310918018	元年 9月18日	元年 10月1日	元年 12月19日	犯罪収益移転防止法関連 ②「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」である大学等に対する入学金・授業料等の支払いに該当することとする	以下(ア)の取引について、「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」である大学等に対する入学金・授業料等の支払いに該当することとする。 (a) 受験料の支払い (b) 専修学校の一般課程の入学金・授業料等の支払い (c) 大学等への施設設備費、図書費、寄付金等の支払い(入学金・授業料と同時に支払われない場合) (d) 幼稚園の入園料・授業料等の支払い	○2016年10月より、大学等に対する入学金・授業料等の支払いに関する取引については、マネー・ローンダリングに利用されるおそれが極めて低いため、「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」として取引時確認が不要となった。○しかし、以下の取引は、大学等に対する入学金・授業料等の支払いに該当しないと整理されているため、マネー・ローンダリングに利用されるおそれは極めて低いと考えられるにもかかわらず、銀行は取引時確認を行っており、顧客に過重な負担を強いている。これらの取引も「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」に含めるべきである。 (a) 受験料の支払い 入学金・授業料等に該当するものは、「入学金・授業料と同時に支払われるもの」とされており、受験料は該当しない。入学金・授業料と同様、受験料の支払先は大学等であり、支払目的も明確であることからマネー・ローンダリングに利用されるおそれは極めて低い。 本人確認書類の不足により支払いを受け付けられず、受験料の納付が期限に間に合わないこととなれば、受験機会を奪うことになる。 (b) 専修学校の一般課程の入学金・授業料等の支払い 専修学校のうち高等課程および専門課程への入学金・授業料等の支払いは「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」の対象となっているものの、一般課程は対象となっていない。専修学校の設置には都道府県知事等の認可が必要であり、認可にあたって都道府県が適合性を確認していることから、マネー・ローンダリングに利用されるおそれは極めて低い。高等課程・専門課程と一般課程でマネー・ローンダリングに利用されるリスクは同じであると考える。 また、高等課程・専門課程と一般課程で対応が異なることは、顧客の理解を得られない。さらに、振込依頼書に課程の別が記載されており、かつ、顧客もどの課程かを認識していることあり、その場合には都道府県民のホームページで確認する必要があるなど、窓口での対応負担が生じている。 (c) 大学等への施設設備費、図書費、寄付金等の支払い(入学金・授業料と同時に支払われない場合) 大学等への施設設備費、図書費、寄付金等は、入学金・授業料と同時に支払われる場合は、「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」の対象となるが、同時に支払われない場合は対象とならない。入学金・授業料と同時に支払われる場合は、マネー・ローンダリングに利用されるリスクには関係ないと考える。支払先や支払目的が同じであるのに、同時支払いか否かで対応が異なることは顧客の理解を得られない。 (d) 幼稚園の入園料・授業料等の支払い 大学等の学校あての入学金・授業料等の支払いは「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」の対象となっているが、幼稚園あての支払いは対象となっていないことは顧客の理解を得られない。幼稚園の設置には都道府県の認可が必要であり、認可にあたって都道府県が適合性を確認していることから、マネー・ローンダリングに利用されるおそれは極めて低い。	(一社)全国 地方銀行 協会	警察庁 金融庁	金融機関等の特定事業者は、顧客等との間で特定取引(10万円を超える現金送金等)を行う際には、原則、本人特定事項の確認(取引時確認)を義務付けていますが、学校教育法第1条に規定する小学校等に対する入学金・授業料その他これらに類するものの支払に係る取引は、簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として、取引時確認等は不要とされています。	犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第4条、第6条、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(平成20年政令第20号)第7条、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号)第4条	(a) 対応不可 (b) 対応不可 (c) 検討を予定 (d) 検討を予定	(a) 入学金・授業料等の支払いについて簡素な顧客管理を認めることとしているのは、義務教育の課程による学齢児童及び学生生徒については市町村の教育委員会により学齢簿が編製され、また、高等学校、高等専門学校、大学等については入学資格が義務教育課程の学校の卒業等を前提として、学校がこれを確認した上で入学がなされることから、学生の実在性が担保されるためです。一方、入学試験の受験料については、入学前に支払が行われるもので、学齢簿の確認等の学生の実在性を担保する措置を伴わないことから、入学試験の受験料の支払に係る取引については、簡素な顧客管理を認めることは困難です。 (b) 「専門課程」及び「高等課程」については、高等学校及び大学と同様、入学資格が定められており、学生の実在性が担保されています。一方、「一般課程」については、入学資格の定めがなく、学生の実在性が担保されていないことから、簡素な顧客管理を認めることは困難です。 なお、入学金等の振込用紙には、専修学校の課程を明記することとされており、金融機関の窓口において、各課程を区別することは可能と考えております。 (c) 入学金、授業料と同時に支払われない施設設備費、図書費、寄付金等の支払に係る取引について簡素な顧客管理を認めるべきかどうかについては、マネー・ローンダリングやテロ資金供与リスクを踏まえ、今後検討に値すると考えております。(令和元年度内検討開始、令和2年度内結論予定) (d) 幼稚園の入園料・授業料等の支払に係る取引について簡素な顧客管理を認めるべきかどうかについては、マネー・ローンダリングやテロ資金供与リスクを踏まえ、今後検討に値すると考えております。(令和元年度内検討開始、令和2年度内結論予定)	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
310918021	元年 9月18日	元年 10月1日	2年 3月25日	銀行持株会社が共通・重複業務を行う場合の手続きの簡素化(認可から届出へ変更)	銀行持株会社が、グループに属する2以上の会社に通する業務を実施する場合の手続きを認可から届出へ変更する。	<p>○2017年4月より、銀行持株会社は内閣総理大臣の認可を得たうえで、グループ内の銀行を含む2以上の会社に通する業務であって、持株会社が実施することがグループの業務の一体的かつ効率的な運営に資する業務(共通・重複業務)を営むことが可能となった。</p> <p>○共通・重複業務の内容は、システムの設計・運用・保守、福利厚生に関する事務等であり、その多くが銀行法施行規則第17条の3第1項の従属業務または同条第2項の金融関連業務と重複している。</p> <p>○銀行が従属業務または金融関連業務を営む会社を子会社とする際の手続きは届出となっている。従属業務・金融関連業務を銀行の子会社で営む場合と銀行持株会社で営む場合で、グループ全体の健全性に与える影響に差はないと考えられる。</p> <p>○本件は、グループ内で共通・重複する業務に限って銀行持株会社に集約して効率化を図るものであり、銀行持株会社によるグループの経営管理が疎かになるとは考えられない。</p> <p>○これらの点から、銀行持株会社が共通・重複業務を行う場合の手続きも届出として問題ないと考える。</p> <p>○昨年度要望に対し、金融庁より「認可制から届出制とすることを前提に検討を行う旨の回答が示されており、早期に検討していただきたい。</p>	(一社)全国 地方銀行 協会	金融庁	銀行持株会社は、銀行持株会社グループの経営管理及びそれに附帯する業務のほか、内閣総理大臣の認可を前提に、当該グループに属する2以上の会社(銀行を含む場合に限る。)に通する業務であって、当該業務を当該銀行持株会社において行うことが当該グループの業務の一体的かつ効率的な運営に資するものとして内閣府令で定めるもの(共通・重複業務)を、当該会社に代わって行うことができます。	銀行法第52条の21の2	検討を予定	銀行持株会社が共通・重複業務を行う場合の手続きについて、監督上の必要性や他業態の状況、金融機関における事務負担軽減等の観点を踏まえ、認可制から届出制とすることを前提に検討を行います。	
310918022	元年 9月18日	元年 10月1日	2年 3月25日	報告・届出の廃止・簡素化 ①信託契約代理業を営む営業所・事務所の所在地変更届の廃止	信託契約代理業を営む営業所・事務所の所在地に変更があった場合の届出を廃止する。	<p>○銀行が信託契約代理業の登録を受ける場合、内閣総理大臣に信託契約代理業を営む営業所・事務所の所在地等を記載した申請書を提出する必要がある。この申請書の記載事項に変更があった場合、銀行は30日以内に変更の届出を行わなければならない。</p> <p>○銀行は、銀行法に基づき、銀行の営業所の位置変更があった場合、内閣総理大臣に変更の届出をしており、当該届出を確認することで所在地変更の確認は可能である。</p> <p>○信託契約代理店が、営業所・事務所の所在地を記載した「信託契約代理業務に関する報告書」を、事業年度ごとに内閣総理大臣に提出していることに鑑みても、本件届出は不要と考える。</p>	(一社)全国 地方銀行 協会	金融庁	銀行は、営業所の位置の変更等しようとするときは、金融庁又は財務局に対し、その旨を届け出ることが義務付けられています。また、当該届出を行わなかった場合は、100万円以下の過料に処されることとなっています。信託契約代理店は、登録申請時の届出事項(営業所や事務所の所在地を含む)に変更があったときは、その日から30日以内に、財務局に対し、その旨を届け出ることが義務付けられています。また、当該届出を行わなかった場合は、30万円以下の過料に処されることとなっています。	銀行法第8条第1項 信託業法第71条第1項	対応不可	銀行業と信託契約代理業は異なる業態であり、それぞれの法令において、届出の提出先、時期、罰則規定が異なっています。銀行業と信託契約代理業を兼業している者を前提にして、いずれか一方の届出を廃止することは困難です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎：各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○：所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
310918024	元年 9月18日	元年 10月1日	元年 12月19日	報告・届出の廃止・簡素化 ③四半期開示の任意化	四半期開示(四半期報告書および四半期決算短信)を任意とする。	○企業の持続的成長と中長期的な企業価値向上が求められる中、四半期開示(四半期報告書および四半期決算短信)には、企業や投資家の短期的利益志向を助長しかねないとの批判がある。 —英国は2014年、フランスは2015年に四半期開示義務を廃止、ドイツは2015年に法律上の四半期開示義務を廃止(取引所規則によって四半期開示義務が継続)。 ○巨額の貸倒の発生や有価証券の減損といった事象が発生した場合は、適時開示制度により速やかに開示されることになっており、企業の興衰の兆候把握は可能である。	(一社)全国 地方銀行 協会	金融庁	金融商品取引法第24条の4の7	検討を予定	我が国の四半期決算短信と四半期報告書の役割分担について、金融審議会の議論では、四半期決算短信の透明性に着目した記載内容の合理化を行うこととされました。これを踏まえ、平成29年2月に東京証券取引所において、四半期決算短信の簡素化が行われ、四半期決算短信において記載を要請される事項がサマリー情報及び四半期連結財務諸表に限定されました。また、投資者の投資判断を誤らせるおそれがない場合には、四半期決算短信の開示時点では、四半期連結財務諸表の開示を行わずともよいとされています。この見直しにより、四半期決算短信については、欧米のアーニングリリス並みに合理化され、実際に、四半期決算短信として、サマリー情報と四半期連結財務諸表のみを開示する事例も増えているなど、開示書類作成に係る負担も相当程度軽減されているものと考えられます。 第1及び第3四半期開示義務の異なる見直しについては、四半期開示は、中長期的視点で投資を行う観点からも進捗確認の意義を認める見解が大勢である。欧米の上場企業と比較して日本の上場企業の開示内容が見劣りするのではないかと指摘もある中、企業の開示姿勢の後退を受け取られれば海外投資家の我が国への投資に水を差すおそれがある、といった指摘があるほか、英・仏では、四半期開示を行っていない企業の株価が、米国の同業者の四半期開示情報に過剰反応するなど、株価の変動性が高まっている。どの指摘もあるところであり、投資家をはじめとする様々なステークホルダーの幅広い意見を踏まえ、市場への影響をよく見極めつつ、慎重に検討を行う必要があると考えられます。 平成30年6月に公表された金融審議会報告では、現時点において四半期開示制度を見直すことは行わず、引き続き、日本における情報開示の十分性や海外の動向等を注視し、必要に応じてそのあり方を検討していくこととしています。いずれにせよ、海外の動向等を注視しつつ、必要な対応を検討してまいります。		
310918023	元年 9月18日	元年 10月1日	2年 8月26日	報告・届出の廃止・簡素化 ②委託金融商品取引業者との顧客情報の授受に関する書面同意取得方法の弾力化	登録金融機関が委託金融商品取引業者との間で顧客情報を授受する場合の事前同意について、口頭同意を許容する。	○登録金融機関(銀行)が、事前に顧客の書面による同意を得ることなく、顧客情報を委託金融商品取引業者(証券会社)に提供すること、または委託金融商品取引業者から取得した顧客情報を利用して有価証券の売買等の勧誘を行うことは禁止されている。 ○一方、保険募集の非公開情報保護措置(注)では、口頭による同意を得たうえで、その旨を記録し、契約申し込みまでに書面による同意を得る方法が認められている。 (注)銀行が、事前に書面その他の適切な方法により顧客の同意を得ることなく、非公開金融情報を保険募集に利用することが禁止されている。 ○保険募集と同様、登録金融機関と委託金融商品取引業者との間の顧客情報の授受についても、口頭同意を認めていただきたい。口頭同意が認められれば、最終的な契約締結の際に、併せて正式な同意書面を徴求することで足り、顧客の負担が軽減される。	(一社)全国 地方銀行 協会	金融庁	金融商品取引法第40条 金融商品取引業等に関する内閣府令123条第1項第24号	対応不可	本件指摘の事例は、銀行が保険募集を行うにあたり、自行内で保有する顧客情報が自行が利用する場合を想定しているものです。一方、本規制は登録金融機関(銀行)に一定の証券業務を解禁するにあたり、登録金融機関(銀行)の保有する顧客情報が証券会社に流出することを防ぐためのものであり、顧客から明確に同意を得た場合に限り、共有を認めることとしたのです。その規制の趣旨を踏まえれば、措置は困難です。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
310918025	元年 9月18日	元年 10月1日	2年 3月25日	報告・届出の廃止・簡素化 ④業務報告書等の廃止	銀行法に基づき提出している業務報告書等を廃止する。	○銀行は、事業年度ごとに業務報告書、中間業務報告書、連結業務報告書、連結中間業務報告書(以下、業務報告書等)を金融庁へ提出している。 ○昨年度要望に対し、金融庁より「業務報告書等については、個々の銀行の監督を行う上で重要なモニタリング資料の一つであるため、当該報告書等自体の廃止は困難」との回答が示されたが、業務報告書等の記載事項の多くは、銀行が別途作成している有価証券報告書、事業報告、ディスクロージャー誌等と重複・類似している。銀行監督上必要なものがあればオフサイト・モニタリングで徴求可能であり、業務報告書等を廃止しても問題ないと考える。 ○直ちに業務報告書等を廃止することが困難な場合、以下の簡素化を検討していただきたい。 (a) 有価証券報告書を提出している銀行は、業務報告書等の提出を不要とする (b) 業務報告書等の項目を削減する 「第1事業概況表」を削除する(事業報告や有価証券報告書等で概ね代替可能であるため)、決算状況表と重複する事項(自己資本比率の状況等)を削除するなど、項目を削減する。 (c) 添付対応を簡素化する 2017年11月より、業務報告書について「同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる」とされたものの、添付する書類が多い、添付書類の参照箇所を明瞭に記載する必要があるので事務負担軽減の効果は限定的である。 同一の事項を記載した書類の添付を不要とするとともに、参照する書類の名称(事業報告、有価証券報告書等)を記載するのみでよいこと(参照箇所の記載を不要)を明確化する。	(一社)全国 地方銀行 協会	金融庁	銀行法第19条	検討を予定	銀行法に基づく業務報告書等については、個々の銀行の監督を行う上で重要なモニタリング資料の一つであるため、当該報告書等自体の廃止は困難であるが、金融機関における事務負担軽減の観点から簡素化等を図る余地がないか慎重に検討を行います。		
310918026	元年 9月18日	元年 10月1日	2年 7月29日	報告・届出の廃止・簡素化 ⑤銀行が有価証券報告書と事業報告の一体的開示を行うための様式の改正	銀行が有価証券報告書と事業報告の一体的開示を行えるよう、銀行法施行規則別紙様式(事業報告)を改正する。	○2018年12月、内閣官房および金融庁等が「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組の支援について」を公表するなど、一体的開示を行いやすくするための環境整備が進められている。 ○一方、銀行は銀行法施行規則別紙様式第9号(特定取引勘定設置銀行においては第9号の2)により事業報告の様式が定められており、有価証券報告書との一体的開示が行えない状況にある。 ○例えば、役員の数について、金商法により有価証券報告書においては男女別の人数や役員の生年月日を記載することとなっているが、会社法上の事業報告においては、それは必須記載事項となっていない。このため、銀行法上の事業報告様式(別紙様式第9号)には当該事項の記載欄がなく、一体的開示が行えない。 ○銀行が有価証券報告書と事業報告の一体的開示を行えるよう、銀行法施行規則別紙様式を改正する、または、必要な情報が記載されていれば必ずしも様式と一致しなくてもよいとする措置を講じていただきたい。 ○昨年度要望に対し、金融庁より「銀行法施行規則別紙様式についても、一体的開示のための対応について検討していく」旨の回答が示されており、早期に検討していただきたい。	(一社)全国 地方銀行 協会	金融庁	銀行法第22条 銀行法施行規則第20条第1項 銀行法施行規則別紙様式第9号、第9号の2	検討に着手	昨今の事業報告と有価証券報告書の一体的開示に向けた取組みを踏まえ、銀行法施行規則別紙様式についても、一体的開示のための対応について検討してまいります。		
310920001	元年 9月20日	元年 10月1日	2年 4月23日	銀行窓口に係る弊害防止措置(融資先販売規制・担当者分離規制)の撤廃	顧客利便性向上の観点から、銀行の保険窓口に係る弊害防止措置(融資先販売規制、担当者分離規制)を撤廃していただきたい。	(制度の現状) 銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から弊害防止措置が設けられている。 (要望理由) 本規制については、銀行の圧力販売防止や利用者保護の観点から設けられているが、銀行は当該趣旨を十分に理解したうえで、独占禁止法や個人情報保護法、監督指針等の下で、優越的地位の濫用防止や利用目的の同意確認、情報管理の徹底等、法令遵守による内部管理体制を構築している。 「人生100年時代」を見据え、顧客一人一人が「安心した老後」に向けた、安定的な資産形成の具体的な検討を開始しており、そのなかで、顧客に身近な銀行は、顧客のニーズに応じた総合的な提案を行っている。 「融資先販売規制」「担当者分離規制」については、窓口に来店した場合等、顧客からの申し出であっても、勤務先が事業性融資先であることや、対応した職員が融資業務の担当であることを理由に、例えば医療・がん保険等を提案・販売できないというのは、顧客の理解を得られにくい状況にあり、顧客の利便性が阻害されている。 これまで段階的に規制緩和が行われてきたが、更なる見直しを要望する。	(一社)第二 地方銀行 協会	金融庁	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合にを行うとしてまいります。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
310920002	元年 9月20日	元年 10月1日	2年 4月23日	保険業法上の構成員契約規制からの銀行の除外	顧客利便性向上の観点から、生命保険募集人である企業の役員、および当該企業と密接な関係(人事・資本)を有する法人の役員への保険販売を一律に禁止している構成員契約規制から銀行を除外していただきたい。	(制度の現状) 企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されている。 (要望理由) 本規制は、銀行の圧力販売防止が目的とされているが、銀行は当該趣旨を十分に理解し、法令順守の下、その適切な態勢を構築している。 「人生100年時代」を見据え、顧客一人一人が「安心した老後」に向けた、安定的な資産形成の具体的な検討を開始しており、そのなかで、顧客に身近な銀行は、顧客のニーズに応じた総合的な提案を行っている。 「構成員契約規制」により、特に、銀行職員が少数しか出向していない企業や大企業の役員等の実質的支配が及ばない企業については、窓口に来店した顧客等の顧客からの申し出であっても、銀行が取り扱い可能な保険商品のうち、医療保険等の第三分野商品を除いた、個人の資産形成に資する商品(平準払個人年金保険等)等を案内できず、必ずしも顧客ニーズに応じた総合的な提案ができず、顧客の自由な商品・サービスの選択や利便性が阻害されている。また、せつかくの顧客からの要望であるにもかかわらず、申込みできない理由が直接本人に起因しないことから、顧客の理解を得られにくい、金融機関の金融サービス機能を一層充実させる観点からも、銀行を本規制の対象から除外していただきたい。 銀行を本規制の対象から除外することの検討に時間を要する場合、実質的支配が及ばないと想定される企業については、「人的関係からみて法人代理店と密接な関係を有する法人」の対象から除外していただきたい。	(一社)第二 地方銀行 協会	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-2(11)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	
310920003	元年 9月20日	元年 10月1日	2年 2月25日	「事業承継」、地公体が主導する「まちづくり」に限定した不動産仲介業務の取扱い解禁	①「事業承継」に関連した不動産仲介業務の取扱いを解禁する。 ②再開発事業、コンパクトシティ形成事業、まちづくりのための特定の事業に限定し不動産仲介業務の取扱いを解禁する。	(制度の現状) 銀行は、一部の信託業営金融機関を除き、不動産業務を行うことが禁止されている。 (要望理由) 現在、地域金融機関が積極的に取り組んでいる「事業承継支援」と地方創生としての「まちづくり」において、不動産の取扱いが重要なポイントとなる事業が多い。地方では、大手不動産会社が地域活性事業に携わるケースが少ないため、不動産情報は銀行に集まる傾向にあり、更には、銀行所有不動産の資質に係る監督指針の改正により、情報・ニーズ等が、銀行にさらに集まる傾向となることが見込まれる。当事者や第三者の思惑が複雑な問題となりやすい事業承継や、銀行所有不動産を起点に周辺不動産との一体開発などに関わる不動産取引を、顧客からの信頼が厚い金融機関が中立的立場で一体となって手掛けることは、案件の円滑な進展及び顧客利便性に大いに貢献できるものとして、「事業承継支援」、銀行所有不動産を起点とした、地方創生としての「まちづくり」に係る不動産仲介業務について、見直しを要望する。	(一社)第二 地方銀行 協会	金融庁	銀行は、一部の信託業営金融機関を除き、不動産業務を行うことが禁止されています。	銀行法第12条、 第16条の2第1項	検討を予定	銀行における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難です。	
310920005	元年 9月20日	元年 10月1日	2年 4月23日	規模が大きい特定保険募集人の該当基準見直し	「規模が大きい特定保険募集人」には、次のいずれか条件が1社以上 【条件1】直近の事業年度末において、所属保険会社等の数が15社以上 【条件2】所属保険会社等の数が2社以上で、直近事業年度の手数料・報酬等の合計額が10億円以上 この条件のうち、【条件1】について撤廃を検討していただきたい。	(制度の現状) 規模が大きい特定保険募集人に該当する場合、帳簿書類の備付け及び事業報告書の作成・提出が義務づけられている。 (要望理由) 「規模が大きい特定保険募集人」の該当条件のひとつである「直近の事業年度末において、所属保険会社の数が15社以上」という要件は、課される義務対応の負担を考えた場合、所属保険会社が4社以内で抑えらるという動きが生じる可能性がある。このことは、十分な情報と豊富な選択肢を基に購入判断ができるような環境の整備や顧客が品揃え豊かなメニューをもらえる、中立的かつ専門的な助言を得ながら選択・購入できる仕組みを構築することの足枷にもなりかねないものと見られる。 「豊富な選択肢」や「品揃え豊かなメニュー」という顧客意向を満たす品揃えを実践しようとした場合、所属保険会社の数が15社以上になることは十分考えられる。しかしながら、事業規模が必ずしも大きくなくなるわけではなく、代理店にとっては、課される義務対応の負担だけが膨らむことから、条件に該当しないように所属保険会社数を制限して販売するといった、顧客本位に逆行しかねない状況が生じる可能性がある。	(一社)第二 地方銀行 協会	金融庁	規模が大きい特定保険募集人に該当する場合、帳簿書類の備付け及び事業報告書の作成・提出が義務づけられています。	保険業法303条、 304条、保険業法施行規則第236条の2	対応不可	規模が大きい特定保険募集人に対する規制は、監督当局が大規模な業合代理店等の募集形態や販売実績等を把握する観点から設けられたものであり、2018年4月より制度の本格的な運用が開始されたものであるため、所属保険会社等の数についての要件の撤廃は困難です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
310920007	元年 9月20日	元年 10月1日	2年 3月25日	海外発行カード対応ATMでの引出手数料を柔軟に設定できるようなため、海外カードによる取引について、利息制限法等で定めるATM利用料の上限の例外としていただきたい。	(制度の現状) 「利息制限法施行令」及び「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令」において、利息とみなされないATM利用料の上限は、1万円以下の額108円、1万円を超える額216円と定められている。国内銀行のATMにおいて、海外発行のクレジットカード発行やキャッシュカードを利用する場合、国際ブランドのATM利用ネットワークや、当該ネットワークと自らのシステムを仲介する国内クレジットカード会社への手数料が発生する。これらの手数料は、上記ATM利用料の上限を上回る場合が多い。 (要望理由) 政府では「観光ビジョン実現プログラム2019」の中で、訪日観光客数の目標の実現に向けた行動計画の策定等、観光立国に向けて政策を進めているが、金融面でも後押しするために本件要望を行う。 また、金融庁においても、「改革期における金融サービスの向上に向けて(平成30事務年度)」の中で、海外発行カード対応ATMについて推進することが明記されている。 国内銀行の海外発行カードの引出手数料をATM利用料の上限の例外(対象外とする、もしくは別途上限を設ける)とすれば、より柔軟な手数料設定が可能となり、海外発行カード対応ATMの増加、訪日外国人観光客の利便性向上に繋がる。	(一社)第二 地方銀行 協会	金融庁 消費者庁 法務省	出資法上の貸付及び利息制限法上の営業的金銭消費貸借において、利息とみなされない現金自動支払機その他の機械の利用料の範囲は、現金自動支払機その他の機械を利用して受け取り、又は支払金額が1万円以下の場合には110円、1万円を超える場合は220円までとされており	利息制限法施行令第2条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令第2条	その他	海外発行のクレジットカードやキャッシュカードを国内銀行のATMで利用する場合の手数料の扱いについては、実態を踏まえて、関係法令に関わる制度の趣旨等を勘案し、引き続き検討する考えです。	◎	
310920008	元年 9月20日	元年 10月1日	2年 4月23日	顧客ニーズの多様化・高度化に対応する観点から、銀行取引を通じて得た非公開情報(預金の残高情報等)の保護措置を撤廃していただきたい。	(制度の現状) 銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から弊害防止措置が設けられている。 (要望理由) 本規制については、利用者保護の観点から設けられているが、そもそも銀行は、法律や監督指針の下で情報管理の観点など、法令順守による内部管理体制が十分に構築されており、本件は過度な規制と考えられる。 「顧客本位の業務運営に関する原則(平成29年9月30日公表)」においては、「金融事業者は、顧客の資産状況、取引経歴、知識及び取引目的、ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品、サービスの組成、販売・推奨を行うべき」としている。 現行規制下では、保険販売について、非公開情報保護措置に基づき事前同意を取得でなければ販売できず、必ずしも顧客の利益に十分に資する金融サービスを提供できないため要望するものである。	(一社)第二 地方銀行 協会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。		
311003001	元年 10月3日	元年 10月18日	2年 4月23日	銀行等による保険募集に係る弊害防止措置については、消費者保護の観点から、引き続き、「融資先募集規制」を中心とした諸ルールの基本的な枠組みを維持し、かつ、その実効性を確保することが必要不可欠である。 また、平成24年4月のルール見直しにおいて、実効性確保のための措置が図られた「預金誤認防止措置」「非公開情報利用時の同意取得」、および、融資先募集規制等の対象から除外され、消費者保護の観点から問題が生じる懸念がある一時払終身・一時払養老保険について、適切な監督・運用をお願いしたい。	銀行等は、その業務において、顧客の預金・決済情報という秘匿性の高い情報を独占的に取り扱っており、また、法人・個人の融資先事業者に対して多大な影響力を有することから、保険業法施行規則等において、消費者保護および公正な競争を確保する観点から、非公開金融情報等の保護や、融資先への保険募集の制限ならびに融資先担当者による保険募集制限等に関するルールが定められている。 これらのルールは、銀行等による保険募集が限定的に解禁されていた際に、銀行等の預金・決済業務や融資業務の特殊性と影響力に鑑み、消費者や事業者の保護、ならびに公正な競争を確保するために整備された必要不可欠な制度である。 なお、生命保険は保障期間が長期間に亘り、かつ、再加入が困難であることから、一旦弊害が生じてしまうと事後的に当該顧客を救済することは極めて難しい。また、銀行等の融資先事業者等に対する影響力が大きいため、弊害事例が潜在化する懸念もある。銀行等による保険募集については、これらの事項も踏まえ、検討を行う必要がある。 制度導入時のこの課題性は、現時点においても全く解消されていないため、これらのルールについて、消費者・事業者の保護や公正な競争を損なわないよう、引き続き、適切な監督・運用にご尽力いただくようお願いしたい。 特に、平成24年4月のルール見直しにおいて、実効性確保のための措置が図られた「預金誤認防止措置」「非公開情報利用時の同意取得」、および、融資先募集規制の対象から除外され、消費者保護の観点から問題が生じる懸念がある一時払終身・一時払養老保険について、適切な監督・運用をお願いしたい。	日本生命 保険相互 会社	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。

- ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
- :所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
311003002	元年 10月3日	元年 10月18日	2年 4月23日	生命保険募集における従業者等の保護等に係るルールの維持および実効性確保	法人である生命保険募集人等(以下「法人生保代理店等」)による、その役員・使用人その他当該法人生保代理店等と密接な関係を有する者に対する生命保険募集に係るルールについて、引き続き、現在の基本的な枠組みを維持するとともに、その対象に派遣労働者を含めていただきたい。	法人生保代理店等は、母体企業の従業者等(密接な関係を有する者)に対して多大な影響力を有することから、生命保険募集を行った場合、職制上の地位を利用した圧力募集が行われ、従業者等が意に反する保険加入を強いられる懸念がある。現行制度は、過去、実際に圧力募集被害が発生した事実を踏まえて、一定の保険契約について、法人生保代理店等(法人代理店が密接な関係を有する法人を含む)の役員・使用人に対する保険募集行為その他の保険契約者等に対する業務上の地位等の不当な利用による保険募集行為を禁止したものであり、従業者等の保護のためには必要不可欠なルールである。従業者等自身が職制上の圧力に抵抗することは極めて困難であり、近年の雇用環境の悪化によって、これらのルールの必要性はますます高まっている。なお、生命保険は、その保障期間が長期間に亘り、かつ、再加入が困難であることから、一旦弊害が生じてしまうと事後的に当該従業者等を救済することは極めて難しい。また、法人生保代理店等は、その従業者等に対して、雇用関係等に基づく大きな影響力を有していることから、弊害事例が潜在化する懸念もある。当制度については、これらの事情も踏まえた検討を行う必要がある。ただし、現行制度の保護対象は、法人生保代理店等の役員・使用人とされており、法人生保代理店等と直接の雇用関係にない派遣労働者は含まれていない。しかしながら、近年、雇用・就労形態の多様化が進んでいること、派遣労働者について派遣先企業が直接雇用するかどうかの決定権を持つなどの影響力を有していること等を踏まえれば、派遣労働者も当制度の保護対象に追加することが必要である。	日本生命 保険相互 会社	金 融 庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-2(11)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	
311003003	元年 10月3日	元年 10月18日	2年 4月23日	銀行等による保険販売における弊害防止措置の維持	・銀行等による保険募集に際し、銀行等が遵守すべき弊害防止措置については、保険契約者等の保護の観点から、引き続き維持していただきたい。	・保険業法等では、銀行等が保険募集を行う際、預金・融資等の取引で得た情報を不当に保険販売に利用することや、銀行等がその特性上有する優越的地位や影響力を行使して圧力募集をする等、保険契約者等の利益を害すること防止するため、保険募集にあたり銀行等が遵守すべき弊害防止措置について規定している。 「銀行等」と「事業資金等を借り入れている利用者」という両者の力関係から、銀行等による圧力販売等の問題は表面化しにくく、また生命保険が長期性・再加入困難性といった特殊性をもつことにより、被害者の事後救済が困難であることも想定されるため、弊害防止措置の規定全般について存置する必要があると考えられる。	明治安田 生命保険 相互会社	金 融 庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
311003004	元年 10月3日	元年 10月18日	2年 4月23日	企業による従業者に対する生命保険の募集における消費者保護ルールの維持	・法人である生命保険代理店等がその役員・使用人等の密接な関係を有する者に対して生命保険の保険募集を行うことを禁止する、いわゆる「構成員契約ルール」については、保険契約者等の保護の観点から、引き続き現行ルールを維持していただきたい。	・保険業法等では、使用者と使用人間の雇用関係等に基づいた生命保険募集を行うことを防止するため、法人である生命保険代理店等がその役員・使用人等の密接な関係を有する者に対して生命保険の保険募集を行うことを禁止している(いわゆる「構成員契約ルール」)。 ・雇用関係に基づく圧力募集等は問題が表面化しにくく、また、生命保険がもつ長期性・再加入困難性に鑑みると、被害者を事後的に救済することが困難な場合も想定されることから、保険契約者等の保護のため事前規制として同ルールを導入されている。昨今の雇用情報の悪化から、使用者と使用人の雇用関係に基づき、使用者の使用人に対する立場の優越度はさらに高まっており、同ルールの存置が必要な状況にあると考えられる。 ・上記状況を勘案し、保険契約者等の保護の観点から、同ルールに関しては引き続き現行ルールを維持していただきたい。	明治安田 生命保険 相互会社	金 融 庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-2(11)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
311008002	元年 10月8日	元年 10月18日	2年 4月23日	生命保険販売に係る構成員契約ルールの維持	生命保険販売に係る構成員契約ルールについては、生命保険募集人である企業(法人)代理店が当該企業の従業員(構成員)等に対し、雇用関係等を背景とした圧力募集を行うことを防止するための措置されているものであり、消費者保護の観点から引き続き維持していただきたい。	生命保険募集人である企業(法人)代理店は、当該企業の従業員等に対し雇用関係等に基づく大きな影響力を持っている。こうした企業(法人)代理店が当該企業の従業員等に対して生命保険販売を行った場合、影響力を利用した圧力募集が行われる懸念がある。 一般の募集チャネルにおいては、問題があれば苦情等によりその問題が顕在化する一方で、強者(企業、上位役職者等)への苦情や批判は潜在化する傾向にあるため、雇用関係に基づいた圧力募集は、実際に問題が生じたとしても顕在化しにくく、消費者(従業員等)が泣き寝入りを強いられる。かかる懸念は、いわゆる非正規労働者の増加に見られるように労働者の置かれた立場が不安定化し、雇用関係に基づく使用者(企業)の使用者(従業員)に対する影響力が高まっている状況下では、一層深刻化する可能性が高く構成員契約ルールの必要性はさらに高まっている。また、圧力募集により従業員等が本意な生命保険商品に加入した場合、保険事故の発生(保険金等の支払)時までには長期間経過していることが多いこと、また、一般的に生命保険商品は契約加入時の年齢や健康状態等によって保険料等の引受条件が決定されることから再加入の困難性があり、問題が発生しても事後的に救済することは極めて難しい。加えて、生命保険の保障額は高額になることが多く消費者被害は甚大となる。 生命保険商品の募集には、消費者ニーズにきめ細かく対応したコンサルティングが不可欠である中、構成員契約ルールは圧力募集から消費者である従業員を保護し、保険商品の主体的な選択機会を十分確保する上で必要不可欠なルールであるため、引き続き維持していただきたい。	全国生命保険労働組合連合会(生保労連)	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-2(1)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	
311008003	元年 10月8日	元年 10月18日	2年 4月23日	法人である生命保険代理店による保険募集における消費者保護ルール(いわゆる構成員契約ルール)の維持	法人である生命保険代理店がその従業員等に対して行う生命保険の募集に係るルール(いわゆる構成員契約ルール)について、消費者の権利保護の観点から、引き続き維持していただきたい。	・権制上の地位(職場の上下関係等)を不当に利用した従業員への圧力募集を未然に防止し、従業員による自由な商品選択の機会を確保する等の観点から、法人である生命保険代理店については、当該法人の従業員等の密接な関係を有する者に対して、所定の生命保険契約の申込みをさせる行為が禁じられている(いわゆる構成員契約ルール)。 ・生命保険商品には長期性、再加入困難性等の性質があり、仮に圧力募集等の不適切な行為があったことが事後的に立証されたとしても、保険契約者等の救済を図ることが困難となる場合も想定され、事後的な代替規制ではこうした弊害を未然に防止することは不可能と思われる。 ・このように、本ルールは、生命保険商品の特性を踏まえつつ、従業員として相対的に弱い立場に立つ消費者の権利保護のために設けられたルールとしてこれまでも有効に機能してきたとおり、引き続き維持すべきものと考えられる。	住友生命保険相互会社	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-2(1)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	
311008004	元年 10月8日	元年 10月18日	2年 4月23日	銀行等による保険販売における弊害防止措置の実効性確保	銀行等による保険販売に關し、銀行等が遵守すべき弊害防止措置について、保険契約者等の保護の観点から引き続き実効性の確保に努めていただきたい。	・銀行等は、その預金業務や融資業務等を通じて、顧客の資金状況を正確に把握できる立場にあるとともに、特に中小零細企業などの融資先の顧客に対しては強い影響力を及ぼす立場に立つことが少なくない。銀行等によりこれらの情報や影響力を不適切に利用して保険募集が行われた場合、仮に不適切な募集行為があったことが事後的に立証されたとしても、生命保険商品の長期性、再加入困難性等の性質から、保険契約者等の救済を図ることがより困難となる場合も想定される。 ・こうした点を踏まえ、銀行等に対しては、非公開情報保護措置、融資先販売規制等の各種措置が講じられているが、これらの弊害防止措置は、消費者利便性にも配慮しつつ、消費者保護の観点や中小零細企業の視点に立てて設けられたものであり、保険契約者保護の観点から必要不可欠なルールである。 ・平成24年4月より、一部見直しが行われたルールが適用されたが、見直し後においてもその枠組みは維持されており、前述のルールの必要性は変わらないと考えられる。今後も、引き続き実効性の確保に努めていただきたい。	住友生命保険相互会社	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられている。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当区分離規制 ・預金との照脱防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものである。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との照脱防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。

- ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
- :所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
311021001	元年 10月21日	元年 11月15日	2年 4月23日	電磁的方法を活用した情報提供に係るルール整備	【提案の具体的内容】 ・保険募集時に電磁的方法による情報提供が認められていない一部の事項について、利用者の事前の承諾など保険契約者等の保護を前提として、電磁的方法を活用した情報提供に係るルールを整備していただきたい。	【提案理由】 ・保険契約者等が電磁的方法により情報提供を受けられる場合、紙媒体である書面の紛失防止や、情報漏えいを通じた電磁的媒体の随時閲覧、他の電磁的方法により提供を受けた情報と併せての一元的な保管等のメリットが考えられ、保険契約者等のITの活用度合いによっては、情報提供の実効性が向上するものと考えられる。 ・Society 5.0の実現に向けて官民一丸となって取組みを推進しているところ、保険事業においてもICT技術を活用したイノベーションは極めて重要と考えている。この点、昨今のICT技術の進展により、お客さま専用のホームページやクラウドサービスを介した電磁的方法による情報提供が普及するなどの環境変化も踏まえ、保険会社においても、保険契約者等の利便性や業務の実効性・生産性の向上に資する観点から、ICT技術を活用した取組みを一層推進していく必要がある。なお、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部「官民データ活用推進戦略会議」で決定された「デジタル・ガバナメント推進方針」においても、「民間取引IT化の促進」がアクションプランとして掲げられている。 ・例えば、保険募集に関し、保険会社や保険募集人は、保険契約の内容や保険契約者等の参考となるべき情報を提供している。現行法の下では、このような情報のうち書面交付が求められている事項について、保険契約者等の承諾の下、電磁的方法により提供することが基本的には認められているが、一部の事項に限っては必ず書面を交付することが義務付けられている(保険業法施行規則第227条の2第4項、第234条の21の2第2項)。 ・保険契約者等の選択肢を拡大する観点からも、保険募集時に電磁的方法による情報提供が認められていない一部の事項について、保険契約者等の承諾を前提とするなど顧客保護を適切に図りつつ、電磁的方法を活用した情報提供に係るルールを整備していただきたい旨を要望しているところ、昨年度「対応」の回答があり、引き続き、実現に向けて意見交換をさせていただきたい。	一般社団法人生命保険協会	金融庁	保険会社又は保険募集人等が保険契約者等に対し情報提供を行う場合には、一部の保険契約を取り扱う場合を除き、当該保険契約者等の承諾を得た上で書面の交付に代えて、電磁的方法によることができることとされています。	保険業法施行規則第11条第1項第6号、第227条の2第4項、第234条の21の2第2項	対応	保険募集時等における情報提供の方法を書面の交付により行うとされているものについて、電磁的方法による情報提供が可能とすることについては、保険契約者等の保護を考慮しつつ、今後パブリックコメント手続きを経たうえで府令改正を行うことを予定しています。	
311021002	元年 10月21日	元年 11月15日	2年 4月23日	保険会社グループにおける共通・重複業務の集約を通じた業務運営の効率化	【提案の具体的内容】 ・保険会社グループ内の共通・重複業務について、保険持株会社による統括的・一元的な業務執行を可能としたい。	【提案理由】 ・企業は、事業環境を踏まえた経営改革の推進により生産性を向上し、高い収益性を持続的に実現していくことが期待されている。保険会社グループも国内外における事業環境の目まぐるしい変化に戦略的に対応していくためには、グループとしてより柔軟かつ効率的な業務運営を行っていく必要がある。なお、2017年4月に施行された改正銀行法においては、銀行持株会社への共通・重複業務の集約等が認められているところである。 ・保険会社グループにおいては、例えば、保険募集代理店の教育・管理業務に関し、グループ内の複数の保険会社が同一の代理店に保険募集を委託している場合、各々の保険会社が代理店に対する教育・管理を重複して実施することによる非効率が生じ得る。現行法の下では、グループ内の特定の保険会社への業務委託を通じて代理店に対する教育・管理を一元化することは可能だが、業務の委託元である保険会社は委託先の保険会社を管理する義務が課されている(保険業法第110条の2)ため、グループ内の複数の保険会社において委託先管理業務が重複して生じることとなる。また、保険持株会社が行うことができる業務は「子会社の経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務」に限られており(保険業法第271条の2第1項)、一定の内部管理機能を除き、子会社が有するグループ内共通・重複業務の執行を担うことは認められていないため、代理店に対する教育・管理業務を保険持株会社に集約することはできず、柔軟かつ効率的な業務運営の障害となっている。については、グループ内における共通・重複業務や委託先管理業務について、保険持株会社による統括的・一元的な業務執行を可能としたい。 当該要望の実現により、グループ内の重複解消によるコスト削減のみならず、グループ全体の効率的なリスク管理による生産性向上や、委託先に対する責任・指揮命令の一元化によるグループ経営管理の実効性向上にも資するものと見られる。 (共通・重複業務の例)(1)保険募集代理店の教育・管理業務、(2)資産運用業務、(3)契約審査・法令改正対応等の法務業務、(4)社員の福利厚生や施設の管理等の総務業務等	一般社団法人生命保険協会	金融庁	保険持株会社は、その子会社である保険会社やその他の子会社の経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができないとされています。また保険会社は、その業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な履行を確保するための措置を講じなければならないとされています。	保険業法第271条の21第1項	検討を予定	グループ内に共通・重複している業務を保険持株会社に集約することについては、保険会社・保険会社グループのガバナンスやその他の業務のあり方を踏まえつつ、慎重に検討する必要があります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
311021003	元年10月21日	元年11月15日	2年4月23日	保険会社の外国の子会社等の傘下の業務範囲規制の緩和	【提案の具体的内容】 -保険会社の外国の子会社等(子会社、特定子法人等および特定関連法人等をいう。以下同じ。)の傘下の子会社等に係る業務範囲規制を緩和いただきたい。	【提案理由】 -保険会社には、一定の会社(以下、「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならないとの制限が設けられている。 -保険会社が、子会社対象会社である海外の保険会社や金融機関等を買収する際、当該海外保険会社等がその傘下に子会社対象会社ではない子会社を保有していることがあるが、保険会社の子会社の子会社も、保険会社の子会社とみなされることから、当該海外保険会社の傘下の子会社が子会社対象会社でない場合には、業務範囲規制に抵触することとなる。 -海外保険会社等を買収した際の当該海外保険会社等の傘下の子会社に係る業務範囲規制については、買収後原則5年以内に当該傘下子会社を子会社でなくせばよいとの特例を措置しているが、傘下子会社の調査に時間を要するうえ、買収時に原則5年以内に子会社とならなければならない旨の条件を行うを得ず、買収時に他国の保険会社と統合する場合に不利となる状況は完全に解消されておらず、海外の成長の取り込みや事業ポートフォリオの多様化等を通じて顧客利益への貢献に当たって障害となっている。 -また、当該海外保険会社等についても、当該国の法令では規制されていないにもかかわらず、日本の保険会社が親会社となることで、傘下子会社の業務に制限がかかることとなるため、当該海外保険会社等の新たな事業展開に関する機会損失のおそれ、業務範囲規制への抵触有無を調べる時間等による競争力低下のおそれがある。 -なお、保険会社向けの総合的な監督指針において、保険業を行う外国の会社が行う業務については、現地監督当局が容認するものは、法の趣旨を逸脱しない限り原則として容認するとされており、業務範囲規制が緩和されている。 -子会社に係る業務範囲規制は、保険会社本株の健全性維持(子会社から親会社へのリスク波及防止)も理由とされているが、海外の子会社のさらに傘下の会社であり、かつ当該国の法令で許容されている会社であれば、日本の保険会社の健全性に与えるリスクは軽微と思われる。 -については、外国の子会社の傘下の子会社については、当該国の法令に則している場合や、現地監督当局が容認する場合は、子会社対象会社以外の会社であっても保有することができるよう、業務範囲規制の緩和を認めていただきたい。 -なお、保険業法は子会社のみについて規定しているが、保険会社向けの総合的な監督指針が特定子法人等、特定関連法人等まで対象を拡大しているため、特定子法人等、特定関連法人等についても同様に緩和を認めていただきたい。	一般社団法人 生命保険協会	金融庁	保険会社は保険業法に列挙されている会社(以下、「子会社対象会社」)以外を子会社等とすることはできません。ただし、子会社対象会社以外の会社を子会社等としている外国の保険会社等を子会社等とする場合は、5年を経過する日までに、子会社対象会社以外の子会社等が子会社等となく become 所要の措置を講じればりとする例外規定が設けられています。	保険業法第106条、 保険会社向けの総合的な監督指針III-2-2-4(1)(3)①、III-2-2-2-4(1)(5)	対応不可	保険会社が子会社等とすることができる会社の範囲については、子会社等のリスクが保険会社に波及する可能性等を勘案し、保険業法及び監督指針上、一定の規制が課せられています。外国の保険会社等を買収した際に子会社等となった社について当該規制の適用を緩和することについては慎重に検討する必要があり、直ちに対応することは困難です。	
311021015	元年10月21日	元年11月15日	元年12月19日	行政機関からの照会に係る事務手続の電子化	【提案の具体的内容】 -行政機関から生命保険会社に対する保険契約の有無・内容に係る照会手続を電子化いただきたい。	【提案理由】 -行政機関は、財産調査等を目的として、多種多様な様式の紙媒体の文書を大量に生命保険会社へ送付する形で保険契約の有無・内容の照会を行っている(ある生命保険会社では年間約110万件の税務関連照会、約30万件の福祉関係照会を受けている)。 -現状、生命保険会社は、このような行政機関からの照会について、手作業で目視確認をしながら可能な限り迅速かつ適切に名寄せ等の事務処理を行い、行政機関への回答を行っているが、照会文書の様式が統一化され、手続の電子化が行われれば、行政機関および民間事業者の事務効率化に繋がるものと考えられる。 -具体的には、例えば省庁間共通のクラウドフォームを通じてデータ連携を行うなどの方法により照会手続が電子化できれば、行政機関における印刷・郵送コスト削減、行政事務の効率化が図られるだけでなく、行政手続の迅速化に資り、生活保護の支給開始までにかかる期間等が短縮され、真に手を差し伸べるべき者に対する支援が早期化するなど国民の効用も増加する。さらには、ペーパーレス化の推進により、社会・経済の発展と地球環境の調和を旨しつつ、持続可能な社会作りにも貢献することができる。 -官民データ活用推進基本法においては、行政手続のオンライン利用の原則化(同法第10条)や、官民の情報システムの連携を図るための基盤の整備(同法第15条)が定められるなど、政府一丸となって官民の情報連携に係るオンライン化の取組みが推進されることとされており、当該取組みを通じて、行政機関から事業者への照会手続を電子化することは、政府の方針にも適うものと考えられる。また、『デジタル・ガバメント実行計画』において、金融機関×行政機関の情報連携(預貯金等の照会)について、官民双方の業務フローを整理した上で、原則としてデジタル処理を前提とした業務へと移行していくこととされているところ、保険会社への契約内容照会についても同様の対応を行っていただきたい。	一般社団法人 生命保険協会	内閣官房 金融庁 総務省 財務省 厚生労働省	【総務省】 地方税の課税・徴収における生命保険会社等に対する取引照会は、書面等で行われており、地方税に係る照会文書の様式統一については、地方団体に対し、平成27年度に作成された標準様式の使用を要請しています。 【財務省】 国税当局においては、申告納税制度の下、適正・公平な税務行政を推進しており、不正な税逃れに対しては、厳正な税務調査等を実施するとともに、滞納となった国税については、滞納整理の早期着手・早期保全に取り組んでいるところです。 その際、納税者本人に対する調査だけでは適正な課税標準等を把握することができないと認められる場合には、取引のある生命保険会社等に対して臨場又は書面による取引照会を実施しております。 【厚生労働省】 生活保護における福祉事務所からの生命保険会社等に対する取引照会は、書面等で行われておりますが、平成27年度から照会文書の様式を統一化しており、生命保険会社に対する照会様式を出力するためのシステム改修経費について、平成30年度第2次補正予算に計上した上で、通知を改正し、令和2年4月以降、例外なく所定の様式を使用するよう取扱いを改めました。また、本年3月6日の地方自治体の生活保護担当者を集めて行う全国会議で所定の様式を使用するよう再周知しました。	【総務省】 地方税法第22条の3第2項、第26条他及び第68条第6項他(国税徴収法第141条) 【財務省】 国税通則法第74条の2、第74条の3、第74条の4、第74条の5、第74条の6及び第131条、国税徴収法第141条、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財産等の債権・債務の取組を今年度開催し、令和元年11月に金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性と「まとめ」を策定しました。 同「まとめ」では、民間事業者によるサービス等を活用し、金融機関・行政機関の双方において原則として預貯金等の照会・回答業務をデジタル化することで、金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図ることを目指しており、引き続き、預貯金等の照会・回答業務のデジタル化に向けた対応策を検討し、順次、省力化・迅速化への取組みを推進していきます。	検討し着手	【内閣官房、金融庁、総務省、財務省、厚生労働省】 行政機関から金融機関に対して行われる預貯金等の照会・回答業務のデジタル化に向けて、『デジタル・ガバメント実行計画』(平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定)、『世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画』(令和元年6月14日閣議決定)等に基づき、内閣官房及び金融庁において関係府省や地方公共団体、金融機関(銀行等、証券、保険)による検討会を今年度開催し、令和元年11月に金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性と「まとめ」を策定しました。 同「まとめ」では、民間事業者によるサービス等を活用し、金融機関・行政機関の双方において原則として預貯金等の照会・回答業務をデジタル化することで、金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図ることを目指しており、引き続き、預貯金等の照会・回答業務のデジタル化に向けた対応策を検討し、順次、省力化・迅速化への取組みを推進していきます。	◎

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針	
									制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
311028002	元年 10月28日	元年 11月15日	2年 7月29日	増改策等の理由による営業所等の一時的な位置変更に係る手続きの緩和	①信託会社が増改策その他のやむを得ない理由により一時的に位置を変更する場合、②信託契約代理店が増改策その他のやむを得ない理由により一時的に位置を変更する場合について、営業所等の位置を一時的に変更する場合については、届出不要としていただきたい。また、③②の措置が難しい場合には、銀行が信託契約代理店を営んでいる場合について、増改策その他のやむを得ない理由により一時的に位置を変更する場合の信託業法上の届出を不要としていただきたい。	・信託会社ならびに信託契約代理店は、増改策その他のやむを得ない理由により一時的に位置を変更する場合を含め、営業所等の位置を変更するには届出が必要とされている。 ・一方、銀行及び銀行持株会社については、一時的に位置を変更する場合については届出不要とされている。また、銀行代理店についても、平成30年6月1日より、届出不要と規制が緩和されている。 ・銀行代理店における規制緩和の理由として、「対応コストに比して十分な必要性が認められないことが挙げられている」。 ・また、信託契約代理店を営んでいる銀行は、一時的に位置を変更する場合については、銀行法に基づく届出は不要とされているにも関わらず、信託業法に基づく届出への対応が必要となっており、銀行法と信託業法の平仄がとれていないことにより一定の対応コストが発生している。 ついては、①信託会社が増改策その他のやむを得ない理由により一時的に位置を変更する場合、②信託契約代理店が増改策その他のやむを得ない理由により一時的に位置を変更する場合については、届出不要としていただきたい。 ・また、③②の措置が難しい場合には、銀行が信託契約代理店を営んでいる場合について、増改策その他のやむを得ない理由により一時的に位置を変更する場合の信託業法上の届出を不要としていただきたい。 ・この見直しにより、事務負担の軽減につながる。 ※ 金融審議会「金融制度ワーキング・グループ報告書」(平成28年12月27日公表)	一般社団法人信託協会	金融庁	信託会社及び信託契約代理店は、増改策その他のやむを得ない理由により営業所を一時的に位置を変更する場合を含め、営業所の位置を変更するには届出が必要とされています。	信託業法12条、信託業法第71条、兼営法第8条	検討を予定	信託会社及び信託契約代理店の営業所の所在地については、登録申請事項の変更事項として、顧客保護や行政上の適切な監督を担保する観点から、監督当局が届出を求めているところである。 また、管理型信託会社及び信託契約代理店の登録簿は、内閣総理大臣が管理をしており、適正な登録簿の管理のあり方と事務コストの軽減といった観点を踏まえつつ、引き続き検討を致します。	
311028003	元年 10月28日	元年 11月15日	2年 8月26日	顧客資産にかかる業者の分別管理方法のうち、金銭信託の要件が「元本補填付」に限られていない一部の保全対象取引(業種につき、安全資産での運用を条件として元本補填契約のない金銭信託での分別管理も認めること	顧客資産にかかる業者の分別管理方法のうち、金銭信託の要件が「元本補填付」に限られている電子申込型電子募集取扱業務等以外の第二種金融商品取引業および投資運用業につき、安全資産での運用を条件として元本補填契約のない金銭信託での分別管理も認めていただきたい。	・顧客や利用者から金銭の預託を受ける業者には、顧客資産の分別管理が義務付けられており、その管理方法として金銭信託も認められている。 ・上記のうち、殆どの業種について、元本補填契約のない金銭信託での管理が認められているが、電子申込型電子募集取扱業務等以外の第二種金融商品取引業および投資運用業にかかる分別管理を目的とした信託については、依然として「元本補填付」であることが求められている。 ・預金保険制度の対象である元本補填付信託は、合同運用を前提とした定型な取扱いが一般的で、委託者の属性や保全対象取引の特性を考慮して個別に契約条件を定める必要がある保全信託には不向きな点が多い。 ・特にマイナス金利環境下では元本補填付信託の積極的な受託は難しく、顧客資産保護の意識が高い業者であっても信託保全を断念し銀行預金で分別管理を行っているケースが多い。 ・第二種金融商品取引業者は取扱業務の種類によって保全信託にかかる元本補填の要否が異なり、制度が複雑化している。 ・第一種金融商品取引業者向けの顧客分別金(区分管理)信託のように運用財産を安全資産に限定することにより、元本補填のない信託でも安全性に富んだ設計は十分可能であるため、取扱い可としていただきたい。 ・この見直しにより、投資家保護の堅固性向上が見込まれる他、多様な金融商品取引等にかかる分別管理方法の差異を解消できる。 ・さらに、上記を通じて個人投資家の安心感が醸成されることにより、貯蓄から投資への動きが期待できる。	一般社団法人信託協会	金融庁	組合や信託等のプールを利用するスキームでは、当該プールではなく、販売業者が顧客から金銭の預託を受ける必要性が対象であり、これを第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に限定することは必ずしも適当ではないという観点から、本規定は、第二種金融商品取引業を行う法人が、信託受益権および集団投資スキーム持分の募集・私募の取扱いに関して金銭の預託を受ける行為について、①資本金等の額が5000万円以上である第二種金融商品取引業を行う法人であり、②当該金銭が金融商品取引法第42条の4に規定する方法(第一種金融商品取引業者への預託・銀行預金等・元本補填付金銭信託)に準ずる方法により分別管理される、といった特定の要件の下、「金融商品取引業」の定義から除外の上、金銭の預託を可能としております。	金融商品取引業等に関する内閣府令第125条第2号 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第16条第14号	検討を予定	第二種金融商品取引業者によるソーシャルレンディングの取扱いの広がりに伴って第二種金融商品取引業者が金銭の預託を受ける場面に変化が生じたことや、昨今の経済状況の変化を踏まえつつ、他の金融商品取引業者の金銭信託義務を参考にしながら検討を行います。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針	
									制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
311028028	元年 10月28日	元年 11月15日	2年 7月29日	銀行・銀行持株会社が銀行業高度化等会社を子会社として保有する場合の認可申請条件の緩和	【制度的現状】 2016年の改正銀行法により、子会社対象会社規制が改正され、「情報通信技術その他の技術を活用した当該銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社」が子会社対象会社とされ、5%ルール・15%ルールの制限を超えて当該会社に出資可能となったものの依然、厳しい条件が付されている。 【要望理由】 ・金融のアンバンドリング(分解)により、銀行の伝統的な中核ビジネスである「送金」、「融資」といった中核分野に、米国、中国等のデジタルプラットフォーム企業や、巨額の資本を持つ資金移動業者が急速に参入して来ており、オンラインレンディング(P2Pレンディング、トランザクションレンディング等)においては、売買データを活用し、ECサイトや決済サービス提供者が販売業者に対してサービス提供するケースが増加している。 ・日本でも、小額送金分野に於いて銀行以外の資金移動業者がシェアを急速に伸ばしており、オンラインレンディング(トランザクション・レンディング、P2Pレンディング等)にも参入して来ている。 ・日本の銀行は、マイナスイ金利政策による金利ビジネスの限界に直面しており、米国、中国のデジタルプラットフォーム企業や日本のインターネット(eコマース)企業のように送金手数料の低い利鞘を、商業分野から得る手数料で賄うビジネスモデルを構築出来ておらず、ECモール(電子商取引市場)運営会社やクーポンサイト運営会社等への出資及び顧客データ・取引データの共有を迅速に行うことが急務である。 ・米国メガプラットフォームによる暗号資産を利用した送金・金融サービス提供が2020年にも予定されており、FSBや各国の金融当局、中央銀行による規制なかりでは、銀行経営は縮小の一途をたどることになる。 ・「銀行経営の健全性確保」の観点からも当規制緩和は必須である。	【制度的現状】 銀行又は銀行持株会社が、銀行業高度化等会社の議決権を基準議決権を超えて取得又は保有する場合、金融庁長官の認可が必要。 ・認可基準の一つとして、「銀行業高度化等会社に対する出資が全額毀損した場合であっても、申請した銀行持株会社又は銀行等の財産及び損益の状況が良好であることがある」。 ・そのため、資金移動業や金融関連業務(クレジットカード業やリース業)等、これまで銀行に対する他業制限の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点から問題が少ないとされてきた業務であったとしても、銀行業高度化業務を一部でも営む場合、認可上、全額毀損を前提とした審査基準を充足する必要がある。 【要望理由】 ・現在の認可基準の下では、(1)高度化等業務に相当する業務を兼営する異業種プレイヤーと同等の業務を営むことや当該企業等へのアラランス出資、買収に制約となりがねず、そのような制限のない異業種プレイヤーとのイコールフットリングが確保されていないほか、(2)出資額の大いグループの金融関連業務会社が銀行業高度化等業務を一部でも行うことは事実上不可能となっている。 ・銀行業高度化業務により生じるリスクは、当該業務のみを営む会社か、金融関連業務等を兼営する会社かで実質的な違いはなく、むしろ後者の方が安定的な収益源の確保や同一規模である場合は金融関連業務が含まれているという点で、他業リスクが小さく、1円でも銀行業高度化業務を営んでいれば出資全額を毀損扱いとすることは過度に保守的であると考える。	都銀懇話会	金融庁	銀行又は銀行持株会社は、銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可申請において、銀行又は銀行持株会社グループの財務の健全性や銀行業高度化等会社の業務内容等に関し、審査を受ける必要があります。	銀行法施行規則第17条の5の2第2項、第34条の19の2第2項	検討を予定	新型コロナウイルス感染症等の影響も踏まえ、少子高齢化の進展や人口の減少など日本社会・経済を取り巻く環境変化への対応を、さらに加速させていく必要があります。銀行が、こうした環境変化への対応に積極的に関与し、地域経済の再生や持続的な成長に貢献できるよう、今後、幅広い観点について検討してまいります。	
311028029	元年 10月28日	元年 11月15日	2年 7月29日	銀行業高度化等会社の認可基準の合理化・柔軟化	【制度的現状】 銀行又は銀行持株会社が、銀行業高度化等会社の議決権を基準議決権を超えて取得又は保有する場合、金融庁長官の認可が必要。 ・認可基準の一つとして、「銀行業高度化等会社に対する出資が全額毀損した場合であっても、申請した銀行持株会社又は銀行等の財産及び損益の状況が良好であることがある」。 ・そのため、資金移動業や金融関連業務(クレジットカード業やリース業)等、これまで銀行に対する他業制限の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点から問題が少ないとされてきた業務であったとしても、銀行業高度化業務を一部でも営む場合、認可上、全額毀損を前提とした審査基準を充足する必要がある。 【要望理由】 ・現在の認可基準の下では、(1)高度化等業務に相当する業務を兼営する異業種プレイヤーと同等の業務を営むことや当該企業等へのアラランス出資、買収に制約となりがねず、そのような制限のない異業種プレイヤーとのイコールフットリングが確保されていないほか、(2)出資額の大いグループの金融関連業務会社が銀行業高度化等業務を一部でも行うことは事実上不可能となっている。 ・銀行業高度化業務により生じるリスクは、当該業務のみを営む会社か、金融関連業務等を兼営する会社かで実質的な違いはなく、むしろ後者の方が安定的な収益源の確保や同一規模である場合は金融関連業務が含まれているという点で、他業リスクが小さく、1円でも銀行業高度化業務を営んでいれば出資全額を毀損扱いとすることは過度に保守的であると考える。	【制度的現状】 銀行又は銀行持株会社が、銀行業高度化等会社の議決権を基準議決権を超えて取得又は保有する場合、金融庁長官の認可が必要。 ・認可基準の一つとして、「銀行業高度化等会社に対する出資が全額毀損した場合であっても、申請した銀行持株会社又は銀行等の財産及び損益の状況が良好であることがある」。 ・そのため、資金移動業や金融関連業務(クレジットカード業やリース業)等、これまで銀行に対する他業制限の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点から問題が少ないとされてきた業務であったとしても、銀行業高度化業務を一部でも営む場合、認可上、全額毀損を前提とした審査基準を充足する必要がある。 【要望理由】 ・現在の認可基準の下では、(1)高度化等業務に相当する業務を兼営する異業種プレイヤーと同等の業務を営むことや当該企業等へのアラランス出資、買収に制約となりがねず、そのような制限のない異業種プレイヤーとのイコールフットリングが確保されていないほか、(2)出資額の大いグループの金融関連業務会社が銀行業高度化等業務を一部でも行うことは事実上不可能となっている。 ・銀行業高度化業務により生じるリスクは、当該業務のみを営む会社か、金融関連業務等を兼営する会社かで実質的な違いはなく、むしろ後者の方が安定的な収益源の確保や同一規模である場合は金融関連業務が含まれているという点で、他業リスクが小さく、1円でも銀行業高度化業務を営んでいれば出資全額を毀損扱いとすることは過度に保守的であると考える。	都銀懇話会	金融庁	銀行又は銀行持株会社は、銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可申請において、銀行又は銀行持株会社グループの財務の健全性や銀行業高度化等会社の業務内容等に関し、審査を受ける必要があります。	銀行法施行規則第17条の5の2第2項、第34条の19の2第2項	検討を予定	新型コロナウイルス感染症等の影響も踏まえ、少子高齢化の進展や人口の減少など日本社会・経済を取り巻く環境変化への対応を、さらに加速させていく必要があります。銀行が、こうした環境変化への対応に積極的に関与し、地域経済の再生や持続的な成長に貢献できるよう、今後、幅広い観点について検討してまいります。	
311028030	元年 10月28日	元年 11月15日	2年 7月29日	「銀行業高度化等業務の銀行本体への解禁」	【制度的現状】 銀行又は銀行持株会社は、当局的認可を前提に、情報通信技術その他の技術を活用した銀行業の高度化若しくは利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社の議決権について、基準議決権を超える議決権を取得し、又は保有することが出来る。 ・一方で、銀行本体は上記業務を営むことは出来ない。 【要望理由】 ・本要望が実現すれば、銀行本体が保有する情報やノウハウ等を活かし、顧客の利便性や生産性の向上に資する業務を、子会社等を介することなく、直接的に行うことが出来る。 ・また、銀行業高度化等会社として、新会社設立あるいは他社を買収する場合、金融面あるいは人員面等相応のリスク低下が必要となる上、保有した銀行業高度化等会社の業績が結果として振るわなかった場合、事業撤退を行うには銀行本体で実施する業務を止めるよりも柔軟性が欠く。 ・こうした中で、本要望が実現すれば、「小さく産んで大きく育てる」の発想により、より柔軟に業務を展開することが出来る。	【制度的現状】 銀行又は銀行持株会社は、当局的認可を前提に、情報通信技術その他の技術を活用した銀行業の高度化若しくは利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社の議決権について、基準議決権を超える議決権を取得し、又は保有することが出来る。 ・一方で、銀行本体は上記業務を営むことは出来ない。 【要望理由】 ・本要望が実現すれば、銀行本体が保有する情報やノウハウ等を活かし、顧客の利便性や生産性の向上に資する業務を、子会社等を介することなく、直接的に行うことが出来る。 ・また、銀行業高度化等会社として、新会社設立あるいは他社を買収する場合、金融面あるいは人員面等相応のリスク低下が必要となる上、保有した銀行業高度化等会社の業績が結果として振るわなかった場合、事業撤退を行うには銀行本体で実施する業務を止めるよりも柔軟性が欠く。 ・こうした中で、本要望が実現すれば、「小さく産んで大きく育てる」の発想により、より柔軟に業務を展開することが出来る。	都銀懇話会	金融庁	銀行は、その業務が固有業務、付随業務及び他業証券業務等に限定されており、銀行業高度化等会社が営むことができる業務を自ら営むことはできません。	銀行法第10条第2項	対応不可	銀行業高度化等会社が営む業務の多様性を鑑みると、銀行本体で当該業務を行うことについては、他業を営むことによるリスクの排除等による銀行グループの経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえると、直ちに措置することは困難です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項

○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
311028031	元年 10月28日	元年 11月15日	2年 8月26日	銀証間における法人顧客情報の共有に係る制限の撤廃等	<p>【制度的現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行とグループ証券会社の間で発行者等に関する「非公開情報」を授受するには、内部管理目的の場合を除き、原則として当該発行者等の書面による同意が必要 平成20年金融商品取引法改正でオプトアウト制度・兼職制度が導入されたが、これらの制度には、実務上の制約があり、規制緩和の効果も十分に発揮できていない状況。 一方、グループ会社間での顧客情報の共有については、既に以下の規律が存在しており、銀証間のファイアウォール規制は、これらの規律に重疊的に規制を課すものとなっている。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀証間での法人顧客情報の共有(金商業等府令153条1項7号)及び勤務規制(同項8号)に係るファイアウォール規制を撤廃し、原則自由化していただきたい。顧客等の利益を害するような非公開情報の利用等については、利益相反管理体制や優越的地位の濫用防止等の規律が既に定められている。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大手金融グループでは、各社専門性を活かした付加価値の高い金融商品・サービスの効果的・効率的提供やグループ全体の経営管理・リスク管理強化の観点から、金融グループ間の顧客情報の共有が重要なテーマとなっているが、銀証間のみで課される特異なファイアウォール規制は、これらの妨げとなっており、顧客本位の業務運営を一層深化させていくうえで弊害となりがねない状況となっている。 欧米主要国では、グループ内での法人顧客情報の共有は、原則自由に行なうことが可能とされているほか、わが国でも、個人情報保護法に基づき(法人の場合はこれに準じて)共同利用制度により、一定の条件下、銀証間以外はグループ会社間の顧客情報の共有が可能となっている。 ファイアウォール規制の見直しは、我が国金融機関の国際的な競争力の確保、我が国金融・資本市場の発展、国際金融都市の実現、幅広い法人顧客の資金調達・M&A、資金運用等のニーズに対する銀証一体でのより多様で質の高い金融サービスの提供など、金融界のみならず、我が国経済・金融市場全体としての将来の在り方にもつながる問題だと考えている。 	郵銀懇話会	金融庁	<p>登録金融機関である銀行とグループ証券会社の間での情報共有に係る規制は、以下のとおりです。</p> <p>① 証券会社が、その親法人等又は子法人等との間で、事前に発行者等(有価証券の発行者又は顧客)の書面による同意を得ずに、非公開情報(発行者である会社の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと思われるもの又は自己若しくは自己の親子法人等の役員又は使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買等の注文の動向その他の特別の情報)を授受することは禁止されています(金融商品取引法等に関する内閣府令153条1項7号)。</p> <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行で金融商品仲介業務に従事する役員が、親法人等又は子法人等に、事前に顧客の書面による同意を得ずに、非公開情報(顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別な情報に限る。)を提供することは禁止されています(金融商品取引法等に関する内閣府令154条4号)。 銀行で金融商品仲介業務に従事する役員が、親法人等又は子法人等から非公開融資等情報(事業貸付業務)についての貸付先の事業に係る情報(金商業・金融商品仲介事業者の顧客の有価証券投資の判断に影響を及ぼすもの)を授受することは禁止されています(同条)。 <p>③ 銀証業者は、銀行の管理する非共有情報(オプトインしていない顧客又はオプトアウトした法人顧客に係る非公開情報)が、証券会社の管理する非共有情報(オプトインした法人顧客)と異なる場合、利益相反や銀行等の優越的地位の濫用防止、顧客保護といった観点の双方を踏まえつつ、情報授受制限のあり方について今後慎重に検討を行ってまいります。</p>	金融商品取引法第44条の3第1項第4号、第2項第4号	検討を予定	<p>銀証間での顧客情報の共有に係るファイアウォール規制は、金融分野における顧客情報保護の意欲の高まりについて十分に留意していくことが必要であり、顧客が望んでいない場合にまで顧客情報の共有を認めることは適当ではないことから、法人顧客に明確にオプトアウトの機会を付与した場合には、共有を認めることとしたものです。また、登録金融機関の金融商品仲介に係る弊害防止措置は、登録金融機関内部において融資業務と有価証券の取扱いを同時に行うことや、登録金融機関が金融商品取引業者の委託を受けた金融商品仲介を行うことから、利益相反や銀行等の優越的地位の濫用のおそれが高くなることを踏まえ、顧客保護の観点から取り除かれるべき規制です。</p> <p>これまでも実務上の支障が生じているものについては、規制の趣旨を踏まえつつ、以下のような明確化を図る等、必要な検討を行ってきたところです。</p> <p>銀証間での法人顧客情報の共有に関して、発行者等が外国人法人である、現地規制において非公開情報の授受を制限する規定が存在しない場合に、電子メールで同意を得たときや、守秘義務契約や現地の商慣習上同意がある合理的に認められるときには書面同意を不要とするなどし「金融商品取引業者等向け総合的な監督指針」の一部改正が平成26年4月1日から施行・適用。</p> <p>顧客でない者の情報を間接的に授受した場合は、金融グループ内での情報共有に際して当該者の同意を必要としないという解釈を明確化するなどした「非公開情報の授受の制限に関するQ&A」を同年3月28日に公表。</p> <p>このように、これまで規制の見直しを行ってきたところですが、我が国金融機関の国際的な競争力の確保、多様で質の高い金融サービス提供の実現などの観点や、利益相反による弊害の防止や銀行等の優越的地位の濫用防止、顧客保護といった観点の双方を踏まえつつ、情報授受制限のあり方について今後慎重に検討を行ってまいります。</p>		
311028032	元年 10月28日	元年 11月15日	2年 8月26日	銀証間における外国法人・外国籍個人の情報の共有に係る制限の撤廃	<p>【制度的現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一グループ内の銀行・証券会社間で発行者等に関する「非公開情報」を授受するには、内部管理目的の場合を除き、原則として当該発行者等の書面による同意が必要。 クロスボーダー案件において、外国法人や外国籍の個人等を顧客として業務を行う場合には、現地法の規制が適用されることになる。この場合、現地においては情報授受規制が設けられていない場合があり、この場合に現地法に加えて日本法に基づき情報授受規制の適用を受けてしまうことにより、本邦の金融機関のみが顧客の同意を得る必要が生じることとなるため、本邦以外の金融機関に比べて競争上著しく不利になってしまう。 海外法人や海外の個人を顧客として業務を行う場合、当該法人や個人の情報保護の権利については、基本的に現地法の規律に従って守られるべきものであり、これに加えてさらに本邦の情報授受規制を適用する必要性・合理性は認められない。 よって、これらの者については「発行者等」から除外する、あるいはこれらの者の情報を「非公開情報」「非公開融資等情報」から除外する等の改正を要望する。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 下記の内いずれかの措置により、銀証間の外国法人・外国籍個人の情報の共有に係る制限を撤廃。 外国法人や外国籍の個人を「発行者等」から除外。 外国法人や外国籍の個人に関する情報を「非公開情報」「非公開融資等情報」から除外。 	郵銀懇話会	金融庁	<p>金融グループ内の銀行・証券会社間で法人顧客の非公開情報を授受する場合には、オプトアウトの対応となります。</p> <p>ただし、発行者等が外国人である、かつ、当該発行者等が所在する国の法令上非公開情報の授受を制限する規定がない場合において、当該発行者等が電磁的記録により、同意の意思表示をしたとき又は非公開情報の提供に際し当該発行者等が締結している契約の内容及び当該個人の商慣習に照らして当該発行者等の同意があると合理的に認められたときは、当該発行者等の書面による同意を得たものとみなされます。</p>	金融商品取引法等に関する内閣府令第153条第1項第7号、第154条第1項第4号	検討を予定	<p>銀証間での顧客情報の共有に係るファイアウォール規制は、金融分野における顧客情報保護の意欲の高まりについて十分に留意していくことが必要であり、顧客が望んでいない場合にまで顧客情報の共有を認めることは適当ではないことから、法人顧客に明確にオプトアウトの機会を付与した場合には、共有を認めることとしたものです。また、登録金融機関の金融商品仲介に係る弊害防止措置は、登録金融機関内部において融資業務と有価証券の取扱いを同時に行うことや、登録金融機関が金融商品取引業者の委託を受けた金融商品仲介を行うことから、利益相反や銀行等の優越的地位の濫用のおそれが高くなることを踏まえ、顧客保護の観点から取り除かれるべき規制です。</p> <p>これまでも実務上の支障が生じているものについては、規制の趣旨を踏まえつつ、以下のような明確化を図る等、必要な検討を行ってきたところです。</p> <p>銀証間での法人顧客情報の共有に関して、発行者等が外国人法人である、現地規制において非公開情報の授受を制限する規定が存在しない場合に、電子メールで同意を得たときや、守秘義務契約や現地の商慣習上同意がある合理的に認められるときには書面同意を不要とするなどし「金融商品取引業者等向け総合的な監督指針」の一部改正が平成26年4月1日から施行・適用。</p> <p>顧客でない者の情報を間接的に授受した場合は、金融グループ内での情報共有に際して当該者の同意を必要としないという解釈を明確化するなどした「非公開情報の授受の制限に関するQ&A」を同年3月28日に公表。</p> <p>このように、これまで規制の見直しを行ってきたところですが、我が国金融機関の国際的な競争力の確保、多様で質の高い金融サービス提供の実現などの観点や、利益相反による弊害の防止や銀行等の優越的地位の濫用防止、顧客保護といった観点の双方を踏まえつつ、情報授受制限のあり方について今後慎重に検討を行ってまいります。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
311028033	元年10月28日	元年11月15日	2年8月26日	銀証間における個人情報共有に係る規制の緩和	【制度的要望内容】 ・グループ内の銀行・証券会社間で個人の顧客情報を共有する際、個人情報保護法(第23条第2項及び第4項第3号)に準じた「本人が容易に知り得る状態に置く」という方法を許容。②金融商品仲介業務従事者をオプトアウト制度の対象に追加、を措置。 【制度的要望理由】 ・個人顧客情報を銀証間で共有するためには、書面による同意取得(オプトイン)が必要となっており、顧客・金融機関双方にとって煩雑感・負担感が生じている。個人顧客保護法上、グループ内における共同利用が認められているにもかかわらず、銀証間には個人顧客保護法を超える規制は過剰と言わざるを得ない。 ・金融審議会における過去の議論でも、個人についてオプトインを要する規制は必ずしも明確にはされておらず、専門委員会もファイアーウォール規制としてグループ内の銀行と証券会社だけに個人情報保護法を超えるレベルの保護措置を講じるということに若干の疑問を感じる。個人のお客様に対して、規制を維持する目的は何かの。グループ特有の弊害等とは何かといったところは不明瞭な部分がある。今後かかるべき時期に、グループ内の個人情報の共有についての重層的規制の撤廃について議論がなされることを期待」との指摘があった。 ・ファイアーウォール規制の導入から既に25年が経過しているが、個人の顧客情報の取扱いについては全く見直しが行われていない。この間、大手金融グループでは、大手証券会社をグループに有するに至り、銀・証を含めたグループ経営が進んでいるほか、個人顧客でも、こうした動きを映して大手金融グループへの総合的な金融サービスに対する期待、ニーズが高まっている。また、個人情報保護法に基づく個人データの保護に関する制度整備も進展したほか、近年では、金融分野における情報の利活用が大きなテーマとなっている。	都銀懇話会	金融庁	金融グループ内の銀行・証券会社間で法人顧客の非公開情報を授受する場合には、オプトアウトの対象となりますが、個人顧客の非公開情報を授受するには、内部管理目的等の場合を除いて、顧客の書面による同意を得る等の必要があります。	金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号、第154条第1項第4号	検討を予定	・銀証間での顧客情報の共有に係るファイアーウォール規制は、金融分野における顧客情報保護の意識の高まりについて十分に留意していくことが必要であり、顧客が望んでいない場合にまで顧客情報の共有を認めることは適当ではないことから、法人顧客に明確にオプトアウトの機会を付与した場合には、共有を認めることとしたものです。また、登録金融機関の金融商品仲介業に係る弊害防止措置は、登録金融機関内部において融資業務と有価証券の取扱いを同時に行うことや、登録金融機関が金融商品取引業者の委託を受けて金融商品仲介業を行うことから、利益相反や銀行等の優越的地位の濫用のおそれが高いことを踏まえ、顧客保護の観点から設けられている規制です。 ・これまでも実務上の支障が生じているものについては、規制の趣旨を踏まえつつ、以下のような明確化を図る等、必要な検討を行ってきたところですが、 ・銀証間での法人顧客情報の共有に関して、発行者等が外国法人であって、現地規制において非公開情報の授受を制限する規定が存在しない場合に、電子メールで同意を得たときや、守秘義務契約や現地の高水準の同意があるとの合理的に認められるときには書面同意を不要とするなどした「金融商品取引業等に関する内閣府令」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正が平成26年4月1日から施行・適用。 ・顧客でない者の情報を間接的に授受した場合は、金融グループ内での情報共有に際して当該者の同意を必要としないという解釈を明確化するなどした「非公開情報の授受の制限に関するQ&A」を同年3月28日に公表。 このように、これまで規制の見直しを行ってきたところですが、我が国金融機関の国際的な競争力の確保、多様で質の高い金融サービス提供の実現などの観点や、利益相反による弊害の防止や銀行等の優越的地位の濫用防止、顧客保護といった観点の双方を踏まえつつ、情報授受制限のあり方について今後慎重に検討を行ってまいります。		
311028034	元年10月28日	元年11月15日	2年2月25日	店舗等事業用不動産に係る賃貸業規制の緩和	【制度的要望内容】 ・公共的な主体等からの要請に限らず、グループ会社以外の第三者への賃貸を解禁。それに伴う不動産投資(建替え・改修等)の許容。 【制度的要望理由】 (1)超低金利の一層の深掘りが検討される等、経営環境も一段と厳しさを増す中、お客さまニーズの多様化やデジタル化等の進展、営業時間や休日規定、複数銀行による共同運営等の店舗に関する規制緩和を背景に今後、商業種や銀行同士の新しい共同店舗等、従来の店舗に匹敵ない種々な先進的店舗の展開を想定している状況。 (2)然る状況下、店舗統廃合やそれに伴う移転・建替等店舗再編による事業用不動産を巡る動きが活発化しつつある一方、引続き一般事業法人同様の柔軟な賃貸を行えない状況に変わり無く、主に以下2点の具体化を企図したときに顕著となっているもの。 ①例えば、デジタル化等の進展を見据えた親和性の高い商業種との同居による店舗・パルシェアップとそれによるお客さま利便性・サービスの向上や収益の向上 ②商業店舗等との同居による地域の賑わい・街づくり(景観)への貢献 (3)特に建替時に店舗部分に加えて、(2)①②を前提にそれ以外のスペースの賃貸が可能となることで、①②の効果享受とそれによる先進的店舗の展開加速が可能。 (4)現法下では、上述の通り店舗統廃合や隣接改革等により発生する余剰スペースあるいは土地・建物に対して取り得る方法が極めて限定的であり、我々銀行はもとより地域・顧客にとっても必ずしも有効活用出来ない。不動産賃貸業そのものを規制せずとも自己資本に応じた投資規制などにより銀行の健全性確保(他業リスク排除)は可能と考えられ、柔軟な不動産活用により、顧客利便性の向上や地域活性化に繋げて参りたい。	都銀懇話会	金融庁	銀行による保有不動産の賃貸については、その他の付随する業務(銀行法第10条第2項)として、賃貸の規模等一定の要件のもとで行うことが可能となっております。また平成29年9月の監督指針の改正により、自治体等の公共的な役割を有する主体からの要請に基づき賃貸を行う場合には、地方創生や中心市街地活性化の観点から、保有不動産の賃貸の規模や期間について柔軟に判断して差し支えないことといたしました。	主要行等向けの総合的な監督指針V-3-2(4) 中・小地域金融機関向けの総合的な監督指針III-4-2(4)	検討を予定	保有不動産の賃貸に係る要件については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、銀行が、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるように、引き続き検討を行います。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
311028035	元年 10月28日	元年 11月15日	2年 2月25日	新しい店舗の在り方やコミュニティ化推進のための、銀行保有不動産の賃貸要件緩和	【制度的要望内容】 ・「その他の付随業務」における不動産賃貸規制に関して、公共要請等のないグループ会社以外の第三者への賃貸が柔軟に可能となるよう規制を緩和。容積未消化物件の建替えを行う場合についても、規模による制限を撤廃し、第三者宛に賃貸できる規制を緩和。 【具体的な要望内容】 ・「その他の付随業務」における不動産賃貸規制に関して、公共要請等のないグループ会社以外の第三者への賃貸が柔軟に可能となるよう規制を緩和。容積未消化物件の建替えを行う場合についても、規模による制限を撤廃し、第三者宛に賃貸できる規制を緩和。	【制度の現状】 ・事業用不動産の賃貸等を行う場合、「その他の付随業務」の範囲にあたるかどうかの判断基準が定められており、「銀行が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に関する」、「賃貸等の規模が当該不動産を利用して行われる固有業務の規模と比較して過大なものとなっていないこと」等の規制がある。 【要望理由】 ・昨今のデジタル化の進展・消費者ニーズの変化や銀行来店者数の減少等に対応するため、各銀行は、デジタル時代に相応しい新しい店舗網構築に注力している。そのなかで既存店舗の統廃合やそれに伴う移転・新設など、店舗を巡る動きが活発になることが想定される。 ・このような展望を踏まえ、現状、売却・処分できない遊休不動産に加え、業務効率化・店舗経費削減等により廃止した現店舗の余剰スペースや、老朽化店舗等の建替時に能動的に生み出した余剰スペースについても、公的要請等の有無に係らず、第三者への賃貸が可能となれば、地域にぎわい創出・地域創生に繋がる他、店舗維持コスト低減にも資するもの。 ・また、容積未消化の自己所有ビル等の建替えにあたって、自己利用部分の面積に制限されず、余剰区画の第三者への賃貸が可能となることで、銀行が抱える築古物件の建替えが進み、地域にぎわい創出・地域創生に繋がるもの。	都銀懇話会	金融庁	銀行による保有不動産の賃貸については、その他の付随業務(銀行法第10条第2項)として、賃貸の規模等一定の要件のもとで行うことが可能となっております。また平成29年9月の監督指針の改正により、自治体等の公共的な役割を有する主体からの要請に基づき賃貸を行う場合には、地方創生や中心市街地活性化の観点から、保有不動産の賃貸の規模や期間について柔軟に判断しても差し支えないことといたしました。	主要行等向けの総合的な監督指針V-3-2(4) 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-2(4)	検討を予定	保有不動産の賃貸に係る要件については、他業を営むことによるリスクの遮断・銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、銀行等が、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、引き続き検討を行います。	
311028036	元年 10月28日	元年 11月15日	2年 7月29日	都銀等による信託業務等	【制度的要望内容】 ・不動産売買の媒介、貸借の媒介・代理等の不動産関連業務等を、都銀本体、子会社、信託銀行子会社、信託代理店に解禁。 ・不動産取引一任代理等(宅建業法第50条の2第1項)を都銀本体、子会社、信託銀行子会社に解禁。	【制度の現状】 ・現状、都銀本体、信託銀行子会社、信託代理店は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」により、併営業の一部である不動産売買・仲介等の不動産関連業務を行うことができない。 【要望理由】 ・一部の信託兼営金融機関は不動産業務を行っており、これらの金融機関において当該業務により、不動産仲介を行うとともに当該不動産取得資金を融資する事例もみられるが、経営の健全性が損なわれている状況にもなく、都銀本体、都銀子会社、信託銀行子会社および信託代理店に対して、併営業の一部を制限することの理論的根拠は不明確。また融資市場においては、公平な競争条件が形成されていない面あり。 ・都銀または都銀子会社によるREIT運用会社設立、または買収を検討するも、宅建業者引業、及び取引一任代理が解禁されないため、参入できない。都銀または都銀子会社によるREIT運用会社設立、または買収を実現させるためには、宅建業者引業及び取引一任代理の解禁が必要不可欠。	都銀懇話会	金融庁	銀行は、一部の信託兼営金融機関を除き、不動産業務を行うことが禁止されています。	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第3条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第3条第1項	検討を予定	銀行における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断・銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難です。	
311028037	元年 10月28日	元年 11月15日	2年 4月23日	保険募集時の事前同意取得規制の廃止	【制度的要望内容】 ・非公開情報保護措置については、個人情報保護法に一体化し、保険業法施行規則の事前同意取得に係る規定は撤廃。	【制度の現状】 ・保険の銀行窓販は段階的な解禁を経て、2007年12月に全面解禁されたが、引き換えに、銀行のみに厳格な弊害防止措置が追加されてきた経緯あり。弊害措置は2012年9月に銀行における弊害防止措置の進展を踏まえて一部緩和されたが、それ以降は規制緩和は実施されていない。 【要望理由】 ・平成100年時代に求められる資産形成・運用について、顧客ニーズを深く理解している金融機関がワンストップで提案でき、顧客が多様な選択肢から個々人のニーズにあった組み合わせを自由かつ効率的に選択できるようにすることが、社会的な要請。 ・実際には、商品分野ごとに特有の規制・手続きが存在し、顧客への効率的な総合コンサルティングやそれを通じた「フェューチャー・リ・デューティー」の発揮や顧客本位の業務運営が阻害されている懸念がある。 ・歳入増進に生命保険に加入した人では、銀行で保険に加入する際の各種規制を不便だと感じる人が3割半ば～4割半ば程度存在し、規制を不便だと思わない人の割合より高く、その傾向は銀行窓販に利便性を感じている層でより強い。規制が一部見直された2012年4月以降も、その傾向に変わりはないことから、規制が利用者利便性を損ねている可能性が引き続きうかがえる。特に、非公開情報保護措置と募集制限規制・構成員契約規制については約85%の消費者が不便を感じているという実態がある。「実際に銀行の窓口で相談したが、最終的には他のチャネルで保険に加入した」人のうち、「規制の影響で、銀行での加入に至らなかった人」の割合は47%で、他の要因と比べて最も高く、「窓販への加入が遅れてしまった」「時間の無駄・無駄足になってしまった」との回答が約4割存在する。	都銀懇話会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 ・弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのフィードバックを踏まえ、平成23年9月7日付「関係内閣府令等」を改正し、 ・融資先販売規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。

- ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
- :所管省庁に再検討を要請(「△」に該当するものを除く)する事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針	
									制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
311028038	元年 10月28日	元年 11月15日	2年 4月23日	保険募集時の制限に関する規制の撤廃	【具体的要望内容】 ・左欄規制の撤廃、若しくは認知症保険・介護保険に係る上記規制の撤廃、又は、第二分野の保険商品の保険募集制限先規制、タイミング規制及び知りながら規制の撤廃。	【制度の現状】 ・銀行が事業性融資を行っている企業の代表者もしくは個人事業主又は従業員50人以下の企業・個人事業主の役員・従業員に対する、募集に係る手数料を収受した、第3次解禁商品や全面解禁商品の保険募集の禁止。 ・事業性融資の担当者による第3次解禁商品や全面解禁商品の保険募集の禁止。 ・事業性融資を申込中の顧客に対する第3次解禁商品や全面解禁商品の保険募集の禁止。 ・銀行の保険募集制限先規制またはタイミング規制に該当することを知りながら、銀行のグループ会社等が第3次解禁商品・全面解禁商品を募集することの禁止。 【要望理由】 ・以下の場合等、顧客本位の商品・サービスの提供ができなくフィデューシャリーデューティ(FD)に反する。 ①銀行との融資取引に無関係な一般従業員も規制され、顧客の自由な商品・サービス選択を阻害 ②顧客の自由意思に基づく保険加入が阻害され、責任開始の遅れによる重大な不利益を顧客が被る可能性 (例えば、自動車保険については、一般的に自動車リース会社が車両リースと一体的に提供しているが、自動車リース会社が銀行の特定関係者である場合、本規制による実務負担等を考慮した結果、保険を販売できず、結果として、顧客の利便性が阻害されているケースがある。) ・既に優越的地位を不当に利用した保険募集の禁止や、他の銀行取引等に影響を及ぼさないことについての説明義務等が措置されており、本規制は過剰。 ・形式的な弊害防止措置を行うことで、これを担保しようとする銀行側の取組みに過度の負担がかかり、実務上の負担大。 加えて、顧客にとっても、専業の保険代理店より顧客に関する情報を豊富に取得することの多い銀行で募集を行うことで顧客本位の良質なサービスをワンストップで享受可能。	都銀懇話会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる 等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
311028039	元年 10月28日	元年 11月15日	2年 4月23日	保険募集時の制限にかかわる規制の撤廃(インターネット募集時限定)	【具体的要望内容】 ・インターネット等を通じた募集時における上記規制の適用除外。	【制度の現状】 ・銀行が事業性融資を行っている企業の代表者もしくは個人事業主又は従業員50人以下の企業・個人事業主の役員・従業員に対する、募集に係る手数料を収受した、第3次解禁商品や全面解禁商品の保険募集の禁止。 ・事業性融資の担当者による第3次解禁商品や全面解禁商品の保険募集の禁止。 ・事業性融資を申込中の顧客に対する第3次解禁商品や全面解禁商品の保険募集の禁止。 ・銀行の保険募集制限先規制またはタイミング規制に該当することを知りながら、銀行のグループ会社等が第3次解禁商品・全面解禁商品を募集することの禁止。 【要望理由】 ・規制の趣旨は銀行の圧力販売防止であるところ、圧力販売の発生し得ない営業プロセス(インターネットによる完全非対面での募集行為)によりお客さまが銀行を通じた保険加入を希望した場合にも上記各規制を適用するのは、本来提供されるべき金融サービスを提供できないとの観点で、顧客本位の業務運営(フィデューシャリーデューティ)に反する。 ・また、Fin Tech進展により、インターネット等を通じた非対面での金融サービス提供が主流となる中、影響遮断措置の説明等、書面による手続を強制する規制は、極めて非合理。 ・加えて、非対面での保険募集の中心となる第二分野・第三分野の保険商品は、その他の保険商品と比べて契約期間が短期間かつ比較的小額で保険契約対象が明確であり、保険金額の上限が設定されることを踏まえ、信用供与の条件とした保険募集や優越的地位を不当に利用した保険募集は認められない状況下、本規制を措置することは過剰である。	都銀懇話会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる 等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
311028040	元年 10月28日	元年 11月15日	2年 4月23日	生命保険の募集に関わる構成員契約規制の撤廃	【具体的要望内容】 ・構成員契約規制の撤廃。	<p>【制度の現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業が生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(特定関係法人)の役員・従業員に対する保険募集を禁止。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の場合等、顧客本位の商品・サービスの提供ができなくフィデューシャリーデューティー(FD)に反する。 <ol style="list-style-type: none"> ①構成員契約規制は、優越的地位の濫用や圧力募集の防止を目的として設けられた規定であるが、その実態に係らず、事前かつ一律に募集を禁止する過剰規制。形式基準のため、顧客申出による場合も保険の販売が出来ず、顧客の自由な商品・サービス選択を阻害。 ②金融テクノロジーが進み、資本提携先が多くなるほど、規制対象先が増加することになり、金融サービス機能の充実を阻害している。 ③顧客の自由意思に基づく保険加入が阻害され、責任開始の遅れによる重大な不利益を顧客が被る可能性がある。 ・規制対象となる「密接な関係を有する者」(特定関係法人)の範囲が幅広く、直接出資関係のない大企業も含まれるなど、顧客の理解が得られないケースが多い。 ・規制対象となる「募集人等の特定関係法人の特定関係法人」や、「募集人等の特定関係法人を特定関係法人とする法人」などは、直接的な取引関係や出資関係がないことが多く、調査負担が極めて重い。 ・損害保険や第三分野商品では規制がなく、生命保険だけに適用される規制であり、妥当性を欠く。 ・平成9年の行政改革委員会「最終意見」において、「構成員契約規制は妥当ではなく、廃止すべきである。」と勧告され、その後も後身の会議において検討が求められているにもかかわらず、20年以上にわたって措置されていない。 	都銀懇話会	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-2(11)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
311028041	元年 10月28日	元年 11月15日	2年 4月23日	保険募集における非公開情報保護措置の撤廃	【制度的要請内容】 非公開情報保護措置については、個人情報保護法に一体化する方向で見直しを行い、保険業法施行規則の規定は撤廃。 【制度的現状】 ・銀行業務に際し知り得た顧客の非公開情報を、顧客の事前の同意なしに、保険募集に利用することは禁止されている。 ・また、保険募集に際し知り得た顧客の非公開情報を、顧客の事前同意なしに、銀行業務に利用することも禁止されている。 【提案理由】 ・銀行が保険を販売する際のみ適用される規制であり妥当性がない(銀行以外の代理店、例えば証券会社等は対象外。銀行が保険以外の商品を販売する場合は対象外)。 ・すでに個人情報保護法に基づく利用同意を取得しているのにも関わらず、保険募集、商品説明等を行う前に事前同意を取得することは他に例がないこともあり、顧客の理解を得るのが難しい(実務上、保険募集と他の金融サービスの提供を区分することは困難であり、総合的な金融サービスの提供を阻害)。 ・平成23年9月30日に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」原則6のとおり「金融事業者は、顧客の資産状況、取引経緯、知識及び取引目的、ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきであり、顧客のライフスタイルの多様性を踏まえ、保有する情報を最大限活用して、顧客の最善の利益を図りつつ、積極的に顧客にふさわしい商品の情報提供を行うべきである。	都銀懇話会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が図られています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。		
311028042	元年 10月28日	元年 11月15日	2年 7月29日	銀行の海外支店に	【制度的要請内容】 銀行の海外支店に対し、現地法令等遵守を前提として、以下の規制を緩和。 ① 有価証券関連業務の一部(発行市場に関する業務(引受・売出し)の解禁。 ② 信託業務の一部(エスクロー口座の取扱い業務)の解禁あるいは取扱いが可能であることの明確化。 【制度的現状】 ・銀行の海外支店(子銀行)が現地法令に基づき有価証券関連業務や信託業務を行うことは原則として認められている。 ・他方、銀行法第10条第2項に規定される付随業務には、証券業務等のうち発行市場に関する業務(引受・売出し)や信託業務は含まれておらず、従って、銀行の海外支店ではこれらを含むことが認められていない。 【提案理由】 ・海外では、競合するグローバルバンクが、ローン・債券両面みの営業に始まり、最終的な顧客ニーズが債券発行となっても引受・売出しまでワンストップでのサービスを提供する中、邦銀は証券会社との共同訪問、業務分担で対応しており、顧客にとって利便性が損なわれている状況。代表的日系企業の社債発行においても、外国銀行が引受を行うケースも出てきている。 ・ユニバーサルバンク制を採用している欧州や、規制が撤廃されている米圏を本拠とする銀行が、有価証券関連業務や信託業務を含めた総合的なサービスをワンストップで提供していることに鑑みれば、内外制度環境の差が競争力に影響を与えている場合もある。この点、進出日系企業の支援はもとより、邦銀の国際金融界における役割を高める観点からも、現地法遵守を前提とした本件規制緩和を通して、邦銀がワンストップでのサービス提供あるいはクロス・マーケティングによるニーズ対応を可能にすることは有効であると考え。 ・現地法令等遵守と管理態勢構築を前提として、海外支店に認められている一部有価証券関連業務及び信託業務を海外支店に解禁することは、銀行法上の他業禁止規制の趣旨を必ずしも損なうものではないものと考えられる。 ・例えば、自己資本の一定割合とする等の業量を限定した範囲内に留める等の条件付きであっても解禁をお願いしたい。業務範囲として全く否定されるものでなければ、クロス・マーケティングの実施や海外子銀行等の有価証券関連業務の代理・媒介を通じた参入により、本来業務等への影響を極小化した上での対応も可能。	都銀懇話会	金融庁	【要望①】 銀行が行うことのできる有価証券関連業務は、銀行法第10条第2項及び第11条に規定する業務に限られています。 【要望②】 銀行は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条の認可を受けることにより、同条第1項に規定する信託業務を営むことができます。	【要望①】銀行法第10条第2項、第11条 【要望②】銀行法第12条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条	【要望①】 検討を予定 【要望②】 現行制度下で対応可能	【要望①】 銀行法において銀行の業務範囲として認められていない業務等であって、銀行の海外支店において現地当局が認める業務を行うことの可否については、他業禁止の趣旨、競争力強化等の観点から慎重に検討していく必要があります。 【要望②】 信託業務については、現行制度でも、銀行は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条の認可を受けることにより、海外支店においても営むことができます。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
311028043	元年 10月28日	元年 11月15日	2年 8月26日	発行体向けクロス・マーケティングの解禁	<p>【制度的現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行等の職員が、引受に関するアドバイスや紹介に止まらない具体的な引受条件の提示や交渉を行うこと(証券会社の発行体向け証券業務に係る行為の一部を代行すること)は、「引受」そのものに該当する可能性が高いとして認められていない。(発行体向けクロス・マーケティングの禁止) <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業金融分野における顧客ニーズの高度化・複合化に伴い、金融機関は、単なる資金調達手段の提供ではなく、経営課題に対する総合的かつ高度なソリューションをスピーディーに提供することを期待されているにもかかわらず、発行体向けクロス・マーケティングが禁止されている結果、単一担当者による確・迅速な提案やマーケティング等(下記)ができず、顧客利便性が損なわれる状況となっている。 証券会社の商品・サービスを含むファイナンス・メニューや複合的ディールの説明・上記商品・サービス等の内容や具体的な条件に対する自己の評価の表明を行うこと 上記商品・サービス等の具体的な条件の提示 ユニバーサルバンク制を採用している欧州はもとより、米国でもかかるクロス・マーケティングは禁止されていないことと鑑みれば、グローバルスタンダードの観点からも、内外制度環境の差が国際競争力の強化に影響を与えているとも考えられ、わが国金融・資本市場の国際金融センターとしての魅力を高める上でも、規制緩和が有効であると考える。 また、平成29年7月、第4回法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会にて、社債の管理の在り方に関して議論が行われ、銀行界としては法務省から提案された新たな社債管理機関に対する賛同の旨を表明したところである。他方、わが国の社債市場においては、発行体・投資家の視野の一段の拡大に向けた制度改善の余地があるとも触れており、社債市場等の資本市場の活性化の観点からも、本要望のように、銀証間の連携強化により顧客利便性の向上に資する規制緩和が措置されることが肝要と考える。 	都銀懇話会	金融庁	<p>金融商品取引法第33条は、銀行等の金融機関による金融商品取引業を原則禁止していますが、これは金融商品取引業を兼業することにより生じる利益相反等の弊害を防止するためです。この点に関しては、これまでも証券会社との共同店舗、共同訪問が認められ、また、証券仲介業務を解禁するなど利益相反が生じない範囲において規制緩和が行われています。さらに、21年6月からは銀行等の職員が証券会社の職員を兼業することで、証券会社の職員として具体的な条件の提示や交渉を行うことが認められました。なお、銀行が金融商品取引法第33条の規定に反しない業務として発行体に対して行うことができるものは、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ-2-5(1)において明確化されています。</p>	金融商品取引法第33条第1項(解釈) 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ-2-5(1) 銀行法第12条	対応不可	銀行等の金融機関にご提案の業務を認めることは、銀行業務の顧客と証券業務の顧客の間の利益相反等の弊害を生ずるおそれがあることから、措置は困難です。		
311028044	元年 10月28日	元年 11月15日	2年 7月29日	銀行による付随業務としての広告関連業務の拡大・柔軟化	<p>【制度的現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令適用事前確認手続(ノーフロンティア制度)では、同条項の解釈として、①業務上未使用で取り除くことが不可能な余剰部分に広告を表示させること、②既存媒体の仕様変更のために新規の開発・投資を原則行わず、業務運営態勢を大きく変えないこと、③広告製作を行わないことを前提に、認められている。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行による広告関連業務については、本業ではないとの整理の下、限定的に認められているものと理解。 一方、金融・非金融の垣根が低くなるなかで、異業種プレイヤーでは、購買データなどに基づき広告等を行い、それを主たる収入源として、金融サービスを安価にあるいは無料で提供するといふビジネスモデルが確立されている。 足許、金融審議会・金融制度SGIにおいて100万円超の送金が可能な新類型(第1類型)の創設や少額に特化した資金移動業(第3類型)の創設の動きがある中で、今後も、Fintech企業やBigTech等の様々な異業種プレイヤーが金融分野に参入し、金融ビジネスにおけるプレイヤーの顔ぶれや競争環境は大きく変化することが見込まれる(2019年のBIS年次報告書でも同旨の指摘あり)。 斯かる状況下、銀行についてのみ他業禁止の観点から、競合する異業種プレイヤーと同等のビジネスモデルの採用を認めないことは、むしろ経営上のリスクになり得る。プレイヤー間の公平かつ適切な競争と銀行業の高度化、利用者の利便向上の観点から、金融ビジネスとの関連性が高まっている広告関連業務について、余剰能力の活用に係る解釈ではなく銀行に対して明示的に認めて頂きたい。なお、高度化会社や従業業務でも広告業務を営むことは可能であることは理解。もともと、法人を分離した場合、「購買データなどに基づき広告等を行い、それを主たる収入源として、金融サービスを安価にあるいは無料で提供する」といふビジネスモデルは推進態勢や取支関係の分離等の点で実務上制約があるのが実情。 	都銀懇話会	金融庁	<p>銀行の営むことが出来る業務の範囲は、法令において規定されています。そのうち、「その他の付随業務」については、監督指針において、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性、余剰能力の活用に資するかといった一定の要件のもと、業務として行うことが可能と規定しております。</p>	銀行法第10条～第12条 主要行等向けの総合的な監督指針V-3-2 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-2	検討を予定	<p>現行制度上、業務上取り除くことが不可能な余剰部分の活用や広告製作を行わないといった前提の下に広告業務は許容されていますが、デジタル化・セッションの進展による広告チャネルの多様化に伴い、取引先企業に対する広告・宣伝業務へのニーズが高まっているところから、そのような中で、より広範な範囲で広告関連業務を許容することにより、取引先企業の広告戦略における課題解決に資する等、取引先企業に対する経営支援機能の強化という観点から、銀行業務との機能的な親近性を認める余地も考えられます。</p> <p>しかしながら、ITを活用した広告形態は多種多様であり、どのような広告であれば銀行の余剰能力の活用には資するかを検討する必要があります。また、広告関連業務には広告内容の誤記載等に起因する損害賠償請求といった銀行業務とは異なるリスクが存在するところであり、どの限度で広告関連業務を解禁すべきかについては引き続き検討してまいります。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針	
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
311028045	元年 10月28日	元年 11月15日	2年 7月29日	商業銀行によるセキュリティトラスト業務の銀行付随業務への追加	<p>【制度的現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティトラスト業務はあくまで信託法によって定められた業務であり、信託業を営む者によってしか行なうことが認められていない。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諸外国における担保付シンジケートローンは、セキュリティトラストを導入することで債権売買に伴う担保関連手続きを削減している。一方でプロジェクトファイナンスなどを始めとする本邦の担保付シンジケートローンでは、セキュリティトラストが導入されていないため、債権譲渡に伴う担保手続きにかかる手間と費用がかかるところから、例えば投機的等級の社債・ローンの普及や機関投資家の資金活用や金融市場活性化への動きの妨げとなっている状況。 ・「信託」という用語が使われているものの、実務的にはセキュリティトラスト固有と呼べる業務は存在しないとの理解であり、現在商業銀行がエージェントとして担っている担保管理業務の代行の範疇に留まる業務内容であることから、セキュリティトラスト業務は銀行業の付随業務と見做して商業銀行で業務を実施することにすべき許容頂きたい。 ・本件によるメリットとしては、短期的には調印後にシンジケートを行なう場合の事業者側の費用負担の軽減、実行後の債権譲渡の際のアレンジヤー・投資家双方の費用負担の軽減が想定されるが、中長期的には担保付債権の流動性を高めることによる機関投資家からの資金流入増を通じて当該アセットクラスの取引に厚みが生まれ、上述の本邦金融市場全体の活性化への動きに資することが期待できる。本件は単なるコスト削減ではなく、かかる大きな期待を念頭にいただいた上で要望するもの。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティトラスト業務は実質的にシンジケートローン取引における担保管理をエージェントが他の金融機関の代理として行なうことに他ならないことから、銀行法施行規則第十三条第一項の「信託業務」の定義から、担保権信託を除くよう規定頂きたい。 	<p>【制度的現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティトラスト業務はあくまで信託法によって定められた業務であり、信託業を営む者によってしか行なうことが認められていない。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諸外国における担保付シンジケートローンは、セキュリティトラストを導入することで債権売買に伴う担保関連手続きを削減している。一方でプロジェクトファイナンスなどを始めとする本邦の担保付シンジケートローンでは、セキュリティトラストが導入されていないため、債権譲渡に伴う担保手続きにかかる手間と費用がかかるところから、例えば投機的等級の社債・ローンの普及や機関投資家の資金活用や金融市場活性化への動きの妨げとなっている状況。 ・「信託」という用語が使われているものの、実務的にはセキュリティトラスト固有と呼べる業務は存在しないとの理解であり、現在商業銀行がエージェントとして担っている担保管理業務の代行の範疇に留まる業務内容であることから、セキュリティトラスト業務は銀行業の付随業務と見做して商業銀行で業務を実施することにすべき許容頂きたい。 ・本件によるメリットとしては、短期的には調印後にシンジケートを行なう場合の事業者側の費用負担の軽減、実行後の債権譲渡の際のアレンジヤー・投資家双方の費用負担の軽減が想定されるが、中長期的には担保付債権の流動性を高めることによる機関投資家からの資金流入増を通じて当該アセットクラスの取引に厚みが生まれ、上述の本邦金融市場全体の活性化への動きに資することが期待できる。本件は単なるコスト削減ではなく、かかる大きな期待を念頭にいただいた上で要望するもの。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティトラスト業務は実質的にシンジケートローン取引における担保管理をエージェントが他の金融機関の代理として行なうことに他ならないことから、銀行法施行規則第十三条第一項の「信託業務」の定義から、担保権信託を除くよう規定頂きたい。 	都銀懇話会	金融庁	銀行は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第13条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条	銀行法施行規則第13条	現行制度下で対応可能	セキュリティトラスト業務については、現行制度でも、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条の認可を受けることにより、銀行において営むことができます。		
311028046	元年 10月28日	元年 11月15日	2年 7月29日	銀行が開発したITシステムの第三者提供業務に係る制限緩和	<p>【制度的現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行が開発したITシステムの第三者提供業務は、銀行法10条2項各号に例示列挙されている付随業務には含まれておらず、同項柱書のその他付随業務の解釈として限定的に認められている。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行法下でもその他付随業務の解釈として、当該銀行が保有・開発し自ら利用する業務ITシステムを第三者に提供することは余剰能力の活用等の範囲で認められているが、提供可能なIT関連業務は、付随業務の4要件を満たす必要があり、提供先ニーズに応じた柔軟な機能拡張や各種システム支援、第三者提供に係る態勢拡充等には一定の制限があると理解。そのため、現状、自社仕様のシステムをベースとした第三者提供が中心となっている。 ・足許、主要行等では先進的なITシステムや効率的な業務システムの自行開発・内製化が進んでおり、当該ITシステムの柔軟な第三者提供が可能になれば、業界全体の効率化やデジタルトランスフォーメーションの進展に資すると考えられる。また、システム開発を行う金融機関においても、開発コストを一部軽減可能となり、更なるシステム投資余力を捻出することが可能となる。 ・現行法下でIT関連業務を柔軟に行おうとすれば、金融関連業務子会社や従属業務会社で行うことになるが、その場合、自分も含めた開発機能やシステムの権利等を子会社に移転する必要が生じ、システム内製化やアジャイル開発等の流れに逆行しかねないことが支障となっている。 ・欧米主要行でも自社開発システムの第三者提供業務(ホワイトレーベル提携)が広く行われており、それによって多額のIT投資コストが削減されていると理解。ホワイトレーベル提携では、自社開発したシステムを他者の仕様に修正し、その顧客に提供することに加え、自行観点・ネットワークを活用し、提携先銀行の顧客へのサービス提供も行われている模様。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金融機関の業務又は事業者の財務に関する電子計算機のプログラムの若しくは販売(プログラムの販売に伴い必要となる付属機器の販売を含む。)を行なう業務及び計算機業務並びにこれらに付帯する業務」(以下、IT関連業務)を、銀行の付随業務として銀行法10条2項の例示列挙業務に列挙し、柔軟化して頂きたい。(あるいは監督指針上の付随業務に例示し、柔軟化して頂きたい) 	<p>【制度的現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行が開発したITシステムの第三者提供業務は、銀行法10条2項各号に例示列挙されている付随業務には含まれておらず、同項柱書のその他付随業務の解釈として限定的に認められている。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行法下でもその他付随業務の解釈として、当該銀行が保有・開発し自ら利用する業務ITシステムを第三者に提供することは余剰能力の活用等の範囲で認められているが、提供可能なIT関連業務は、付随業務の4要件を満たす必要があり、提供先ニーズに応じた柔軟な機能拡張や各種システム支援、第三者提供に係る態勢拡充等には一定の制限があると理解。そのため、現状、自社仕様のシステムをベースとした第三者提供が中心となっている。 ・足許、主要行等では先進的なITシステムや効率的な業務システムの自行開発・内製化が進んでおり、当該ITシステムの柔軟な第三者提供が可能になれば、業界全体の効率化やデジタルトランスフォーメーションの進展に資すると考えられる。また、システム開発を行う金融機関においても、開発コストを一部軽減可能となり、更なるシステム投資余力を捻出することが可能となる。 ・現行法下でIT関連業務を柔軟に行おうとすれば、金融関連業務子会社や従属業務会社で行うことになるが、その場合、自分も含めた開発機能やシステムの権利等を子会社に移転する必要が生じ、システム内製化やアジャイル開発等の流れに逆行しかねないことが支障となっている。 ・欧米主要行でも自社開発システムの第三者提供業務(ホワイトレーベル提携)が広く行われており、それによって多額のIT投資コストが削減されていると理解。ホワイトレーベル提携では、自社開発したシステムを他者の仕様に修正し、その顧客に提供することに加え、自行観点・ネットワークを活用し、提携先銀行の顧客へのサービス提供も行われている模様。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金融機関の業務又は事業者の財務に関する電子計算機のプログラムの若しくは販売(プログラムの販売に伴い必要となる付属機器の販売を含む。)を行なう業務及び計算機業務並びにこれらに付帯する業務」(以下、IT関連業務)を、銀行の付随業務として銀行法10条2項の例示列挙業務に列挙し、柔軟化して頂きたい。(あるいは監督指針上の付随業務に例示し、柔軟化して頂きたい) 	都銀懇話会	金融庁	銀行法第10条～第12条	主要行等向けの総合的な監督指針V-3-3-2	中小地域金融機関向けの総合的な監督指針III-4-2	検討を予定	銀行が開発したシステム等の提供を通じて、取引先企業の課題解決や生産性向上を図ることが可能となる場合には、銀行の取引先企業に対する経営支援強化の観点から、銀行業務との機能的な親近性を認める余地も考えられます。また、自行で開発したシステムをベースにするのであれば、提供先に合わせて一定程度の仕様変更を加えたとしても、銀行の余剰能力の活用の範囲内であると評価する余地もあります。しかしながら、システムの販売やその媒介に伴い、銀行業務とは異種のリスクを抱える可能性や提供先のニーズに応じた機能拡張の結果、自行で開発したシステムの本質的機能とはかけ離れたものとなってしまふ懸念等が考えられることから、明確化については引き続き検討してまいります。	
311028047	元年 10月28日	元年 11月15日	2年 7月29日	銀行本体での投資ファンド運営	<p>【制度的現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行本体では、事業承継に課題を抱えている一般企業の株式を5%もしくは15%以上保有することができない。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行本体での投資ファンドの運営(投資事業組合における業務執行組合員、投資事業有限責任組合における無限責任組合員等への就任)による、事業承継に課題を抱える企業の株式保有の許可 	<p>【制度的現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行本体では、事業承継に課題を抱えている一般企業の株式を5%もしくは15%以上保有することができない。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行本体での投資ファンドの運営(投資事業組合における業務執行組合員、投資事業有限責任組合員等への就任)による、事業承継に課題を抱える企業の株式保有の許可 	都銀懇話会	金融庁	銀行の一般事業会社の議決権の保有については、上規規制(本体とその子会社が合算5%以下)が課せられていません。	銀行法第11条、第16条の4、金融商品取引法第33条第1項	対応不可	銀行法上の5%ルールは、銀行が本業以外の事業を行うことにより、経営や財務の健全性を損なうことがないようにする他業禁止の趣旨の徹底を図るために設けられているものです。この点、無限責任組合員等として事業承継に課題を有する会社へ出資するファンドへ出資することについては、銀行の経営等の健全性を損なうおそれがあると考えられるため、直ちに措置することは困難です。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針	
									制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
311028048	元年 10月28日	元年 11月15日	2年 8月26日	銀行本体によるベンチャー企業等株式の私募の取扱い及び売上の媒介の解禁	【制度的現状】 登録金融機関には、法律上、非上場株式の私募の取扱いが認められているが、日本証券業協会の自主ルールにより、店頭有価証券の投資勧誘が原則として禁止されている。 ・2019年8月に、「非上場株式の取引等に関するWG」での討議を踏まえ、店頭有価証券に関する規則が改正され、事業承継に関連した「経営権の移転等を目的とした店頭有価証券の取引に係る投資勧誘」については認められたが、ベンチャー投資等で一般的なマイナー出資に対応した制度にはなっていない。 ・登録金融機関には、株式の売上の媒介が認められていない。 【制度的要望内容】 ①日証協・店頭有価証券規則において、大・中堅企業やベンチャーキャピタルによるベンチャー投資を想定した、一定のマイナー出資に係る投資勧誘を許容。 ②金融商品取引法において、一定の弊害防止措置を講じた上で、銀行本体によるベンチャー株式の譲渡に係る媒介・勧誘行為を許容。	【制度的現状】 登録金融機関には、法律上、非上場株式の私募の取扱いが認められているが、日本証券業協会の自主ルールにより、店頭有価証券の投資勧誘が原則として禁止されている。 ・2019年8月に、「非上場株式の取引等に関するWG」での討議を踏まえ、店頭有価証券に関する規則が改正され、事業承継に関連した「経営権の移転等を目的とした店頭有価証券の取引に係る投資勧誘」については認められたが、ベンチャー投資等で一般的なマイナー出資に対応した制度にはなっていない。 ・登録金融機関には、株式の売上の媒介が認められていない。 【制度的要望内容】 ①ベンチャー企業や第二創業を目指す中堅企業など、新規事業の立ち上げ段階にある企業には、①エグジットによる資金調達ニーズや、②販路や技術の補完を目的とした大企業等との出資を伴うアライアンスニーズが存在。また、③オーナー経営者が高齢である企業では、事業承継に伴う他企業等への株式売却ニーズが存在する。 一方、大企業等側にも、④オープンイノベーションの促進や先端技術の獲得、新事業分野への進出等を目的として、優れた技術を有するベンチャー企業等へのマイナー出資ニーズが存在する。 ・現行法上、ベンチャー企業へのマイナー出資やベンチャー株式の譲渡に関する勧誘行為は銀行・証券を問わず禁止されているため、現状、これらベンチャー企業等と大企業等のニーズを結びつける機能は、紹介ベースの対応やその他の付随業務(M&Aに関する業務等)として認められる範囲に限定されており、「マイノリティでのエグジット調達・出資案件」については、顧客ニーズに必ずしも十分対応できていないのが実情。	都銀懇話会	金融庁	法令上、登録金融機関は、①株券等の私募の取扱いや②金融商品仲介業務(金融商品取引業者の委託を受けて、当該金融商品取引業者のために行う株券等の売上の媒介等)を行うことができますが、非上場株式の私募の取扱いや非上場株式の売上の媒介を行うことは、日本証券業協会の自主規制ルール(店頭有価証券に関する規則)で原則禁止(株式型投資クラウドファンディング及び株主コミュニティ銘柄を除外)されています。※なお、グリーンシート銘柄制度については、平成30年3月を以て廃止。	金融商品取引法第33条第2項第4号 日本証券業協会「店頭有価証券に関する規則」第3条、第6条	その他	登録金融機関が、ベンチャー企業等に関して、非上場株式の私募の取扱いや非上場株式の売上の媒介を行うことについては、投資者保護や優越的地位の濫用、利益相反等の観点から、日本証券業協会において慎重に取り扱われることが必要と考えられます。	
311028049	元年 10月28日	元年 11月15日	2年 7月29日	グループ会社による事業性融資の保証業務の解禁	【制度的現状】 ・平成19年6月1日に改正施行された「平成10年11月24日金融監督庁・大蔵省告示第9号」では、銀行等の子会社が営むことの出来る業務から除かれる業務として、「債務の保証のうち、銀行(持株会社)の子会社、子法人等および関連法人等による事業者に対する事業性融資に関するもの」と規定されている。そのため、グループ会社間の事業性融資の保証業務は取り扱うことができない。 一方、個人向け融資への保証業務や、グループ外の事業性融資への保証については従事可能。 【制度的要望内容】 ・グループ会社が独自に開発したモデルを活用して、従来銀行が貸出し難かった零細企業や個人事業主に対して財務情報に依存しない柔軟なファイナンスの提供を可能とする観点から、グループ会社による事業性融資の保証業務の解禁。 【制度的要望理由】 ・事業法人との貸出取引に関して、銀行と、グループ会社のクレジットカード会社やコンシューマーファイナンス会社とは、伝統的に顧客層が異なり、後者の会社では、零細企業や小規模事業者なども多数取引を行っているため、取引歴や代表者の属性などをスコアリングして信用力、リスクを評価して貸出する与信ノウハウが蓄積されている。 ・グループ会社間の事業性融資保証が可能となれば、こうしたグループ内の金融子会社が独自に蓄積した与信ノウハウ等を活用して、財務情報に依存しない柔軟なファイナンスが可能となるもの。	【制度的現状】 ・平成19年6月1日に改正施行された「平成10年11月24日金融監督庁・大蔵省告示第9号」では、銀行等の子会社が営むことの出来る業務から除かれる業務として、「債務の保証のうち、銀行(持株会社)の子会社、子法人等および関連法人等による事業者に対する事業性融資に関するもの」と規定されている。そのため、グループ会社間の事業性融資の保証業務は取り扱うことができない。 一方、個人向け融資への保証業務や、グループ外の事業性融資への保証については従事可能。 【制度的要望理由】 ・事業法人との貸出取引に関して、銀行と、グループ会社のクレジットカード会社やコンシューマーファイナンス会社とは、伝統的に顧客層が異なり、後者の会社では、零細企業や小規模事業者なども多数取引を行っているため、取引歴や代表者の属性などをスコアリングして信用力、リスクを評価して貸出する与信ノウハウが蓄積されている。 ・グループ会社間の事業性融資保証が可能となれば、こうしたグループ内の金融子会社が独自に蓄積した与信ノウハウ等を活用して、財務情報に依存しない柔軟なファイナンスが可能となるもの。	都銀懇話会	金融庁	銀行及び銀行持株会社は、子会社対象会社以外の会社を子会社としてではありません。(銀行法第16条の2、第52条の23、同法施行規則第17条の2、第17条の3、第34条の16) 貸付金担保の評価等に係る子会社対象会社として、担保評価・管理会社(他の事業者の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となっている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事業を行う業務を行う会社)が認められています。(銀行法施行規則第17条の3第1項第10号、第34条の16第3項第10号)	銀行法施行規則第17条の3第1項第10号、第34条の16第3項第10号 銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十号の規定に基づき銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件第1条第1号	検討を予定	現行法上、銀行等が、当該銀行等が供与する事業性ローンに対し保証を行う会社を子会社とすることは、銀行等グループとして、リスク管理の適切性や経営の健全性等の観点から、原則として禁止されています。このため、当該規制の解禁については、事業性融資についてグループ会社により保証が行われる場合の銀行・保証を行う子会社間の融資審査のあり方やグループベースでのリスク管理態勢の構築状況等について慎重に検討する必要があります。	
311028050	元年 10月28日	元年 11月15日	2年 7月29日	ABLの普及促進に資する子会社金融関連業務の追加	【制度的現状】 ・銀行及び銀行持株会社は、子会社対象会社以外の会社を子会社としてはならない。 ・銀行及び銀行持株会社の子会社は、債務保証業務を行うことが認められているが、グループ会社間の事業性融資の保証業務は取り扱うことができない。 【制度的要望理由】 ・我が国中小企業における主要な資金調達手段である銀行融資については、従来、不動産や人的保証による信用補完が中心であったが、近年、不動産・保証に依存しない融資手法として、ABLに期待が寄せられており、経済産業省「ABL研究会報告書」では潜在市場は78兆円とされている(24年3月末残高は約1兆円)。 ・米国では、1980年代からABLへの取組みが本格化し、事業向け融資に占める比率は約20%に達する一方で、我が国においては企業向け融資に占める割合は0.1%程度にとどまっている(平成24年6月日銀レビュー)。 ・ABLの普及に向け、平成24年6月の法改正により、子会社従属業務に「担保の目的となっている財産の換価・処分」が追加され、動産担保の評価・管理・換価プロセスを銀行グループ内に内製化することが可能となった。 ・各銀行においてABLに注力する動きも見られるが、担保の多様性故にノウハウの定着が進まず、結果としてABL普及が加速しない側面もある。このため、住宅ローン等と同様にグループ保証会社に業務を集約することによって、プロセスの標準化・効率化や、ノウハウの高度化が可能となり、今後のABL普及に資すると考えられる。	【制度的現状】 ・銀行及び銀行持株会社は、子会社対象会社以外の会社を子会社としてはならない。 ・銀行及び銀行持株会社の子会社は、債務保証業務を行うことが認められているが、グループ会社間の事業性融資の保証業務は取り扱うことができない。 【制度的要望理由】 ・我が国中小企業における主要な資金調達手段である銀行融資については、従来、不動産や人的保証による信用補完が中心であったが、近年、不動産・保証に依存しない融資手法として、ABLに期待が寄せられており、経済産業省「ABL研究会報告書」では潜在市場は78兆円とされている(24年3月末残高は約1兆円)。 ・米国では、1980年代からABLへの取組みが本格化し、事業向け融資に占める比率は約20%に達する一方で、我が国においては企業向け融資に占める割合は0.1%程度にとどまっている(平成24年6月日銀レビュー)。 ・ABLの普及に向け、平成24年6月の法改正により、子会社従属業務に「担保の目的となっている財産の換価・処分」が追加され、動産担保の評価・管理・換価プロセスを銀行グループ内に内製化することが可能となった。 ・各銀行においてABLに注力する動きも見られるが、担保の多様性故にノウハウの定着が進まず、結果としてABL普及が加速しない側面もある。このため、住宅ローン等と同様にグループ保証会社に業務を集約することによって、プロセスの標準化・効率化や、ノウハウの高度化が可能となり、今後のABL普及に資すると考えられる。	都銀懇話会	金融庁	銀行及び銀行持株会社は、子会社対象会社以外の会社を子会社としてではありません。(銀行法第16条の2、第52条の23、同法施行規則第17条の2、第17条の3、第34条の16) 貸付金担保の評価等に係る子会社対象会社として、担保評価・管理会社(他の事業者の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となっている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事業を行う業務を行う会社)が認められています。(銀行法施行規則第17条の3第1項第10号、第34条の16第3項第10号)	銀行法施行規則第17条の3第1項第10号、第34条の16第3項第10号 銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十号の規定に基づき銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件第1条第1号	検討を予定	現行法上、銀行等が、当該銀行等が供与する事業性ローンに対し保証を行う会社を子会社とすることは、銀行等グループとして、リスク管理の適切性や経営の健全性等の観点から、原則として禁止されています。このため、当該規制の解禁については、事業性融資についてグループ会社により保証が行われる場合の銀行・保証を行う子会社間の融資審査のあり方やグループベースでのリスク管理態勢の構築状況等について慎重に検討する必要があります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
311028051	元年 10月28日	元年 11月15日	2年 7月29日	外国において主として金融関連業務を営む会社買収時の業務範囲規制の適用猶予	<p>【制度的要請内容】</p> <p>① 銀行又は銀行持株会社の子会社が外国の会社を買収する場合にも、当該外国の会社傘下にある子会社対象会社以外の外国の会社について、5年間の猶予措置の対象として頂きたい。(又は、明確化して頂きたい)</p> <p>② 金融関連業務を営む外国の会社が行う業務については、現地監督当局が容認するものは、本邦銀行法の趣旨を逸脱しない限り原則として容認することとして頂きたい</p> <p>③ 上記②が認められない場合は、当面の措置として、買収時に、金融関連業務を営む外国の会社が現在営んでいる子会社対象会社の業務以外の業務について、本邦銀行法の業務範囲規制を5年間猶予して頂きたい。</p>	<p>【制度の現状】</p> <p>・「銀行」又は「銀行持株会社」が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている「銀行業を営む外国の会社」、「有価証券関連業務を営む外国の会社」、「保険業を営む外国の会社」、「信託業を営む外国の会社」、「従属業務又は金融関連業務を営む会社(外国の会社に限る)」、「特別対象持株会社」を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合、当該子会社対象会社以外の外国の会社に対しては、銀行法上の業務範囲規制が5年間猶予される。</p> <p>・「銀行業を営む外国の会社」が営むことが可能な業務範囲は、原則として現地法令に照らして判断することとされている。</p> <p>【要望理由】</p> <p>・外国の会社を買収する際に、買収エンティティは、買収する金融機関グループのエンティティ・ストラクチャーや被買収会社の業種などを踏まえて決定される。5年間の猶予措置の対象が、銀行又は銀行持株会社が買収する場合にのみ適用されれば、買収エンティティの選択を歪め、結果としてグループ経営管理に支障を生じさせかねない。</p> <p>・また、買収対象となる頂点金融機関が主として金融関連業務を営んでいたとしても、銀行の子会社が営むことができる業務以外の業務の一部でも営んでいる場合は、5年間の猶予措置の適用はなく、買収そのものが認められず、そのため、現行法の下でこのような企業を買収する場合は、買収時に当該事業の撤退や売却を条件として入れざるをえず、同制限のない外国金融機関対比入札条件が不利となるほか、我が国金融グループの柔軟なクロスボーダー買収戦略の阻害要因となっている。</p>	都銀懇話会	金融庁	<p>【要望①】</p> <p>銀行又は銀行持株会社は、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている外国の子会社対象会社を子会社とすることにより、当該子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合には、子会社の業務範囲規制の適用が5年間猶予されます。</p> <p>【要望②③】</p> <p>銀行又は銀行持株会社の外国における子会社の業務範囲については、金融関連業務子会社であっても国内における子会社と同様の範囲に限定されています。</p>	<p>【要望①】銀行法第16条の2第4項、第52条の23第3項</p> <p>【要望②③】銀行法第16条の2第1項、第52条の23第1項</p>	<p>【要望①】</p> <p>銀行又は銀行持株会社の子会社が外国の子会社対象会社を子会社とする場合、当該外国の会社は銀行又は銀行持株会社の子会社とみなされるため、銀行又は銀行持株会社は、当該外国の会社の傘下子会社に対する業務範囲規制の適用が5年間猶予されることとなります。</p> <p>【要望②③】</p> <p>新型コロナウイルス感染症等の影響も踏まえ、少子高齢化の進展や人口の減少など日本社会・経済を取り巻く環境変化への対応を、さらに加速させていく必要があります。銀行が、こうした環境変化への対応に積極的に関与し、地域経済の再生や持続的な成長に貢献できるよう、今後、幅広い論点について検討して参ります。</p>		
311028052	元年 10月28日	元年 11月15日	2年 7月29日	従属業務を営む子会社	<p>【制度的要請内容】</p> <p>・複数銀行グループから受託する場合の収入依存度「90%」の「50%」への緩和。 ・収入依存度の算出に係る銀行グループについて、当該銀行の子法人等・関連法人等も追加。</p>	<p>【制度の現状】</p> <p>・従属業務を営む子会社等(子法人等・関連法人等を含む)については、収入依存度規制が及ぶ。</p> <p>【要望理由】</p> <p>・低金利環境の継続等、厳しい銀行経営環境の継続が見込まれる中で、各銀行においては、事務等にかかる費用の低減が喫緊の課題。各銀行グループ独自でコスト削減を進めているものの、コスト削減・業務効率化を進めるためにも努力がかかるため、特にノンコア業務(例えば管財業務等)については更なる効率化の推進が必要。</p> <p>・コスト削減・業務効率化に成功した銀行グループが、そのノウハウを活用して、コスト削減・業務効率化を阻害していない銀行グループから業務を受託すれば、経営効率全体として効率化が進み、銀行の経営安定や抜本的なビジネスモデルの改革を後押しすることにもなると考えられる。</p> <p>・こうした中、複数の銀行グループが共同で、従属業務会社を活用する場合、現行の「90%」という基準はハードルが高く、将来的に銀行業界全体としての効率化の制約となる可能性がある。</p> <p>・また、銀行経営のグループ化が進む中で、グループの形成については、子会社のみならず、子法人等・関連法人等、出資比率の態様は区々である。こうした中で、収入依存度規制はその対象が当該銀行の子会社までに限られていること、これを子法人等(子会社を除く)、関連法人等にまで対象範囲を拡大することが必要である。</p>	都銀懇話会	金融庁	<p>銀行又は銀行持株会社の子会社として認められる従属業務会社については、当該銀行又は当該銀行持株会社の子会社その他これに類する者からの収入の合計が総収入の50%以上(システム管理やATM保守業務等を営む会社の場合は40%以上)、又は銀行・銀行持株会社グループと他の金融機関グループからの収入の合計が総収入の90%以上でなければなりません。</p>	<p>平成14年3月29日 金融庁告示第34号</p>	<p>検討を予定</p>	<p>新型コロナウイルス感染症等の影響も踏まえ、少子高齢化の進展や人口の減少など日本社会・経済を取り巻く環境変化への対応を、さらに加速させていく必要があります。銀行が、こうした環境変化への対応に積極的に関与し、地域経済の再生や持続的な成長に貢献できるよう、今後、幅広い論点について検討して参ります。</p>	
311028053	元年 10月28日	元年 11月15日	2年 7月29日	銀行代理業者の主たる業務の要件緩和	<p>【制度的要請内容】</p> <p>・「主たる業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証または手形の引受その他の信用の供与を行う業務」である者(すなわち貸金業者・クレジット業者・保証業者)についても、所属銀行と銀行代理業者の間の利益相反行為等が生じる恐れが僅少と認められる一定の場合は、預金等担保貸付以外の貸付の媒介を許容。</p>	<p>【制度の現状】</p> <p>・貸付等を主たる業務とする者が貸付の代理または媒介を行うことは原則不可とされ、預金等担保貸付の代理または媒介に限り可とされている。</p> <p>【要望理由】</p> <p>・金融グループ内のカード会社、貸金業者(以下、「貸付等を主たる業務とする者」)等において貸付対象としていない顧客(例えばカード加盟店や貸金業者が業務とする他の業務の顧客)から借入の申出があった場合、当該貸付等を主たる業務とする者等による貸付の媒介が可能になれば、所属銀行のチャネルの多様化につながるほか、顧客利便性の向上にも資すると考えられる。</p> <p>・現行法が「貸付等を主たる業務とする者」等による預金等担保貸付以外の貸付の媒介を原則として禁止している趣旨は、所属銀行と銀行代理業者の利益が相反することを防止するものであると考えられること。例えば、①所属銀行と銀行代理業者が親子関係や銀行持株会社傘下の兄弟会社間にあるなど、構造的に利益相反が生じるおそれ低い関係にあって、かつ、②当該銀行代理業者が借入の申出をWEBなどの非対面に限定して受付、審査に関与しない場合は、斯かる利益相反が生じるおそれは低いと考えられる。</p> <p>・そのため、顧客ニーズや顧客利便性に鑑み、上記等の一定の条件を満たして利益相反行為等が生じるおそれが僅少な場合は、「貸付等を主たる業務とする者」等による銀行代理業務として貸付の媒介を認めたい。</p>	都銀懇話会	金融庁	<p>貸付等を主たる業務とする者が銀行代理業者である場合は、当該銀行代理業者の銀行代理業務のうち、消費者向けの資金の貸付け等に係る契約締結の代理・媒介業務については、「預金等担保貸付」及び「規格化された貸付商品」で、かつ、貸付資金で購入する物件等を担保として行「貸付」に限定されています。</p>	<p>銀行法第52条の36第1項、第52条の38第1項、銀行法施行規則第34条の37第7号</p>	<p>検討を予定</p>	<p>銀行代理業者の主たる業業務が資金の貸付けの場合、例えば、顧客が銀行から融資を受け、その借入金をその手戻金業者へ返済すると、利益相反の弊害が生じる可能性があることから、このような規制が課せられていると。このため、利益相反の弊害が生じるおそれ少ないと認められる商品の媒介について、利益相反発生の可能性や顧客保護等の観点も踏まえ、検討を行います。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
311028054	元年10月28日	元年11月15日	2年7月29日	銀行代理業における非公開情報保護措置の撤廃	【制度的現状】 銀行代理業者は、銀行代理業において取扱う顧客に関する非公開金融情報が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく業業務に利用されないことを確保する保護措置を講じなければならないと課されている(非公開情報を銀行代理業で利用することも同様)。また、監督指針において、対面・郵便・電話・インターネット等の場合における保護措置の方法を明記。 【制度的現状】 銀行代理業者は、銀行代理業において取扱う顧客に関する非公開金融情報が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得なければ、業業務に利用することができません。また、同時に、業業務において取り扱う顧客に関する非公開情報を銀行代理業で利用する場合についても、顧客の同意が必要となります。	【提案理由】 すでに個人情報保護法に基づき、予め利用目的を明示して顧客の理解を得ているため、銀行代理業等を行う前に事前同意を取得する必要性は乏しいものと考えられる。 ・本来の非公開情報保護措置の趣旨は、銀行代理業者が他業を業とする場合の一般事業者としての取引関係を利用した不正取引(抱き合わせ販売や情実融資および顧客情報の流用等)を防止するための措置であり(監督指針Ⅷ-2-1参照)、各業法等により顧客保護管理態勢の整備が求められるグループ会社間であれば不正取引が起こるリスクは少ないと考えられる。 ・業務上、金融機関が銀行代理業者となっている場合、銀行代理業と他の金融サービスの提供を区分することは困難であり、グループ全体での総合的な金融サービスを展開する金融機関にとって、顧客へのサービス提供機会を阻害している。	都銀懇話会	金融庁	銀行代理業に関する非公開金融情報について、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得なければ、業業務に利用することができません。また、同時に、業業務において取り扱う顧客に関する非公開情報を銀行代理業で利用する場合についても、顧客の同意が必要となります。	銀行法施行規則第34条の48	対応不可	銀行代理業者において、個人情報の利用目的を明示している場合であっても、非公開情報の利用について顧客の同意無しに認めることは、優越的地位の濫用防止等の顧客保護の観点から問題であると考えます。したがって、銀行代理業者が取得した非公開情報について、顧客の事前同意の制限を撤廃することは困難です。	
311028055	元年10月28日	元年11月15日	2年7月29日	銀行による銀行代理業務に係る規定の見直し等	【制度的現状】 (要望1、2) 平成18年4月より導入された銀行代理業制度は、それまでの銀行代理店制度に係る要件を緩和し、一般事業者が銀行の代理店となることを広く認める制度となっている。 ・銀行代理業者は決済や貸付といった経済的に重要な機能の一部を担うため、適切な業務運営がなされない場合は顧客保護に問題が生ずるおそれもあることから、参入にあたっての許可制をはじめ、健全かつ適切な運営の確保など銀行に準ずる、または銀行と同様の対応を求められている。 【提案理由】 (要望1) 銀行代理業の種類(契約の締結の媒介の内容を記録した書面)の作成にあたっては、銀行代理業者の、代理については記録を求められておらず、媒介の内容のみを記録が求められていること、当該部分に関しては銀行代理業の処理及び計算を明らかにする目的を達するものとして置けるのは差し支えないものとしており、本書類作成のために銀行代理業に係る契約の締結の媒介に記録を作成する意義が乏しい。 ・当該銀行代理業者は銀行として、銀行法に基づく他の業態にはないディスクロージャーに関する規程が適用されているところ、その業務及び財産の状況を開示しており、一般事業者や個人が銀行代理業を営むことによるお客さまへの不利益を生ずる懸念は払拭できている。 (要望2) 銀行は、銀行代理業者が求められる対応以上に顧客保護に問題が生じないよう適切な体制を確保したうえで、監督当局からも適宜適切なモニタリングを受けて営業をしているところであり、銀行が銀行代理業を営むことによるお客さまへの不利益を生ずる懸念は払拭できている。	【制度的現状】 (要望1) 銀行代理業者は、銀行代理業を営むに当たって、銀行代理業に関する帳簿書類及び報告書の作成が求められています。 (要望2) 銀行持株会社傘下の子銀行間において銀行代理業を営む場合であっても、所属銀行となる子銀行に対しては、銀行代理業者となる子銀行に対する業務の適切性等を確保するための措置を講じることが求められています。	都銀懇話会	金融庁	(要望1) 銀行代理業者は、銀行代理業を営むに当たって、銀行代理業に関する帳簿書類及び報告書の作成が求められています。 (要望2) 銀行持株会社傘下の子銀行間において銀行代理業を営む場合であっても、所属銀行となる子銀行に対しては、銀行代理業者となる子銀行に対する業務の適切性等を確保するための措置を講じることが求められています。	(要望1) 銀行法施行規則第34条の58、第34条の59 (要望2) 銀行法施行規則第34条の63	(要望1) 検討を予定 (要望2) 対応不可	要望1のうち、銀行代理業に関する報告書については、銀行が銀行代理業を営む場合であっても銀行代理業に係る計算の状況等を明らかにする必要があることから、非適用とするには困難です。なお、銀行代理業に関する帳簿書類については、適切な業務運営の確保や利用者保護、事業者の事務負担軽減等の観点から、検討を行います。 要望2については、銀行代理業制度は、利用者保護や銀行代理業者に対する監督の実効性を所屬銀行を通じて確保していることから、これらの規制を緩和することは困難と考えます。	
311028056	元年10月28日	元年11月15日	2年7月29日	健全なカードボンド市場の発展のためのルールの明確化	【制度的現状】 ・日本には、現時点でカードボンドに関する明確なルールはないが、諸外国では、法制度や当局の監督指針に発行ルールが定められている。 【提案理由】 ・本邦では、2018年11月に初めて住宅ローン債権を担保としたカードボンドの発行が行われ、今後も、邦銀が海外展開の拡大を図る上で、重要な外貨調達手段の一つとして発行が拡大する可能性がある。 ・一方、カードボンドの商品特性上、自らの資産を担保として調達を行うカードボンドを過大に発行すると、健全なカードボンド市場の発展が阻害される虞があり、預金者保護を徹底する上でも、健全なカードボンド市場の発展を図る上でも、一定のルールが必要と考えられる。 ・諸外国では、海外金融機関が、安定的な調達ツールとしてカードボンドの発行を活性化させており、これに対応して、特にリーマン危機以降にカードボンド法制及び規制を導入する国が増加している(現在33か国で導入)。 ・バーゼルIIIは、法律により特別な監督の対象とされている金融機関が発行したカードボンドについて、リスクウェイトの軽減措置等が定められており(バーゼルIIIテキスト・パラグラフ32-36)、カードボンド発行に係るルールを明確化・整備することは、投資家のすそ野の拡大を図る上でも重要。 ・現在、本邦ではカードボンドに関する明確なルールが存在しないため、投資家は上記バーゼルIIIコプライアメントなカードボンドとみなすことができず、邦銀は、①取組対比高い調達コストとならざるを得ないほか、②安定的な投資家層の確保に制約が生じるなど、国際競争力の観点からも不利が生じている。 ・以上の状況を踏まえ、カードボンドの発行が本格的に拡大する前に、監督指針において一定のルールを定めていただくことを要する。	【制度的現状】 日本においては、諸外国で見られるようなカードボンド発行に係る特別なルールは整備されておりません。	都銀懇話会	金融庁 法務省	なし	検討を予定	カードボンドは発行体の資産の一部を資産隔離して、発行体が破綻した際にカードボンド保有者に対する優先弁済に充当するため、一般の預金者に対して弁済率の低下を予定した損失を与えざる可能性も否定できず、預金者保護の観点から検討する必要があると考えられます。 また、ルール下で発行されたカードボンドにバーゼル適格が認められた場合には、投資家のすそ野の拡大により発行体の安定した外貨調達や調達コストの低減にも資すると考えられますが、必要なルール内容に関しては、諸外国のルールと比較しながら、慎重に検討する必要があります。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針	
									制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
311028057	元年 10月28日	元年 11月15日	2年 4月23日	外国清算機関におけるデリバティブに係る免許取得義務の例外規定の積極的な活用	【具体的要望内容】 以下2点を具体案として提案。 ① 清算免許を求める範囲を円建て取引のみに限定。 ② 除外告示について、時限的ではなく恒久的な措置とした上で、本邦当局による監督と同水準と認められる他国当局監督下にある中央清算機関を積極的に除外告示の対象とする。 ・欧米では、同等性評価に基づいた第三国中央清算機関の認証制度があり、これは一当局が第三国中央清算機関を主体的に監督するには一定の限界があるため、第三国中央清算機関の認証に当たって、主な監督を他国当局に委ねるものであり、清算免許申請ないしは除外告示に対する当局審査において上記趣旨を考慮していただきたい。	【制度の現状】 ・現行金商法は、清算集中機関に金融商品債務引受業者としての免許取得を義務付け、平成23年度以降、外国清算機関にも同様の義務を課している。 ・現時点で上記免許を取得済みの外国清算機関はLOHとCMEのみで、限られた一部の外国清算機関についてのみ除外告示(金融商品債務引受業者の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件)により免許取得が免除されている状況。 【要望理由】 ・本邦金融機関が外国清算機関に清算集中を行う場合、当該外国清算機関は本邦清算免許を取得する必要がある。一般に外国清算機関において本邦清算免許を取得しようにする意向は乏しいため、結果として本邦金融機関が利用できる清算機関が極めて限られている状況。特にアジアの地場通貨は清算集中を前提にしなければ取引が難しい場合が多く、事業法人へのプライス提供にも影響が生じている。	都銀懇話会	金融庁	金融商品取引法は、外国の法人については、外国金融商品取引清算機関の免許を取得した者についてのみ、金融商品債務引受業者を行うことを認めています。 一方で、「金融商品債務引受業者の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件」(平成23年金庁告示第105号)において定める取引等については、当該取引等に基づく債務の不履行によるわが国の資本市場への影響が軽微なものととして例外的に、免許を取得していない外国清算機関も利用可能としています。	金融商品取引法2条28項、同条29項、156条の20の2 金融商品取引法施行令第1条の18の2、1条の19	対応	当庁では、外国清算機関免許制度の例外的取扱である、いわゆる適用除外制度について、その適正かつ安定的な運用を確保するため、以下のとおり、関係法令に関するパブリックコメントを実施しております。 本パブリックコメント案は、終了次第、速やかに公布及び施行する予定です。 ・金融商品取引法施行令の一部を改正する政令(案) 適用除外制度の対象となる取引の指定に關し、当該取引の清算を行う外国清算機関を監督する外国当局を通じて、当該外国清算機関に関する情報取得が可能となる規定の整備を行う。 ・金融商品債務引受業者の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件(案) 上記政令の規定の整備に伴い、時限的な運用を見直したため、所用の改正を行う。	
311028058	元年 10月28日	元年 11月15日	2年 4月23日	本邦店頭デリバティブ規制の国際標準化	【具体的要望内容】 ・店頭デリバティブ規制及び証拠金規制に係る各国間同等性評価促進。 【制度の現状】 ・本邦金融商品取引業者等が店頭デリバティブビジネスをクロスボーダーで行う場合、本邦店頭デリバティブ規制(電子取引基盤、CGP、取引報告、取引情報保存)及び証拠金規制に加え、取引相手が所在する法域の同種規制の遵守が求められる。	【要望理由】 ・自国規制と海外規制の重複適用に伴い、クロスボーダーで店頭デリバティブ業務(為替先物取引を含む)を行う金融商品取引業者等は、規制目的(顧客保護、市場透明性、システムリスク低減等)は同一ながら、取引商品、取引相手(の所在法域)に応じて異なる規制要件の遵守が求められ、その態勢整備・運営にも多大な負担を抱えている。 ・本邦規制の国際標準化及び各国間同等性評価取得は、本邦金融商品取引業者等の代替的コンプライアンス(Substituted Compliance)及び規制遵守態勢の線文化解消への寄与が期待され、外国金融機関との競合状況に打ち克つ上で極めて有効。	都銀懇話会	金融庁	金融商品取引法は、金融商品取引業者等に対して、業務の運営の状況が公正に反し、又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがある状況とならないよう業務を行うべきことを定めており、金融商品取引業者等に関する内閣府令・店頭デリバティブ取引等に関する内閣府令等において、店頭デリバティブ取引に係る具体的な規制内容(電子取引基盤規制、清算集中規制、証拠金規制、取引報告制度)を定めておりました。 また、店頭デリバティブ取引規制に関しては、規制の重複適用を避けるため、国際的に同等性の相互付与を通じた調整が図られており、本邦店頭デリバティブ規制(証拠金規制・電子取引基盤規制等)について、米同等を初めとした複数国との間で同等性取得や付与を積極的に行っているところです。	金融商品取引法第40条第2号、40条の7、第60条の14、第156条の2、156条の4 金融商品取引業者等に関する内閣府令第23条第1項第2号の10、21号の11、第125条の7 店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令 金融商品取引業者等に関する内閣府令第23条第1項第5号決定に基づき、同条第一項第二十一号の五又は第二十一号の六に規定する措置を講じて、もたぬに反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと認められる場合を指定する件 金融商品取引業者等に関する内閣府令第23条第1項第一項に規定する金融庁長官が指定するものを定める件	検討を予定	本邦店頭デリバティブ取引規制に関して、国際標準との相違や規制の重複適用により、本邦金融機関の競争環境に悪影響が生じること、取引執行上の制約が生じることが無いよう必要に応じて各国間同等性評価取得の検討を行います。 なお、規制の目的として、不適切な業務運営を防止し、我が国の金融商品取引業者等、ひいては我が国の資本市場に重大な影響を生じさせないよう、に、免許制度・許可制度等にもつき、本邦の規制当局が適切な規制・監督を行うべきものも有るところ、適切な規制・監督の態勢に留意しつつ検討をする必要ががあります。	
311028059	元年 10月28日	元年 11月15日	2年 4月23日	外国清算機関における証券決済に係る免許取得義務の例外規定の創設	【具体的要望内容】 ・証券決済を行う外国清算機関については、一定の要件の下、金融商品取引法上の金融商品債務引受業にかかるとして免許取得が免除される仕組みを要望。	【制度の現状】 ・現行金商法は、証券清算機関に金融商品債務引受業者としての免許取得を義務付け、平成23年度以降、外国清算機関にも同様の義務を課している。 ・現時点で上記免許を取得済みの外国清算機関はなく、一部機関について金融庁告示(金融商品債務引受業者の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件)により免許取得が免除されている状況。 【要望理由】 ・本邦金融機関にとって、米債等の外国有価証券にかかるとして免許取得が免除されることなく、米債等の外国有価証券の結核から極めて重要な外資調達手段。特に、レバレッジ比率規制等の国際規制強化を受け、レボ取引は清算機関を通じて行うことがグローバルスタンダードとなっていることから、外国清算機関を通じたレボ取引の体制整備が必要。 ・しかしながら、資金決済を原則とするデリバティブ取引と異なり、現物授受を前提とする証券決済は、証券発行国の証券決済システムとの接続が不可欠であるため、当該国の法令に基づき当該国内で完結することが一般的。この場合、証券決済を行う外国清算機関には、現地法令に加え本邦金商法を遵守するインセンティブはなく、証券決済に關し金融商品債務引受業者の免許を取得していない外国清算機関は存在しない。 ・この点、米等の外国清算機関については金融庁告示により免許取得が免除されているため、足許の問題は回避されているが、当該告示の期限が本年12月末日となっているため、年末越えとなるレボ取引の法的有効性や、翌年以降の取扱が不明確となっている。また、本告示では、米英以外で清算集中される債券(例えばフランス国債など)が全カバーされていない等の問題もあり、このままでは緊急時の外資流動性補完(HQLA)の資金化にも支障を来しかねない。 ・本要望は、一定の要件(例えば、金商法と同等の外国法令に關し、且つ国外でのみ業務を行うこと等)を満たす外国清算機関については、金商法上の免許取得を恒久的に免除する仕組みを導入することで、本邦金融機関の外資資金繰り上の懸念点の解消を求めるもの。	都銀懇話会	金融庁	金融商品取引法は、外国の法人については、外国金融商品取引清算機関の免許を取得した者についてのみ、金融商品債務引受業者を行うことを認めています。 一方で、「金融商品債務引受業者の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件」(平成23年金庁告示第105号)において定める取引等については、当該取引等に基づく債務の不履行によるわが国の資本市場への影響が軽微なものととして例外的に、免許を取得していない外国清算機関も利用可能としています。	金融商品取引法2条28項、同条29項、156条の20の2 金融商品取引法施行令第1条の18の2、1条の19	対応	当庁では、外国清算機関免許制度の例外的取扱である、いわゆる適用除外制度について、その適正かつ安定的な運用を確保するため、以下のとおり、関係法令に関するパブリックコメントを実施しております。 本パブリックコメント案は、終了次第、速やかに公布及び施行する予定です。 ・金融商品取引法施行令の一部を改正する政令(案) 適用除外制度の対象となる取引の指定に關し、当該取引の清算を行う外国清算機関を監督する外国当局を通じて、当該外国清算機関に関する情報取得が可能となる規定の整備を行う。 ・金融商品債務引受業者の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件(案) 上記政令の規定の整備に伴い、時限的な運用を見直したため、所用の改正を行う。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	
311028060	元年 10月28日	元年 11月15日	2年 7月29日	(シンジケートローン組成時及び債権譲渡時の)日本に支店のない外国銀行の貸付許容	【制度的現状】 ・外国銀行(外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者(銀行法第10条第2項第9号))が日本において銀行業を営もうとするときは、日本における銀行業の本拠となる一の支店を定めて、同法第4条第1項の内閣総理大臣の免許を受けなければならない(銀行法第47条第1項)。 ・貸金業法において「貸金業」を営もうとする者は、内閣総理大臣又は都道府県知事の登録を受けなければならないとされている(貸金業法第3条第1項)。貸金業法第2条第1項第2号の「他の法律」に外国法は含まれないと考えられることから、外国銀行から国内の事業会社に対して行われる貸付についても同様に適用されると考えられる。 【要望理由】 ・国内に営業所・事業所のない外国法人による貸金業登録が制度上予定されていない現行貸金業法の下で海外の金融機関等による国内法人向けの貸付が必要以上に制限されている。 ・昨今のグローバル化により本邦企業による海外企業の大型買収が増加する中、米ドル等の外貨建てのファイナンスニーズが高まっているが、日本市場で組成するシンジケートローンに本邦に支店を有しない外国銀行を招聘できないことにより本邦企業の資金調達に限界を生じさせている。 ・本邦企業が本規制の影響を受けない海外市場での資金調達を志向する場合には、本邦市場が海外市場との市場間競争において劣位に立つこととなり、本邦金融市場の国際競争力強化のために上述の規制緩和が望まれる。	都銀懇話会	金融庁	貸金業法において「貸金業」を営もうとする者は、2以上の都道府県内に営業所等を設置して営む場合は内閣総理大臣の、1の都道府県内に営業所等を設置して営む場合は都道府県知事の登録を受けなければならないとされており(貸金業法第3条第1項)。また、貸付を業として行うにつき他の法令に特別の規定のある者が行うものは貸金業法の対象外とされています(同法第2条第1項第2号)。	貸金業法第2条第1項第2号 貸金業法第3条第1項	検討を予定	日本国内に営業所・事業所のない外国銀行が、シンジケートローンに参加して行う国内法人への貸付については、実態を踏まえた上で、関係法令に関わる制度の趣旨等を勘案し、引き続き検討する考えです。	
311028061	元年 10月28日	元年 11月15日	2年 7月29日	コミットメントライン契約適用対象のさらなる拡大	【制度的現状】 ・コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料は、借主が、①大会社(資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社)、②資本金が3億円を超える株式会社、③特定債権等譲渡業者、④資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定される特定目的会社等である場合に限定して、利息制限法及び出資法のみなしに利息規定の適用が除外される。 【要望理由】 ・借入者が特定融資枠契約法の適用対象外の場合、結果的にコミットメントラインでの借入がなれなかった場合や借入額が少額となった場合、借入平残に対して利息及びコミットメントフィーの合計金額の割合が15%超となるおそれがあることから、コミットメントラインの設定ニーズがあっても、機動的な資金調達としての設定が困難になってしまう弊害がある。 ・同法律の適用対象範囲を拡大することについては、金融機関は特定融資枠契約によって実質的に高金利が得られることから、借り手側の法的知識が不十分であることに乗じて優越的な地位を濫用し借り手に特定融資枠契約を押し付けることによる弊害が発生するおそれがあるため慎重に検討する必要があるが、地方公共団体等十分な金融・法務知識を有する先については、コミットメントライン契約を可能とすることによって、資金調達の多様化・安定化等が図れると考えられる。	都銀懇話会	金融庁 法務省	特定融資枠契約に関する法律において、借主の対象範囲は大会社、資本金が3億円を超える株式会社、純資産額10億円を超える株式会社等である場合に限定されています。	特定融資枠契約に関する法律第2条	検討を予定	特定融資枠契約に関する法律の借主の対象範囲を拡大することは、貸主との関係において弱い立場にある借主が過度の負担を強いられる可能性があり、こうしたことを事後チェックにより防止することは難しいことから、慎重に検討する必要があります。	
311028065	元年 10月28日	元年 11月15日	2年 8月26日	一般債引き受けに関する弊害防止措置の緩和	【制度的現状】 ・有価証券(除く国債、地方債、政府保証債)の引受人となった日から6ヶ月間、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等との当該有価証券売買を制限する。 【要望理由】 ・有価証券の取引公正性を図ることによる経済発展と、投資家保護を目的とした規制だが、法定以降の一般債市場拡大・流動性向上に伴い、制度撤廃、若しくは一定の緩和余地有りと思料。 ・一方方式による起債が拡大し、発行体と投資家間の透明性が高まっている市場環境であること、また、銀行およびその関連金融商品取引業者は「アームズ・レングス・ルール」を遵守していることに鑑み、第三者との通常の取引と異なる条件で金融商品取引が行われることは考え難い。 ・金商法第15条第2項では、目論見書交付期間は6ヶ月から3ヶ月に改定されており、有価証券のプライマリーとセカンダリー市場の区別を3ヶ月間と規定している。	都銀懇話会	金融庁	金融商品取引法第44条の3第1項第4号の規定に基づく金融商品取引業者に関する内閣府令153条第1項第6号の規定は、金融商品取引業者が有価証券の引受人となった日から6か月を経過する日までの間において、親法人等または子法人等に当該有価証券を売却することを禁止しております。	・金商法 第44条の3第1項第4号 ・金融商品取引業者に関する内閣府令 第153条	対応不可	金融商品取引法第15条第2項及び同条第6項の規定は、顧客への適切な情報開示という観点から設けられているものです。 一方、金融商品取引法第44条の3第1項第4号の規定に基づく金融商品取引業者に関する内閣府令153条第1項第6号の規定は、証券会社の経営の独立性・健全性の確保、利益相反の防止、および市場仲介機能の公正な競争の確保の観点から設けているものです。 金融商品取引業者が引受人となった有価証券について募集残等が生じた場合に親法人等がそれを買収することがあれば、募集リスクを親法人等に転嫁し、安易な引受けが行われ、有価証券市場における適切な資源配分の機能を損なう危険性やグループ内金融機関を伴った取引の健全性に悪影響を及ぼす危険性があります。 本件の売却期間規制の緩和は、規制の趣旨が上記目論見書交付期間規制と並列で検討すべきものといえず、証券会社の経営の独立性・健全性の確保、利益相反の防止、および市場仲介機能の公正な競争の確保の観点から厳格に対応する必要があるため、対応は困難です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
311028066	元年 10月28日	元年 11月15日	2年 7月29日	特定取引勘定における現先レボ取引許可の明確化について	<p>【真実的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定取引勘定における現先レボの取扱い解禁 <p>【制度の現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行勘定においてGMSLA/MSLAIに基づいたレボ及びリバースレボ(以下、貸借レボ)及びGMLA/MRAIに基づいたレボ及びリバースレボ(以下、現先レボ)は、「投資の目的」をもって行うことを前提に、取扱い可能と解釈される。 一方、特定取引勘定において、貸借レボは取扱い可能と解釈されるものの、法律上証券の売買として分類される現先レボについては期間1年未満の円債を除いて取扱いが不可と解釈される状況。 	<p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「投資の目的」に該当しないレボ取引は、銀行持株会社を頂点とする金融グループにおいては、傘下の証券会社にて行っているが、経営効率性の観点から、金融グループ内での機能重複を排除すべく、銀行の特定取引勘定で同様の取引が可能となる体制が望ましい。 現先レボ・貸借レボは、それぞれ法律上の位置付けは異なるものの、両者の取引が持ち合わせる経済効果・金融機能は、債券を担保とした資金調達として同様のものである。同様の機能・リスクを持つ取引がルール上異なる扱いを受けることは金融規制体系上、改善の余地があるものと思われる。 現先レボは国債を中心とした債券を担保とした資金調達であり、通常の資金取引と比してもリスクが低い取引。特定取引勘定における現先レボの取扱い解禁は、銀行における預金の保護、システミックリスク顕在化の防止といったセーフティネット機能の確保を目的とした銀行法の他業禁止の趣旨と矛盾するものではないと考える。 	都銀懇話会	金融庁	銀行は、銀行法施行規則第13条の6の3第2項に規定する特定取引を行う場合であって、一定の要件を満たすときは、特定取引及び特定取引の対象となる財産をその他の取引及び財産と区分して経理するため、特定取引勘定を設けなければなりません。	銀行法施行規則第13条の6の3第2項	現行制度下で対応可能	特定取引勘定における現先レボ取引については、当該取引が銀行法施行規則第13条の6の3第2項に規定する有価証券の売買に該当する場合には、現行制度において行うことができます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
311028071	元年10月28日	元年11月15日	2年6月24日	投資法人法制の見直しに係る所要の措置	【制度的要望内容】 投資法人が投資可能なインフラ資産の範囲拡大(道路・空港・鉄道・船舶・送電網・パイプライン等)。 【制度的要望内容】 投資法人が投資可能なインフラ資産の範囲拡大(道路・空港・鉄道・船舶・送電網・パイプライン等)。 【制度的現状】 ・投資法人が投資可能なインフラ資産は「再生可能エネルギー発電設備」および「公共施設等運営権」に限定。 【要望理由】 ・平成27年4月に社会インフラ整備への民間資金活用を更に加速させるべくインフラファンド市場が創設されたが、本邦上場インフラファンド市場への参加プレイヤーは限定的で、諸外国対比でも小規模。 ・一方、アジア圏のB/S負担増加によるオフバランスニーズや、投資家の(マインド)金利環境下で比較的高い利回りが期待できるインフラファンド市場への投資ニーズ等、益々の市場拡大が期待されている。 ・斯かる中、投資法が規定するインフラ資産(①再生可能エネルギー発電設備②公共施設等運営権)は今なお限定的であり、投資法人の市場参加(インフラ市場拡大)の足物となっていることから、日本取引所の有価証券上場規程に規定されるインフラ資産等(①)同②同③(道路・空港・鉄道・船舶・送電網・パイプライン等)までの対象資産拡大が必要。	都銀懇話会	金融庁	投資法人は、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的として設立されています。特定資産の範囲については、有価証券、不動産、再生可能エネルギー発電設備などが政令で限定列挙されています。	投資信託及び投資法人に関する法律第2条、同施行令第3条	検討を予定	投資法人の特定資産の追加の検討に当たっては、当該資産を投資法人の投資対象とすることについての具体的なニーズが存在することを前提として、資産としての独立性や個別性、投資適格性などを総合的に勘案していく必要があります。このため、提案の内容についても、まずは具体的なニーズ等について、関係者から幅広い意見を聴取した上で、それを踏まえて対応していく必要があると考えております。		
311028072	元年10月28日	元年11月15日	2年7月29日	中間持株会社による共通・重複業務の実施	【制度的要望内容】 傘下の子会社の経営管理義務を負うことを前提に、中間持株会社が共通・重複業務を実施することを可能とする。 【制度的要望内容】 傘下の子会社の経営管理義務を負うことを前提に、中間持株会社が共通・重複業務を実施することを可能とする。 【制度的現状】 ・共通・重複業務を営むことが出来るのは、グループの頂点に位置する銀行持株会社のみであり、中間持株会社は共通・重複業務を営むことが出来ない(他方、銀行持株会社グループの経営管理の義務を課されているのはグループの頂点に位置する銀行持株会社のみであり、中間持株会社に対して、その傘下の子会社への経営管理の義務は課されていない)。 【要望理由】 ・地方銀行等を中心に、持株会社を活用した銀行間の統合の動きは今後も継続していくことが想定される。 ・そうした中で、各銀行グループにおける経営管理形態のあるべき姿は、営業基盤・規模・リスク特性・経営戦略等に応じて区々であり、中間持株会社を活用した経営統合も想定されること、経営統合によるスケールメリットを活かした経営刷新・業務効率化を進めるべく、中間持株会社においても共通・重複業務の実施が可能とすることを要望するもの。	都銀懇話会	金融庁	銀行持株会社による共通重複業務は、当該銀行持株会社グループの経営管理義務が課されているグループの頂点である銀行持株会社が営む場合に限られています。	銀行法第52条の21、第52条の21の2	対応不可	銀行持株会社による共通重複業務については、グループの頂点となる銀行持株会社がグループ全体の経営管理義務を履行することにより、グループ一体での運営によるリスク管理の高度化やコスト削減にも寄与するから、認められているものであり、中間持株会社による共通重複業務の実施については、直ちに措置することは困難です。		
311028073	元年10月28日	元年11月15日	2年7月29日	銀行持株会社によるグループ外企業の外部委託先管理	【制度的要望内容】 銀行持株会社グループ外の企業に委託する場合についても、銀行持株会社が委託業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じる義務を代わって負うことを許容。 【制度的要望内容】 銀行持株会社グループ外の企業に委託する場合についても、銀行持株会社が委託業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じる義務を代わって負うことを許容。 【制度的現状】 ・銀行持株会社グループに属する2以上の会社が、当該グループの特定の子会社に共通・重複業務を委託する場合には、委託元たる銀行については委託業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じる義務が免除され、代わって、当該銀行グループの銀行持株会社が、当該義務を負うことが可能。 ・他方、銀行持株会社グループ外の企業に委託する場合は、当該義務を銀行持株会社が代わって負うことは出来ない。 【要望理由】 ・ITの進展や利用者ニーズの多様化を踏まえると、利用者利便や生産性の向上等のためには、自前主義にとらわれず、IT企業等の外部のプレイヤーと連携・協働することによる運用の状況。特にITの分野については、ASPやクラウドの利用等、従来の外部委託とは異なる形態となっており、外部委託管理の高度化を進めていく必要。 ・また、地域銀行グループの統合・再編等を通じ、銀行持株会社を頂点とした金融グループの創設は今後も見込まれること、グループ共通で提供するサービス/利用する社外インフラ等については、銀行持株会社グループ内の複数銀行等がそれぞれ委託管理するよりも、例えば、委託契約上に銀行持株会社が委託先の管理を委託企業に代わって行うことを明確化する等の措置を前提とし、委託先の管理を、経営管理をその業務の本旨とする持株会社が一元的に担うことで、委託先に対する指揮命令系統等が一元化されるとともに、外部委託管理に係るリソースを銀行持株会社に集中することで、より実効的な委託管理が可能になるものと見られる。	都銀懇話会	金融庁	銀行がその業務を第三者に委託する場合、当該銀行には委託元として、委託先に対する管理義務が課されることとなりますが、銀行持株会社グループに属する2以上の会社が当該グループの特定の子会社に共通・重複業務を委託する場合には、委託元たる当該銀行持株会社に属する銀行については、委託先に対する管理義務は免除されます。	銀行法第12条の2第2項、第3項	対応不可	銀行法第12条の2第3項第1号の規定は、通常の第三者への業務委託とは異なり、銀行持株会社グループ内で共通・重複業務を委託する場合であれば、当該グループ全体の経営管理を担う銀行持株会社が適切にその委託先を管理することが期待されるため、一定の要件を満たすことを前提に、例外として許容するものです。他方、当該グループ外の委託の際には、一元的に銀行持株会社が業務の委託先を管理できるとは限らないことから、直ちに措置することは困難です。		
311028074	元年10月28日	元年11月15日	2年7月29日	持株において融資審査を集約できる業態の拡大	【制度的要望内容】 グループに属する証券会社等、銀行以外の業態にも拡大していただきたい。 【制度的要望内容】 グループに属する証券会社等、銀行以外の業態にも拡大していただきたい。 【制度的現状】 ・「信用供与の判断の前提となる審査を行う業務」を銀行持株会社に集約することができる子会社は、「当該銀行持株会社グループに属する銀行、長期信用銀行及び銀行業を営む外国の会社」に限定されている状況 【要望理由】 ・「取引先の信用状態を踏まえ、与信供与可否を判断する」という融資審査業務は、銀行業態以外の者であっても考慮すべき要素は共通であり、グループ全体での業務の一体化・効率化に資すると考えられるため。	都銀懇話会	金融庁	銀行持株会社は、当該銀行持株会社グループに属する銀行、長期信用銀行及び銀行業を営む外国の会社が信用供与を行おうとする場合に、当該信用供与の判断の前提となる審査を行う業務を行うことができますが、当該グループに属する上記以外の者が信用供与を行おうする場合に当該業務を行うことはできません。	銀行法施行規則第34条の14の3	検討に着手	銀行持株会社が当該銀行持株会社グループに属する会社による信用供与の審査業務を行うことについては、要望内容を踏まえ、令和2年6月30日に銀行法施行規則の改正(案)を公表しました。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
311028075	元年 10月28日	元年 11月15日	2年 6月24日	収収法上簡素な顧客管理が許容される取引対象の拡充	【制度的現状】 ・ 収収法施行規則第4条第1項第9号では、簡素な顧客管理が許容される取引として「金融庁長官が指定する特定通信手段」を介した確認又は決済の指示が行われるものが定められている。 ・ 金融庁告示第11号では、当該特定通信手段として、「スイフト」のみを指定。 【要請理由】 ・ 米国籍居住者を相手方とした米国債等のクロスボーダーレボ取引においては、DTCCのALERTが一般的な通信手段となっているが(一般にスイフトは非対応)、当該通信手段は簡素な取引管理が許容される特定通信手段に指定されておらず、収収法では取引時確認において、取引相手の確認に加え、手続者個人の本人確認が必要とされているため、資金洗浄等のリスクが必ずしも高くはない海外機関投資家であっても、運転免許証等の本人確認書類の提示を受ける必要がある。 ・ 一方、海外金融市場の慣行や従業員のプライバシー管理の観点等から、海外では手続者個人の本人確認書類の開示に強い抵抗があることから、必要情報を取捨で取り扱う困難となるリスクが存在し、プライバシー管理の観点から運転免許証等の本人確認書類に記載されている情報については、適切な管理が求められており本邦金融機関の事務増大にも繋がっている。 ・ 足許、本邦金融機関の海外業務拡大に伴い、海外機関投資家とのクロスボーダー取引機会が拡大しており、今後さらに増加した場合は、収収法が制約となっており、事務負担が看過できない水準に増大する懸念がある。 ・ 国際的に活用されている通信手段・決済インフラには、ALERTのほか、各国中銀、決済機関、清算機関等が提供しているものが他にも多数ある。これらについても収収法が適用されるクロスボーダーの有無などを整理の上、特定通信手段として整理することを検討いただきたい。	都銀懇話会	警察庁 金融庁	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第4条第1項第9号では、一部の取引のうち、金融庁長官が指定する特定通信手段を利用する特定事業者及び日本銀行並びに外国特定事業者を顧客等とするものであって、当該特定通信手段を介して確認又は決済の指示が行われるものについては、簡素な顧客管理を行うことが許容される取引とされております。 また、当該通信手段として、「スイフト」が指定されております。	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号)第4条第1項第9号 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第4条第1項第9号の規定に基づき通信手段を指定する件(平成20年金融庁告示第11号)	事実確認	「制度の現状」に記載のとおり、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第4条第1項第9号は、特定の国際的な通信手段を介して取引を行う外国特定事業者等を顧客等とする場合について簡素な顧客管理を許容するものであり、外国に居住する顧客一般に対して適用される規定ではありません。また、内閣府規制改革推進室を通じて提案主体に照会したところ、現状、外国特定事業者を顧客としてALERTを介して行う取引は確認されませんでした。したがって、現時点では立法事実が認められないことから、本提案事項への対応は行わないこととします。		
311028076	元年 10月28日	元年 11月15日	2年 7月29日	銀行グループによる議決権保有規制の緩和	【制度的現状】 ・ 銀行及び銀行持株会社は、子会社対象会社以外の会社を子会社としてはならない。 ・ 銀行とその子会社は、国内の会社について、合算して5%超の議決権を保有することが禁止されている。 ・ 銀行持株会社とその子会社は、国内の会社について、合算して15%超の議決権を保有することが禁止されている。 ・ 5%ルールの例外として、銀行本体が事業再生会社を3年間(中小企業の場合は10年間)は出資比率に関わらず保有可能、投資専門子会社を通じてベンチャービジネス会社の株式を5%を超えて保有できる期間が15年という例外措置が設けられている。 【要請理由】 銀行グループによるリスクマネーの供給は、原則として銀行法が定義する事業再生会社やベンチャービジネス会社等の外形要件に合致する場合にのみ認められている。また、時代要請の変化に伴って、斯かる外形要件は逐次の改正で拡大されてきている。 ・ 一方、経営破綻に至る前の再生局面、即ち例えば、成長が頭打ちとなった大企業や事業承継により若手経営者に引き継がれた老舗企業が事業再生を目的に事業再編・改革を行う場合、上記外形要件に必ずしも合致するとは限らず、このような再編・改革に必要なリスクマネーが円滑に供給されないという課題がある。 ・ そもそも事業再生の目的や方法、それを旨とする企業の外形・属性は多様であり、銀行グループがリスクマネーを供給できる範囲を、被投資会社の外形要件を定義して画定させる現行法の枠組み自体に限界があるのではないかと。	都銀懇話会	金融庁 公正取引委員会	【金融庁】 銀行の一般事業会社の議決権の保有については、上限規制(本体とその子会社で合算5%以下)が課せられています。 また、銀行持株会社の一般事業会社の議決権の保有については、上限規制(本体とその子会社で合算15%以下)が課せられています。 【公正取引委員会】 独占禁止法第11条は、事業支配力の過度の集中等の防止、特に金融会社や非金融会社が預り付くことによる競争上の問題が発生することを防止する観点から、銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社の株式に係る議決権(以下単に「議決権」という。)をその総株主の議決権の5%(保険業を営む会社にあつては10%)を超えて有することとなる場合における議決権の保有等を規制しています。 なお、独占禁止法第11条は、銀行又は保険会社本体による議決権の保有等を規制するものであり、銀行持株会社による議決権の保有を規制するものではありません。	【金融庁】 銀行法第16条の2第1項、第16条の4、第52条の23第1項、第52条の24 【公正取引委員会】 独占禁止法第11条 【公正取引委員会】 「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」	【金融庁】 新型コロナウイルス感染症等の影響も踏まえ、少子高齢化の進展や人口の減少など日本社会・経済を取り巻く環境変化への対応を、さらに加速させていく必要があります。 銀行が、こうした環境変化への対応に積極的に関与し、地域経済の再生や持続的な成長に貢献できるよう、今後、幅広い論点について検討してまいります。 【公正取引委員会】 銀行業又は保険業を営む会社による他の国内の会社の議決権の保有等に対する規制については、昨年10月に、全国地方銀行協会からの規制緩和要請等を踏まえ、銀行による事業再生会社の議決権取得・保有に対して柔軟に対応できるよう、対象となる会社や保有可能期間について規制を緩和したところですが、一方、事業再生会社等という外形要件に合致しないものについても、一律に禁止される訳ではなく、事業ごとに認可制度を通じて議決権の保有等が競争に及ぼす影響を個別に審査してあり、審査においては市場の実態を踏まえた判断を行っています。したがって、独占禁止法第11条の規制について、現状直ちに見直しが必要とは考えておりません。 また、銀行持株会社による議決権の保有については、独占禁止法に基づき上限規制はありません。			

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
311028080	元年 10月28日	元年 11月15日	2年 1月23日	資本関連規制(自己資本比率等)の適用対象の整理	【具体的要望内容】 ・自己資本比率およびレバレッジ比率の適用対象の整理。 G-SIBsに関しては、主要子会社である傘下銀行に対する損失吸収力はTLAC規制により確保されていることから、銀行連結と銀行単体を並列に規制対象とすることは過剰であり、少なくとも銀行連結が規制対象である上は銀行単体への規制は廃止すべき。 <整理案> 自己資本比率:持株連結、銀行連結(銀行単体を廃止) レバレッジ比率:持株連結、銀行連結(銀行単体を廃止) 資本バッファ比率:持株連結(不変) 外部TLAC比率:持株連結(不変) 内部TLAC額:銀行連結(不変)	【制度の現状】 ・資本関連規制は、銀行財務の健全性を示す基本的指標である自己資本比率以降、補完的指標であるレバレッジ比率や、G-SIBsを対象とする損失吸収力に関するTLAC規制が導入される中、現状では持株連結・銀行連結・銀行単体・持株単体と様々なスコープに対して複層的に規制が課されている。 <規制の適用スコープ> 自己資本比率:持株連結、銀行連結、銀行単体 レバレッジ比率:持株連結、銀行連結、銀行単体 資本・バッファ比率:持株連結のみ 外部TLAC比率:持株連結のみ 内部TLAC額:銀行連結のみ 【要望理由】 ・持株会社の機能拡充に伴う銀行法改正やシングル・ポイント・オブ・エントリー(SPE)アプローチャでの破綻処理態勢の整備等、持株会社および傘下銀行を取り巻く環境は大きく変化しつつあり、既存規制の枠組みに新たな規制を単に追加するのではなく、それぞれ規制の目的や意図を踏まえつつ、重複する枠組みに関しては、随時整理を行っていく必要がある。	都銀懇話会	金融庁	持株・連結・単体すべての段階で、自己資本比率規制及びレバレッジ比率規制を課しています。	【自己資本比率規制】 銀行法第14条の2 銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)等 【レバレッジ比率規制】 銀行法第14条の2 銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第11号)等	対応不可	銀行法の目的はもとより、銀行単体の業務の公共性に鑑み、業務の健全かつ適切な運営を期し、もって国民経済の健全な発展に資することとしております。 ご指摘の通り、規制の枠組みについてはその目的や意図を踏まえつつ整理を行っていく必要があると承知しておりますが、自己資本比率規制及びレバレッジ比率規制については、銀行法の目的に則り、我が国の信用秩序を維持し、預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑化を図るためには、持株/銀行連結のみならず銀行単体において遵守すべき重要な規制であることから、単体規制の規制見直しは困難です。	
311028081	元年 10月28日	元年 11月15日	2年 8月26日	銀行持株会社の子証券会社の業務負担軽減措置(銀行系証券会社の川下連結規制の適用免除措置)	【具体的要望内容】 ・バーゼルⅢベースの連結自己資本比率規制の適用を受ける銀行持株会社等を親会社と持つ証券会社については、金融法上の川下連結規制(※1)の適用を免除(※2)。 ・それに加え、銀行系証券会社は、金融商品取引法(以下、金融法)上の川下連結規制の適用を受け、証券会社とするサブ連結決算を実施しそれに基づく連結自己資本規制の対象となっており、規制対応の負担を重畳的に課せられている。 【要望理由】 ・独立系証券会社は、金融法上最終指定親会社(独立系証券会社を子会社とする持株会社)を頂点とする連結自己資本規制を受ける一方、傘下の証券会社としては、川下連結規制の適用が免除される規定となっている。 規制の中立性(レベル・プレイング・フィールド)の観点から、銀行系証券会社についても、独立系証券会社と同様に、川下連結規制の適用を免除していただきたい。 また、二重に規制が課されていることに伴う規制対応コストの軽減の観点からもお願いしたい。	【制度の現状】 ・銀行持株会社(以下、FG)を頂点とする金融グループは、連結ベースでの連結自己資本比率規制の対象となっており、当該グループに属する銀行系証券会社は、当該規制に基づき、自己資本比率規制の適用を受けている。 ・それに加え、銀行系証券会社は、金融商品取引法(以下、金融法)上の川下連結規制の適用を受け、証券会社とするサブ連結決算を実施しそれに基づく連結自己資本規制の対象となっており、規制対応の負担を重畳的に課せられている。 【要望理由】 ・独立系証券会社は、金融法上最終指定親会社(独立系証券会社を子会社とする持株会社)を頂点とする連結自己資本規制を受ける一方、傘下の証券会社としては、川下連結規制の適用が免除される規定となっている。 規制の中立性(レベル・プレイング・フィールド)の観点から、銀行系証券会社についても、独立系証券会社と同様に、川下連結規制の適用を免除していただきたい。 また、二重に規制が課されていることに伴う規制対応コストの軽減の観点からもお願いしたい。	都銀懇話会	金融庁	子法人等を有する特別金融商品取引業者に対しては、当該特別金融商品取引業者及び子法人等の業務及び財産の状況を連結して記載した事業報告書の提出や、説明書類の縦覧、連結自己資本比率規制の届出等の義務が課されています(いわゆる「川下連結」)。また、最終指定親会社に対して連結規制・監督(川上連結)が課されている場合には、その子会社である対象金融商品取引業者については、上記義務の適用が除外されています。なお、銀行・保険会社系の証券会社グループについては、グループの業務や財産の状況に関し、他の法令に基づいて適切な監督を受けていると認められる場合には、最終指定親会社の指定を行わないことができるとされています。	金融商品取引法第57条の3～第57条の5、第57条の25	対応不可	特別金融商品取引業者が金融法に基づいて届出を行う連結自己資本比率等と、銀行法や保険業法等他の法令に基づき行われる連結自己資本比率等では、元来規制の考え方が異なっていることから、それら異なる二つのものを一方のみで代替することは困難であるため、特別金融商品取引業者においては、従前どりの届出等が必要と考えられます。	
311028082	元年 10月28日	元年 11月15日	2年 8月26日	銀行持株会社のIFRS任意適用に向けた子証券会社の業務負担軽減措置	【具体的要望内容】 ・金融商品取引法(以下、金融法)上の証券連結規制(財務報告)のうち、川上連結規制では認められているIFRSの適用を、川下連結規制適用会社にも許容して頂きたい。また、IFRS適用にあたり、厳格な要件を課すことが無いようにご留意頂きたい。	【制度の現状】 ・証券会社の川下連結規制に用いる会計基準は、日本基準のみが認められており、IFRS適用は不可。 【要望理由】 ・銀行/銀行持株会社のIFRS任意適用に向けた課題の一つとして、グループ会社の決算関連業務負担の増大がある。 ・銀行系証券会社が子会社を持つ場合、金融法上の川下連結規制の適用を受け、証券会社を親会社とするサブ連結決算および連結自己資本規制対応が必要な状況がある。 ・川下連結規制に用いる会計基準に関しては、現行法上、日本基準のみが認められており、条文中IFRS適用は不可。 ・現行法のまま銀行系証券会社の親会社である銀行持株会社(以下、FG)がIFRSを任意適用した場合、証券会社では、FGグループの連結IFRS、証券サブ連結(=川下連結)は日本基準となり、二重の連結決算が必要となり、業務負担が極めて大きい。(※) ・銀行系証券会社の業務負担軽減のため、川下連結規制における財務報告においては、IFRSの適用も希望頂きたい。 また、IFRSの適用を許容する場合、次の点にご留意頂きたい。有価証券報告書提出義務がない銀行系証券会社は、金融法上連結財務諸表の監査を受けておらず、川下連結規制上は、非監査の連結財務諸表をベースに計算が行われる(現在の日本基準も同様)。したがって、川下連結規制上、IFRSの適用を容認するにあたっては、「連結財務諸表等規則上の特定会社要件を適用する」といった、厳しい要件を課すことが無いようご留意頂きたい。 ※IFGの子銀行の場合には、FGが任意適用した場合には、子銀行もIFRSを任意適用することを前提として、子銀行の連結自己資本比率規制をIFRSベースで算定することが可能。	都銀懇話会	金融庁	特別金融商品取引業者が提出する事業報告書(連結)は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行(日本基準)に従い作成することとされています。	金融商品取引業者に関する内閣府令第208条の12、第208条の13、別様式第17号の4、特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件(金融庁告示第128号)	検討に着手	銀行法施行規則等の改正(平成29年11月)により、銀行/銀行持株会社における各種開示・報告等についてIFRS対応が可能となった中、IFRSの任意適用企業の拡大促進並びに業務負担軽減の観点等も踏まえ、改正について検討したいと考えております。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
311028084	元年 10月28日	元年 11月15日	2年 7月29日	ディスクロージャー誌の備え置き、公衆の閲覧に保るデジタル化	【制度的現状】 ・銀行代理業者における所属銀行のディスクロージャー誌の公衆の閲覧は、「電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス(二次元コードその他のこれに代わるものを含む。)」を紙面又は映像面に表示する方法が認められた一方、銀行におけるディスクロージャー誌の備え置き、公衆の閲覧については、引き続き、「電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法」が認められるに留まっている。 ・この点については、信託業資金金融機関(信託会社)・信託契約代理店においても、銀行とほぼ同様の対応となっている。 【要望理由】 ・スマートフォン等の世帯保有率が2017年には75.1%になるなど(平成30年版情報通信白書)、社会的にデジタル化が進展しており、資料等について、紙によらず、各自が保有する情報通信機器で確認する機会が増加している。 ・また、金融機関については、生産性の向上、コスト削減が喫緊の課題となっており、本規制緩和により生産性向上、コスト削減を実現するとともに、より顧客満足度の高いサービスへの注力等、顧客の利便性向上も期待できる。 ・なお、インターネットを閲覧することが出来ない顧客については、要望に応じて、店頭でディスクロージャー誌を印刷の上、お渡しする、あるいは別途顧客の住所に印刷したものを送付する等の対応を行う。	都銀懇話会	金融庁	銀行、信託業資金金融機関及び信託会社は、電磁的記録によりディスクロージャー誌を作成している場合、営業所において、紙面又は映像面に表示することにより、営業所に備え置き、公衆の閲覧に供したものとみなすことができます。なお、信託契約代理店は、ウェブサイトのアドレス(二次元コードその他のこれに代わるものを含む。))を紙面又は映像面に表示することにより、営業所に備え置き、公衆の閲覧に供したものとみなすことができます。	銀行法第21条第4項 銀行法施行規則第19条の4第5項 信託業法第34条第3項 信託業法施行規則第43条第7項	検討し着手	銀行、信託業資金金融機関及び信託会社がディスクロージャー誌を公衆の閲覧に供する方法については、要望内容を踏まえ、令和2年6月30日に銀行法施行規則等の改正(案)を公表しました。 なお、銀行代理業者の「許可票」又は信託契約代理店の「登録票」内にウェブサイトのアドレスを表示することについては、銀行代理業者又は信託契約代理店は顧客が委託元のディスクロージャー誌を確実に閲覧することができるように配慮する必要があるところ、顧客が同誌へ容易にアクセスすることができる環境が確保されている場合において、要望の取扱いを否定するものではありません。		
311028085	元年 10月28日	元年 11月15日	2年 7月29日	法定の営業時間外における臨時休業に係る届出手続き等の緩和	【制度的現状】 ・金融庁ホームページ「広く共有することが有効な相談事例の公表」(銀行法関係)において、休日(土日祝日、12月31日から翌年1月3日)に営業を行う営業所について、休日に臨時休業する場合は、「銀行法施行規則第17条第2項に掲げる場合を除き」臨時休業等の届出が必要である旨が示されている。 ・なお、休日や平日における法定の営業時間(9:00-15:00)外に新たに営業を行うこととした場合、営業時間変更届出書は不要である。 【要望理由】 ・休日に営業を行う営業所等、金融機関が各営業所所在地における顧客ニーズに即した柔軟な営業体制に係る取組みを進めている中で、休日や平日における法定の営業時間外においても、臨時休業の届出等を求められることは、そうした取組みを阻害することになりかねず、結果として、顧客利便性を損なうことになりかねない。	都銀懇話会	金融庁	銀行は、休日に営業を行う営業所を含め、営業所を臨時休業する場合には、届出、公告及び店頭掲示をする必要はありません。	銀行法第16条 銀行法施行規則第17条第2項	検討を予定	銀行の営業所の臨時休業に係る届出は、銀行が臨時にその機能を停止せざるを得ない場合や再開した場合に当局がその旨を把握し、各地域における金融機能が維持された状態にあるか否か等を事前に確認するために設けられているものです。 これらの趣旨や、顧客利便性の影響及び各銀行の営業時間の実態を踏まえつつ、法定の営業時間外に営業する実店舗が臨時休業する場合の届出等の手続きについて、その要否の検討を行います。		
311028086	元年 10月28日	元年 11月15日	2年 7月29日	子法人等・関連法人等新規取得時等手続きの簡素化	【制度的現状】 ・銀行が登録金融機関である場合に、子法人等・関連法人等を新たに保有している、その子法人等・関連法人等が子法人等・関連法人等でなくなった場合に、銀行法、金融商品取引法、日本証券業協会定款に基づく複数の届出が求められる。 ・銀行持株会社グループの証券会社が親・兄弟銀行を所属銀行とする銀行代理業者であった場合にも、銀行持株会社、証券会社、銀行、銀行代理業者として、銀行法、金融商品取引法等に基づき、子法人等・関連法人等の異動について、複数の届出が求められている。 【要望理由】 ・重複的な行政手続きを簡素化することによる負担軽減、手続き漏れの防止。	都銀懇話会	金融庁	・銀行法上、銀行及び銀行持株会社が特殊関係者を新たに有することとなった場合及びその特殊関係者が特殊関係者でなくなった場合には、届出が必要です。 また、銀行が登録金融機関である場合や証券会社が、金融商品取引法上、他の法人その他の団体が親法人等若しくは子法人等に該当し、又は該当しないこととなった場合には、届出が必要です。 ・証券会社が銀行代理業者である場合、銀行法上、その子法人等、親法人等、親法人等の子法人等に異動があった場合には、届出が必要です。	銀行法第52条の39、第53条第1項、第3項 銀行法施行規則第35条第1項第14号、第15号、同条第3項第10号、第11号 金融商品取引法第50条第1項第8号 金融商品取引法等に関する内閣府令第199条第3号、第200条第4号	検討を予定	規制改革推進に関する第1次答申(平成29年5月23日規制改革推進会議決定)に基づく規制改革実施計画(平成29年6月9日閣議決定)において、「各府省は、行政手続簡素化の3原則(「行政手続の電子化の徹底」、「同じ情報は一度だけの原則」及び「書式・様式の統一」)を踏まえ、行政手続コストを2020年までに20%削減すること等を内容とする行政手続部会取りまとめに沿って、積極的かつ着実に行政手続コストの削減に向けた取組を進めることとされており、こうした動きも踏まえながら、金融機関の業態における届出について、事務の効率化の観点から必要な対応を検討してまいります。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針	
									制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
311028088	元年 10月28日	元年 11月15日	2年 7月29日	預入期間1年の外貨定期預金に係る自動継続時の契約締結前交付書面交付省略について	【制度的現状】 ・外貨預金等に係る特定預金等契約に関して、契約締結前交付書面の交付後1年以内に、従前の契約と同一の内容の契約をする場合、同書面の交付を省略できる(顧客の意思表示は不要)。 ・但し、平成19年7月に公表されたパブコム結果により、「1年」の期間算定には営業日以外の日も算入されていることから、満期日の応当日が休日となった結果、暦年ベースで1年を超える場合には、上記特例は適用されないとしている(同書面の交付が必要となる)。 【具体的要請内容】 ・預入期間1年以内の外貨定期預金について自動継続する場合は、満期日の応当日にかかわらず全て契約締結前交付書面の省略を可とする。 【要望理由】 ・現行の規制では、例えば、預入期間が1年の外貨定期預金に関して、1度目の自動継続時には満期日が営業日であり、契約締結前交付書面の交付は不要である一方、2度目の自動継続時には満期日が休日であり、契約締結前交付書面の交付が必要になったことが起こりうる。 ・この点、顧客にとっては、同じ自動継続であるにも関わらず、満期日が休日であるかどうかのみを以て、銀行より契約締結前交付書面を交付されるかどうかが変わってくるのは、その違いを理解し難く、顧客の混乱を惹起しかねない。当初契約時点において、預入期間1年かつ自動継続であることを前提に、銀行側は、契約締結前交付書面を交付の上、説明していることに鑑みれば、本要望実現により、投資者保護に支障が生じるとは思えず、また、顧客利便性の向上も期待出来る。	都銀懇話会	金融庁	銀行は、外貨預金等に係る顧客との特定預金等契約において、契約締結前交付書面の交付後1年以内に、従前の契約と同一の内容の契約をする場合、同書面の交付を省略することができます。	銀行法施行規則第14条の11の25第1項第2号	その他	預入期間1年の外貨定期預金等に係る自動継続時の契約締結前交付書面の交付省略については、「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)に盛り込まれたことを受け検討した結果、措置済み(規制改革会議、平成27年6月16日公表)となっています。		
311029001	元年 10月29日	元年 11月15日	2年 4月23日	保険会社・保険持株会社の子会社の議決権の取得または保有、所在地変更、名称変更に係る届出の簡素化	保険会社および保険持株会社の既存海外子会社の異動に関する届出のうち、議決権の取得または保有、所在地変更、名称変更については、個別事案毎の届出を行わず、業務報告書および中間業務報告書の提出をもって代替することとしていただきたい。	近年の保険会社の海外進出および日本と海外(特に米国)における保険会社グループの組織形態の違いから、海外における管理対象子会社数が増加しており、当局申請対応に係る負荷が増している。 保険会社および保険持株会社の子会社の変更内容を、監督上把握しておく必要は理解できる一方、必ずしもタイムリーな監督が必要と思われる項目については、金融庁に定期的に提出している業務報告書および中間業務報告書の提出により情報のアップデートが行われることから、これをもって届出を代替することも監督上の必要性を充たすことは可能と考えられるため要望するもの。少なくとも、海外の子会社が所在地変更した場合に提出している「変更地の見取り図」については、監督上把握しておく必要性が低いと思われるため、届出様式からの削除を要望する。	一般社団法人日本損害保険協会	金融庁	保険会社による子会社の議決権の取得又は保有や、保険会社及び保険持株会社の子会社による所在地変更・名称変更については、届出事項として把握する必要があります。業務報告書及び中間業務報告書の提出をもって代替することは困難です。	保険業法施行規則85条1項4の3号、同6号、同6号の2、第210条の14第2項第6号、同6号の2 保険会社向けの総合的な監督指針(様式・参考資料編)別紙様式36	対応不可	保険会社による子会社の議決権の取得又は保有や、保険会社及び保険持株会社の子会社による所在地変更・名称変更については、届出事項として把握する必要があります。業務報告書及び中間業務報告書の提出をもって代替することは困難です。 なお、ご指摘の「変更地の見取り図」については、様式上、その地参考となるべき事項を記載した書類」として任意で提出を求めているものであり、今後とも一律ではなく、真に必要な場合に限って徴求することとします。	
311029002	元年 10月29日	元年 11月15日	2年 4月23日	保険募集に係る説明書面の電磁的提供方法の多様化	平成26年の保険業法改正により、情報提供義務が新設され、平成28年5月29日より施行されている。法改正に伴い交付が義務付けられる重要事項説明書については、電磁的方法による交付も認められているところ、現行ではその方法が「メール・ダウンロード・CD-ROM」の3つに限定されているため、この電磁的方法の多様化を要望する。	業界として改正法を踏まえた業務を行っているが、足下の情報通信技術の発展状況も踏まえれば、電磁的交付の方法については、多様化を検討することが望ましいものと考ええる。例えば、単純な画像ファイルであるPDF形式での配信(ダウンロード方式)ではなく、HTML文書での閲覧方式を取ること、文中の専門用語について、適宜リンクを設けて別途解説を行うページを用意するなどの創意工夫を行うことが可能となり、顧客により分かりやすく情報提供することができるようになる。本件は昨年度に続き要望するものであるが、スマートフォン等の普及など保険契約者を取り巻く情報通信技術は進展しており、昨事務年度の所管省庁回答(*)に沿って速やかに対応が行われることを希望する。	一般社団法人日本損害保険協会	金融庁	保険会社や保険募集人等が、保険契約者等に情報の提供を行う場合の電磁的方法として、電子メール、ダウンロード及びCD-ROMを利用する方法とされています。	保険業法施行規則第227条の2等	対応	保険募集時等における情報提供の電磁的方法を多様化することについては、保険契約者等の保護を考慮しつつ、今後パブリックコメント手続きを経たうえで府令改正を行うことを予定しています。	
311029003	元年 10月29日	元年 11月15日	2年 1月23日	保険グループへのIFRSの任意適用の解禁	「利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこころまでの実現と今後の方針～(令和元事務年度のII.2.(1)(5)(イ)の)」に挙げられている「会計基準の高度化」のため、IFRS第17号の確定に伴う適用時期に合わせ、保険および保険持株会社に対する各種規制(連結業務報告書・ディスクロージャー資料の作成・提出等)において、IFRS任意適用が可能となるように制度整備を行う。	・保険および保険持株会社に対する各種財務報告については、保険および保険持株会社が日本基準に基づき連結財務諸表を作成することを前提としており、IFRSの任意適用を前提としたものとはならない。 ・このため、現状では、金融商品取引法及び会社法に基づく連結財務諸表にIFRSを任意適用したとしても、保険商品取引法に基づき作成・提出する連結業務報告書・ディスクロージャー資料等については引き続き日本基準で作成・提出せざるを得ず、多大な作成コストが生じる。 ・連結財務諸表の作成コスト負担が大きくなり、保険および保険持株会社のIFRS任意適用の阻害要因となる。 ・上記の理由から、本件は昨年度に引き続き要望するもの。 ・なお、本要望はIFRS第17号の確定に伴う適用時期に合わせ、対応を求める。	一般社団法人日本損害保険協会	金融庁	連結業務報告書等については、日本基準により作成・報告することが前提とされています。	保険業法施行規則第59条、第59条の3、第210条の10、第210条の10の2	検討を予定	保険業法上の連結業務報告書等にIFRSを任意適用することについては、IFRS17(保険契約)の適用に向けた今後の国際的な動向等を踏まえて、検討を行う予定です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
311029011	元年 10月29日	元年 11月15日	2年 4月23日	同一人与信規制の対象である「保証」の定義についての緩和要望	<p>同一人与信規制(*)の対象である「当該同一人に対する債務の保証」において、「保険子会社の債務を対象とする保証契約」に係る規制を緩和することを要望する。</p> <p>(*) 保険会社の資産運用が特定の相手方に集中し、契約者に損害を及ぼすことがないよう、同一人に対する資産運用額は制限されている。保証の場合、貸付金と合算して同一人に対する与信額が総資産および合同勘定の3%を超えてはならないと定められている。</p>	<p>・2011年12月に公表された「保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキンググループ」報告書において、「保険子会社に対する与信のうち、まずは事業リスクの側面が強い株式の取得について、大口与信規制の対象から除外することが適当である。さらに、貸付けや債務の保証等のその他の与信については、株式に比べて信用リスクの側面が強いことも踏まえ、今後の運用の実態等も見ながら、問題がないことが確認された場合には、適用除外としていくことが適当と考えられる。」とされたことを受けて、株式については2012年7月に同一人与信規制から除外されたところ。</p> <p>・海外の保険子会社は親会社による債務保証(親会社保証)の存在を信用補完として、格付機関より親会社と同水準の格付けの適用を受けており、高格付けは、特に再保険事業の展開において他社対抗上、競争力の源泉となっている。</p> <p>・さらに、一般的に、海外の子会社に対する債務保証は、余剰資本の現地への滞留を回避しつつ効率的な運営を実現することにも資する取り組みであり、これは、グローバルなグループ経営に必要不可欠のもの。</p> <p>・近年の海外拠点の事業拡大による保険債務の増額や為替相場の振れ幅の大きさに鑑みると、親会社保証が与信限度額に達する可能性は高まっており、これに規制がかかる事態は、グローバル他社との競争上、日本社の不利を招くおそれがあることから、当該規制を緩和していただきたい。</p> <p>・具体的には、前記のワーキンググループ報告書で示された方向性に沿って、これまでの運用の実態や、この間の業界および監督当局のリスク管理高度化に向けた取り組み状況にも鑑み、保険子会社への「債務の保証」については、何らかの方法により緩和することを要望するもの。</p> <p>・上記の理由から、本件は昨年度に続き要望するもの。</p>	一般社団法人日本損害保険協会	金融庁	<p>保険会社の同一人に対する①貸付金の額、②債務の保証の額、及び③リース業務に係る運用資産の額を合計した額は、総資産の3%を超えてはならないとされています。</p>	保険業法第97条の2第2項、施行規則第48条の3第1項第1号ニ、第2項第1号イ	検討を予定	<p>保険会社の同一人与信規制の対象から子会社である保険会社等の債務の保証を除外することについては、実務上の必要性を踏まえ、連結ベース・単体ベースのリスク管理・財務規制全体の中で、そのあり方を考慮し、慎重に検討する必要があります。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
311127028	元年 11月27日	2年 1月24日	2年 4月23日	行政手続簡素化に向け、マイナンバーカードの機能拡充・利便性向上を図ること	行政手続簡素化に向け、マイナンバーカードの機能拡充・利便性向上を図ること (ア) 災害時の対応機能拡充 大規模災害等の被災時においては、住民の迅速な安全確認や被災者の識別・特定、救急対応が極めて重要となるだけでなく、避難所においても、診療や服薬への対応、預貯金の引き出し等、各種支援の迅速かつ円滑な対応が求められる。このため、本人同意のもと必要な基本情報を適宜把握し、活用できるよう、IDカードとしての機能拡充を検討すべきである。 また現在、政府が進めている、個人の医療情報、診療データ等を共有化する「医療ID」とマイナンバーとの連携も実現すべきである。 (イ) ワンカード化の推進(公的身分証との統合促進) 災害時においてマイナンバーを機能させるためには、カードを常に携帯している必要があるため、運転免許証等といった、既存の公的身分証との統合(ワンカード化)を進めるべきである。 健康保険証としての利用については、2022年度中に概ね全ての医療機関で導入することなどが政府方針として決定されたが、各病院共通の「診察券」としての利用も可能となるよう、医療等分野との情報連携を図る共通基盤を早期に整備すべきである。(注) エストニアでは、ICチップ付き国民IDカードを、運転免許証や健康保険証として利用することがある。また、公的個人認証サービスを活用し、オンラインバンキングや選挙などの電子投票に利用することも可能となっている。	(ア) 災害時の対応機能拡充 大規模災害等の被災時においては、住民の迅速な安全確認や被災者の識別・特定、救急対応が極めて重要となるだけでなく、避難所においても、診療や服薬への対応、預貯金の引き出し等、各種支援の迅速かつ円滑な対応が求められる。このため、本人同意のもと必要な基本情報を適宜把握し、活用できるよう、IDカードとしての機能拡充を検討すべきである。 また現在、政府が進めている、個人の医療情報、診療データ等を共有化する「医療ID」とマイナンバーとの連携も実現すべきである。 (イ) ワンカード化の推進(公的身分証との統合促進) 災害時においてマイナンバーを機能させるためには、カードを常に携帯している必要があるため、運転免許証等といった、既存の公的身分証との統合(ワンカード化)を進めるべきである。 健康保険証としての利用については、2022年度中に概ね全ての医療機関で導入することなどが政府方針として決定されたが、各病院共通の「診察券」としての利用も可能となるよう、医療等分野との情報連携を図る共通基盤を早期に整備すべきである。(注) エストニアでは、ICチップ付き国民IDカードを、運転免許証や健康保険証として利用することがある。また、公的個人認証サービスを活用し、オンラインバンキングや選挙などの電子投票に利用することも可能となっている。	日本商工会議所	内閣官房 警察庁 金融庁 総務省 厚生労働省	ア. 前段 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項により、マイナンバーカードのおて面に貼付された写真と基本4情報(氏名、性別、住所、生年月日)が記載されており、個人の基本情報を確認することが可能となっています。 ア. 後段 マイナンバー制度では、行政機関等が効率的な情報管理と迅速な情報の授受にマイナンバーを用いることで、行政運営の効率化や国民の利便性の向上を図ることを目的としており、マイナンバーの利用範囲と利用機能を法律に明記しております。現在、同制度においては、医療機関等が医療情報の連携にマイナンバーを用いる危険性を高め、マイナンバー制度のセキュリティ意識も劣化する恐れがある等として、マイナンバーそのものを用いることは不適切だとされたことも踏まえたものです。 一方、マイナンバー制度では、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書を利用するなどして、国民自らが様々な本人の個人情報と安全で効率的にアクセスできる情報インフラの構築を進めており、同報告書においては、「医療等分野でも、こうしたマイナンバー制度の情報インフラを最大限に活用していくことが合理的である」としています。これを踏まえ、マイナンバー制度の基盤を活用し、マイナンバーカードで資格者資格を確認することを可能とする、オンライン資格確認システムの構築を進めます。 また、医療情報の共有の仕組みについては、オンライン資格確認の基盤を活用して、レセプトに基づく薬剤情報や特定健診情報といった患者の保健医療情報、患者本人や全国の医療機関等で確認できる仕組みに類似し、特定健診情報は2021年9月を以て、薬剤情報については2021年10月を以て、特定健診情報については2021年10月を以て、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書を利用して、情報の確認を可能とする予定です。 イ. 前段 マイナンバーカードと運転免許証は統合されていません。 イ. 後段 デジタル・ガバメント実行計画(令和元年12月20日閣議決定)に基づき、令和2年度以降、患者の利便性向上のためにモデル事業、実証・モデル事業を踏まえた横展開を行うこととしています。 ・マイナンバーカードは顔写真付き身分証明書であると同時に、オンラインでも安全・確実に本人確認を行える、極めて高い認証強度を持ったものであるため、市区町村職員による対面での厳格な本人確認を経て交付することとしております(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第15号(平成26年政令第155号)第13条第2項)。そのため、住民の利便性を考慮し、土・日・夜間開庁の実施を行っている市区町村もあります。 ・また、本人確認をカードの交付申請時に取り、出来上がったカードを後日、郵送で交付する「申請時交付方式」や、あらかじめ企業等に届けて本人確認と交付申請受付を行う出張申請受付の実施を行っている市区町村もあります。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条等 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第17条第1項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)第13条第2項	ア 前段 現行制度下で対応可能 ア 後段 その他 イ 後段 検討を予定 ウ 現行制度下で対応可能	ア. 前段 「IDカードとしての機能拡充」が指すものが必ずしも明らかに無いが、左記のとおり、個人情報の行政機関による読み取りにはすでに対応が完了しています。 ア. 後段 医療情報の共有の仕組みについては、オンライン資格確認の基盤を活用して、レセプトに基づく薬剤情報や特定健診情報といった患者の保健医療情報を、患者本人や全国の医療機関等で確認できる仕組みに類似し、特定健診情報は2021年3月を目途に、薬剤情報については2021年10月を目途に稼働させる予定であり、当該仕組みにおいては、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書を利用して、情報の確認を可能とする予定です。 ・前段 運転免許証とマイナンバーカードの統合に当たっては、交通違反等の現場において、警察官が運転免許の有無や条件を確認することができるか否かが課題となること、運転免許証の記載事項のマイナンバーカードの券面への表示、マイナンバーカードのICチップ情報の読取り、警察官が免許関係情報を確認するための端末の整備・運用、運転免許証のシステムとマイナンバーカードのシステム間の接続等について、警察活動に与える影響や費用対効果等を整理する必要があるものと考えております。 イ.後段 デジタル・ガバメント関係会議の方針に基づき、マイナンバー制度の利便性を国民に実感してもらえらるよう、医療機関においてマイナンバーカードを活用し、患者の利便性向上に資する取組を支援するため、モデル事業を実施することとしています。 ・また、モデル事業で得た成果を横展開し、マイナンバーカードの利活用の促進を図ることとしています。 ウ. 日・平日夜間開庁の実施や出張申請受付の実施については、昨年9月に全市区町村に対してマイナンバーカードの交付円滑化計画の策定を依頼する中で、積極的な実施を要請しており、昨年12月時点での予定も含め、土・日・平日夜間開庁については1312団体、出張申請受付については304団体で取組んもらっているところであり、 ・また、交付円滑化計画の取りまとめを通じて把握した出張申請受付の実施可能な各市区町村におけるカード取得促進のための優良事例として、本年2月に各市区町村に横展開するために事業案と共有、総務省ホームページに掲載しております。	
311128021	元年 11月28日	元年 12月16日	2年 6月24日	インサイダー取引規制における重要事実の軽微基準を連結ベースに改定し、又は「特定上場会社等(連結ベースで判断可能となる持株会社)」の範囲を拡大することで、インサイダー取引規制の対象を適正範囲に限定すべき。本改正により、上記目的による市場でのM&A活発化等の効果が期待できる。	インサイダー取引規制上の重要事実の軽微基準を連結ベースに改定し、又は「特定上場会社等(連結ベースで判断可能となる持株会社)」の範囲を拡大することで、インサイダー取引規制の対象を適正範囲に限定すべき。本改正により、上記目的による市場でのM&A活発化等の効果が期待できる。	・リース会社等は許今、市場での競争優位、事業の多角化(選択と集中)を実現する手段として上場会社等やその子会社を含む他社への出資(売却)を活用している。その結果、リース会社等が出資(売却)の相手方(上場会社等)に係る重要事実を入手することとなり、またこれがリース会社等(自社)の重要事実にも該当しているため、インサイダー取引規制(以下「規制」)への対応を要する機会が増加している。 ・現行の規制においては、上場会社等の決定事実や発生事実における軽微基準等は、純粋持株会社等を除き、上場会社等の単体の売上・資産等をもとに判断することとされている。しかし、多くの上場企業は単体ではなくグループで事業活動を行っており、東証の適時開示基準は基本的には連結ベースで運用されているように、株主・投資家においても投資意思決定の際には単体ではなく連結ベースでの財務上の計数を重視する傾向が強まっている。このようなか、リース会社等が出資(売却)を進めるにあたり、連結ベースでみれば市場の投資判断に重要な影響を及ぼすとは言いえない案件であっても、上記のとおり単体ベースで軽微基準等を判断するために、規制への対応を要することとなり、人手不足が進む中、社内外関係者リストの作成・管理や注意喚起に係る労力とコストを受忍せざるを得ない場面が増えている。 ・加えて、日本橋加工事件等の最高裁判決を受け、実務的には、出資(売却)の検討・準備段階など、規制への対応を早期に開始せざるを得ないことにより規制に服する期間が長期化し、会社の資本政策に重大な制約が生じ、さらに当該制約を醸成してM&Aの機会を逸すなど経営戦略上の問題が生じている。	(公社)リース事業協会	金融庁	<インサイダー取引規制における重要事実> ・インサイダー取引規制は、上場会社等の会社関係者が、その職務等に關し、上場会社等の業務等に関する未公表の重要事実を知りながら、当該上場会社等の株券等の売買等を行うことを禁止しています。一般に、重要事実とは、上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要事実であって投資者の投資判断に影響を及ぼすものとされています。 <インサイダー取引規制における軽微基準> ・金融商品取引法第166条第2項では、列記した重要事実のうち、上場会社等の意思決定に係る事実及び上場会社等に発生した事実について、当該事実に係る事項が重要であっても、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものは、規制対象となる事実から除外することとされています。軽微基準では、当該上場会社等の経営歴、売上・資産等の財務数値を参照するものが多くあり、その数値は、原則として、当該上場会社等単体の数値を用いることとされています。 <軽微基準において、例外的に連結ベースの財務数値を用いる会社の範囲> ・上場会社等の総売上高の中で、グループ会社からの収益が大半を占めるような上場会社等については、投資者の投資判断が基本的に連結ベースになるものと考えられます。そこで、関係会社に対する売上高が総売上高に占める割合(以下「収益依存度」といいます。)が90%以上である会社を「特定上場会社等」と定義し(有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項)、特定上場会社等における重要事実の軽微基準については、連結ベースの数値を用いることとされています。	金融商品取引法第166条、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条、第50条	対応不可	・投資判断における単体の財務数値(個別財務諸表)の有無も指標の一つとして踏まえること、投資判断に影響を及ぼす事実を適切に規制範囲に含めるためには、軽微基準において連結ベースの数値を用いる対象は、収益依存度が一定の基準を上回る「特定上場会社等」に限ることと適切であると考えられます。 ・「特定上場会社等」の範囲については、上記のような観点も踏まえて、見直し余地があるか慎重に検討して参ります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
311128022	元年 11月28日	元年 12月16日	2年 7月29日	貸金業者が行うグループ会社間の貸付について	グループ会社以外の資金需要者に対して貸し付けを業として行う貸金業法上の資金業者によるグループ会社向け貸付けについては、資金需要者の利益の保護を維持しつつ貸金業者におけるグループ会社間の円滑な資金融通および労働生産性の向上を実現させるため、行為規制の適用除外とすべき。資金需要者の利益保護の観点では、貸金業者によるグループ会社向けの貸付けにおいても、貸金業法に基づく登録を受けていない者によるグループ会社向けの貸付けと同様に、貸し手である親会社と資金需要者である子会社における経済的一体性から、貸金業者によるグループ会社向けの貸付けを行き規制の適用除外としても資金需要者の利益は維持できるものと考えられる。	・現状、貸金業法に基づく登録を受けていないものによるグループ会社向けの貸付けは、当該グループ会社が貸金業法施行令第1条の2の6に規定する会社等に該当する場合、貸金業の範囲から除外される。法改正に向けた規制評価においては、貸金業の範囲から除外することで貸し手における法令順守費用を減少できる点のほか、親会社が子会社の議決権の相当割合を有する場合の親会社と子会社の間には経済的一体性が認められ貸付先の会社の利益を阻害するようなインセンティブがなく、貸金業の範囲から除外しても資金需要者等の利益を損なうおそれがない点が重視された。 ・一方、2014年の同法改正後も、貸金業者によるグループ会社向けの貸付けは、それ以外の貸付けと同様に、貸金業法上の各種行為規制が課されている。例えばリース会社においては、顧客等)に対しリースに限らず幅広いファイナンスサービスを提供するため貸金業法に基づく登録を受けた会社が多く、これらリース会社が会社グループとしての最適なキャッシュマネジメントシステムの構築を図る中で行うグループ会社に対する貸付けは、貸金業法上の各種行為規制が課されている。その結果、グループ会社における緊急的な資金需要への対応に時間がかかり、事業活動に支障が出る恐れがあるほか、海外に拠点を置く会社グループ向けの融資においては、時差等の都合で法令順守のための各種手続きに時間がかかり事業活動の機動性低下が避けられない。また、契約締結前の書面の交付、契約締結時の書面の交付、受取り証書の交付、返済能力の調査や調査記録の作成・保管など、人手不足が深刻となる中で労働生産性を下げる要因の一つとなっている。	(公社)リース事業協会	金融庁	金銭の貸付けを業として行う場合には、貸金業法第3条第1項の規定に基づき、貸金業の登録を受ける必要があり、登録を受けた貸金業者が行う貸付けについては、貸金業法の適用を受けることとなります。	貸金業法第2条第1項 貸金業法施行令第1条の2第6号	対応不可	貸金業法は、資金需要者の保護を法目的としており、貸金業者が行う貸付けについて同法の適用の対象外とすることは、法目的に照らして困難です。	
311128023	元年 11月28日	元年 12月16日	2年 6月24日	リース取引のストラクチャーに用いるSPC(ペーパーカンパニー)向け融資の取引時確認について	リース取引等のストラクチャーに用いる100%出資SPC(ペーパーカンパニー)向け親子ローンを犯罪収益移転防止法の取引時確認の対象外とすること。	リース取引等のストラクチャー上の理由等で、100%出資SPC(ペーパーカンパニー)がレッサー(もしくは資金拠出者)となる場合について、SPC向け親子ローンであっても、犯罪収益移転防止法の取引時確認の対象取引となっており、親子ローンが「ハイリスク取引」や「疑わしい取引」に該当することはないと思われる。斯かる取引について犯罪収益移転防止法の適用を緩和することで、大幅な事務効率につながる。 ・本提案は、「規制改革推進に関する第3次答申」(2018年6月)において、2018年度検討、2019年度結論とされているが、早急に検討結果を示すこと。	(公社)リース事業協会	警察庁 金融庁	貸金業法第2条第2項に規定する貸金業者である親会社から100%出資SPCである子会社に対する金銭の貸付けを内容とする契約の締結については、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第4条第1項の「簡素な顧客管理が許容される取引」に規定されていないことから、当該親会社は当該子会社について取引時確認を行わなければならないこととされております。	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号)第4条第1項	対応	貸金業法第2条第2項に規定する貸金業者である親会社から100%出資SPCである子会社に対する金銭の貸付けを内容とする契約の締結に係る貸金業者の取引時確認義務の緩和について検討を行い、当該義務を緩和することは可能との結論を得ました。 結論を踏まえ、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の改正に向けた手続を進めます。	
311128024	元年 11月28日	元年 12月16日	2年 7月29日	リース取引等のストラクチャーに用いるSPC向け融資について	リース取引・融資等のストラクチャーに用いる100%出資SPC(ペーパーカンパニー)向け親子ローンを貸金業法上の「交渉の経過の記録」の対象外とすること。	・事務負担軽減により親子ローン活用意欲が高まることで国内資金の流動性が増し国内金融マーケットの活性化に繋がることが期待される。 ・また、貸金業法が想定する実質的な懸念点が親子ローンについては発生し得ないため、不要業務削減に伴い一般的に企業活動の活性化を促すことが期待される。	(公社)リース事業協会	金融庁 消費庁	貸金業者はその営業所又は事務所ごとに、その業務に関する帳簿を備え、債務者ごとに貸付けの契約について契約年月日、貸付けの金額、受領金額その他内閣府で定める事項(貸付けの契約に基づく債権に関する債務者等その他の者と交渉の経過の記録等)を記載し、これを保存しなければならないこととされております。	貸金業法第19条 貸金業法施行規則第16条第1項第7号	対応不可	備え付ける帳簿の記載内容は、貸金業の適正な運営を確保するために必要なものとして定められていることに鑑みれば、その記載を不要とする措置を講ずることは困難です。	
311227001	元年 12月27日	2年 1月24日	2年 7月29日	信用金庫の取扱業務の一部緩和(顧客支援や地域の課題解決支援に資する業務の取扱い)	○不動産仲介業務等について、信用金庫において取扱可能となるようご検討いただきたい。 ○「その他の付随業務」の判断について、特に、中小企業の本案支援に資する業務については、幅広く取り扱い可能となるような制度運用・環境整備をお願いしたい。	顧客支援や地域の課題解決に対応できるようにするため、本業と関連してニーズが寄せられることが多い不動産仲介業務等について、信用金庫において取扱可能となるようご検討いただきたい。 また、中小企業の経営課題が多様化し、他の機関(中小企業・専門家・サービス提供会社等)と連携してサービス提供等を行う機会も増えているが、こうした経営課題の解決支援に係る業務が「その他の付随業務」に該当するかどうかの判断に苦慮することもある。については、「その他の付随業務」の判断について、特に、中小企業の本案支援に資する業務については、幅広く取り扱い可能となるような制度運用・環境整備をお願いしたい。	(一社)全国信用金庫協会	金融庁	信用金庫は、不動産業務を行うことが禁止されています。	信用金庫法第53条	検討を予定	信用金庫における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、信用金庫業務に専念すること等による信用金庫の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
311227002	元年 12月27日	2年 1月24日	2年 7月29日	事業用不動産の有効活用の範囲のさらなる柔軟化	「公的な再開発事業に該当しない」場合や「公共的な役割を有していると考えられる主体からの要請がない」場合であっても、金融機関の自主的な判断により、(1)事業用不動産の余剰スペースや統廃合等により事業の用に供さなくなった事業用不動産の賃貸等を一層柔軟に行うこと、(2)店舗の新築や既存店舗の改築・建替えの際に賃貸用の余剰スペースをあらかじめ確保し、地域での活用を図ることなどができるよう、金融庁「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を見直していただきたい。	昨今、信用金庫では、店舗機能の見直しやIT技術等の活用による省人数化・省スペース化を進めることで店舗の余剰スペースや使用していない店舗・土地が増加している。こうした余剰スペース等について、地域企業や地域住民など近隣の関係者から、地域の活性化、地域産業の振興等の観点から、事業用不動産を有効に活用してほしいとの要請があるほか、店舗の老朽化等に伴う建替えや店舗の新築に際しても同様の要請がある。 事業用不動産の有効活用については、これまでも段階的に規制の見直しや解釈の明確化が図られてきたものの、現状では、「公的な再開発事業」や「公共的な役割を有していると考えられる主体からの要請」といった要件に該当しない場合においては、金融庁「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の要件を充足していることについて、個々の事業毎に慎重かつ保守的に検証せざるを得ず、結果として活用を断念せざるを得ないことも少なくないのが実情である。 そこで、「公的な再開発事業に該当しない」場合や「公共的な役割を有していると考えられる主体からの要請がない」場合であっても、金融機関の自主的な判断により、地域・インフラ(教育・医療等)の充実、地域の賑わいの創出、地域産業・取引先事業者への支援、近隣の建物と平仄を合わせた景観の確保等の観点から、(1)事業用不動産の余剰スペースや統廃合等により事業の用に供さなくなった事業用不動産の賃貸等を一層柔軟に行うこと、(2)店舗の新築や既存店舗の改築・建替えの際に賃貸用の余剰スペースをあらかじめ確保し、地域での活用を図ることなどができるよう、向監督指針を見直していただきたい。	(一社)全国信用金庫協会	金融庁	信用金庫による保有不動産の賃貸については、その他の付随する業務(信用金庫法第53条第3項)として、賃貸の規模等一定の要件のもとで行うことが可能となっております。また平成29年9月の監督指針の改正により、自治体等の公共的な役割を有する主体からの要請に基づき賃貸を行う場合には、地方創生や中心市街地活性化の観点から、保有不動産の賃貸の規模や期間について柔軟に判断しても差し支えないこととなりました。	主要行等向けの総合的な監督指針V-3-2(4) 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針III-4-2(4)	検討を予定	保有不動産の賃貸に係る要件については、他業を営むことによるリスクの遮断、信用金庫の業務に専念すること等による信用金庫の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえ、信用金庫が、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、引き続き検討を行います。	
311227003	元年 12月27日	2年 1月24日	2年 7月29日	臨時休業等の公告の廃止	店舗の臨時休業等の公告については全て不要とすることとしてほしい。	信用金庫がやむを得ない理由により店舗(事務所)においてを臨時にその業務の全部もしくは一部を休止または、または再開する場合には、法令で定める一定の事由を除き、公告を行うこととされている。しかしながら、店頭での掲示に加え、自金庫ホームページへの掲載、その他の通知など、顧客その他の関係先への様々な情報伝達手段が発展している現在においては、臨時休業等に際して、公告により周知する必要性は乏しくなっている(実例に顧客等においては、日前開閉による公告よりも、店頭での掲示や信用金庫ホームページの新着情報等を確認することが多いものと考えられる)。 ついでには、店舗の臨時休業等の公告については全て不要とすることとしてほしい。	(一社)全国信用金庫協会	金融庁	信用金庫は、天災その他やむを得ない理由によりその営業所においてその業務の全部又は一部を休止するときは、内閣府令で定める場合(台風、地震発生時等)を除き、信用金庫法第89条第1項で準用する銀行法第16条第1項に基づき、公告を行う必要があります。	信用金庫法第89条第1項で準用する銀行法第16条第1項	対応不可	信用金庫の業務の公共性に照らし、店舗の臨時休業等の公告を全て不要とすることは困難です。	
311227004	元年 12月27日	2年 1月24日	2年 7月29日	電子公告調査の適用範囲の見直し(調査対象から臨時休業等に係る公告を除外)	信用金庫の事務面・費用面の負担軽減等の観点から、銀行と同様に、電子公告調査の対象から臨時休業等を除外していただきたい。	別途要望している「臨時休業等の公告の廃止」の検討に時間を要する場合、あるいは廃止が困難な場合、少なくとも、電子公告調査の対象から臨時休業等(信用金庫法第89条第1項で準用する銀行法第16条第1項)に係る公告を除外していただきたい。 信用金庫等が電子公告を実施する場合、当該公告の期間中において適切な公告が実施されているかを電子公告調査機関(法務省の登録を受けた事業者)に調査させなければならないとされている(信用金庫法第87条の4第4項)。 銀行においては、電子公告調査の対象から臨時休業等が除かれているが(銀行法第7条の3)、その一方で、信用金庫においては、日前開閉による公告においても電子公告調査を実施する必要がある。 そこで、信用金庫の事務面・費用面の負担軽減等の観点から、銀行と同様に、その調査の対象から臨時休業等を除外していただきたい。	(一社)全国信用金庫協会	金融庁	信用金庫は、電子公告を実施する場合、電子公告調査を実施しなければならないこととされています。	信用金庫法第87条の4第3項、同条第1項	検討を予定	本件については、信用金庫における電子公告の利用実態を踏まえ、規制緩和のニーズや電子公告調査機関による調査の必要性について、他業態との平仄も踏まえつつ、検討を行います。	
311227006	元年 12月27日	2年 1月24日	2年 7月29日	保険販売業務に係る融資先販売規制の見直し	保険販売業務に係る融資先販売規制を見直していただきたい。	本規制は、融資先法人等に加えて、小規模事業者の従業員等についても圧力販売の懸念があると認められた規制であるが、一般的に従業員等は、自らの勤務先における融資取引の内容を承知していないのが通常であることから、勤務先の融資取引状況による事前規制は合理性がないうえ、従業員等の能動的な保険加入の機会を一時的に阻害しており、適切な規制といわざるを得ない。 また、協同組織金融機関は、相互扶助の理念を掲げて、法人会員の融資先については代表者を含めて保険販売が認められているにも拘わらず、当該法人の従業員等には一律に保険販売が認められない不合理が生じていることから、本規制について見直しを行っていただきたい。	(一社)全国信用金庫協会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制の対象商品から一時終身保険等を除外するほか、「預金との誤認防止措置」について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。

- ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
- :所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針		
									制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要	
311227007	元年 12月27日	2年 1月24日	2年 7月29日	保険販売業務に係る保険金額制限の見直し	保険販売業務に係る保険金額制限を見直していただきたい。 保険金額制限は、融資先へ特定の生命保険商品等を販売する際に、万一の弊害を抑制するために設けられた規制であるが、そもそも協同組織金融機関では会員に対する圧力販売の懸念がないうえ、一時払と全期前納の終身保険において、顧客が加入限度額で混乱するなど無用なトラブルも生じている。 さらに、平成28年5月の改正保険業法施行により、代理店は予め顧客の意向(保障や金額等)を把握したうえで、これに沿った商品やプランの提案を行う必要があるが、本規制により顧客の意向や必要な保険金額に応じた提案が行えず顧客利便を損なう懸念もあることから、見直しを行っていただきたい。		(一社)全国信用金庫協会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。		
311227008	元年 12月27日	2年 1月24日	2年 7月29日	生命保険の募集に係る構成員契約規制の見直し	生命保険の募集に係る構成員契約規制を見直していただきたい。	本規制は、優越的地位の差用や圧力募集の防止を目的としたものであるが、損害保険や第三分野商品には及ばない、特定の生命保険商品のみには設けられた規制であり、妥当性欠いている。 また、外形的な基準により顧客の能動的な保険加入の機会まで一律制限するものであり、顧客の利便性を損なっている。 特定関係人とされる「密接な関係を有する者」の範囲が幅広であることから、代理店における調査・管理負担のみならず、対象者が極めて広範囲になることから顧客の理解が到底得られるものではない。		(一社)全国信用金庫協会	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-2(11)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑みられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検査を行う必要があります。	
311227009	元年 12月27日	2年 1月24日	2年 2月25日	共済代理店の範囲の見直し	生協法における共済代理店の範囲に信用金庫を追加していただきたい。	平成20年までの保険業法と生協法の改正において、労働金庫が保険と共済の代理店になることが認められたが、信用金庫は、これら共済の代理店になることが認められていない。 生協や労働金庫と同じく協同組織である信用金庫が共済代理店になることができれば、会員・組合員に対する利便性はもちろん、基本サービスや福利厚生等の更なる向上につながると思われる。 利益第一主義ではなく地域の相互扶助を経営理念とする信用金庫であれば、共済について適切な募集を行うことが可能であり、共済代理店になることができる者として追加していただきたい。		(一社)全国信用金庫協会	金融庁 厚生労働省	消費生活協同組合法においては、共済契約の締結の代理店又は媒介の業務を行える共済代理店として、①消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会、②労働金庫、③自動車分算整備事業者を定めている。	消費生活協同組合法第12条の2、同施行令第2条、同施行規則167条、同施行規則第5条	検討を予定	共済代理店制度は、平成20年4月1日に施行された消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律(平成19年法律第47号)により導入されたところです。 その際、協同組織金融機関のうち労働金庫については、消費生活協同組合をその会員とすることができることから、共済代理店になることができる者として規定されたところです。 本件については、共済代理店制度の実情や共済を取り巻く状況等を踏まえつつ、関係団体等と議論をした上で、引き続き、慎重に検討を行うこととなります。	
311227010	元年 12月27日	2年 1月24日	2年 7月29日	保険販売業務に係る非公開情報保護措置の撤廃	保険販売業務に係る非公開情報保護措置を撤廃していただきたい。	信用金庫などの金融機関が保険募集を行うにあたり、業務に際し知り得た顧客の非公開情報(非公開金融情報)を顧客の事前同意なしに利用することは禁止されている。 この規制は信用金庫が保険募集を行う際にも適用される規制であり、顧客の個人情報の利用に関しては個人情報保護法に基づく利用同意を得ていることから、これに加えて非公開情報の利用に関する同意を得る必要はないと考えられる。こうした過剰な規制により、顧客に適切な商品の情報を提供できなくなることから、顧客本位の高品質な金融サービスの実現を阻害する要因となっている。 信用金庫に求められている国民の安定的な資産形成に向けたコンサルティング機能を十分に発揮するためにも、本措置を撤廃していただきたい。		(一社)全国信用金庫協会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
311227011	元年 12月27日	2年 1月24日	2年 7月29日	保険販売業務における信用金庫の会員範囲の明確化	保険販売業務においては、募集制限先から「会員である者を除く」とされているが、会員である者には「会員以外の者であっても会員たる資格を有しているもの」も含まれることを明確化いただきたい。	信用金庫は会員たる資格を有する者に対して資金の貸付け及び手形の割引ができる協同組織金融機関であるが、会員以外の者であっても会員たる資格を有しているものに対しては、合計700万円までの小口資金の貸付け及び手形の割引が認められている。 保険販売業務においても、協同組織金融機関の性格に鑑み会員等に対する基本サービスや福利厚生を禁止することは合理的でないとして、募集制限先から「会員である者を除く」とされているが、会員である者には「会員以外の者であっても会員たる資格を有しているもの」も含まれることを明確化いただきたい。	(一社)全国信用金庫協会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	対応不可	信用金庫は会員による相互扶助組織であることから、一定金額の範囲内で、会員に対する保険募集を認めたものです。 他方、ご提案の「会員以外の者」については、弊害防止措置が保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けられているものであることに鑑みれば、募集制限先から除外することは困難です。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
311227012	元年 12月27日	2年 1月24日	2年 7月29日	信用金庫がオンライン上で金融商品・サービスを提供する際の環境整備	信用金庫におけるオンライン上の保険販売においても、弊害防止措置等による煩雑な手続きを行うことなく、利便性の高い金融サービスが同等に提供できるようにしていただきたい。	金融審議会では「金融サービス仲介法制」について、利便性の高い金融仲介サービスを実現していくために、「オンラインを念頭に置きつつ、多種多様な商品・サービスをワンストップで提供する仲介業者に適した制度について検討していく」との考え方を示している。 例えば、信用金庫におけるオンライン上の保険販売においても、弊害防止措置等による煩雑な手続きを行うことなく、利便性の高い金融サービスが同等に提供できるようにしていただきたい。	(一社)全国信用金庫協会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
311227018	元年 12月27日	2年 1月24日	2年 5月27日	信託契約代理店登録申請における役員住民票抄本提出に係る要件の緩和	信託契約代理店の登録の申請にあたっては、役員の本籍地が記載された住民票抄本を提出することとされているが、本籍地の記載を不要としてほしい。	信託契約代理店の登録の申請にあたっては、役員の本籍地が記載された住民票抄本を提出することとされているが、本籍地の記載を不要としてほしい。 本籍地については、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に規定する機密情報に該当し、金融機関にとって通常より慎重な事務処理が求められ、相応の負担が生じていることから、監督上の必要性等を考慮のうえ、本籍地の記載を不要としてほしい。	(一社)全国信用金庫協会	金融庁	信託契約代理店の登録申請時には、信託業法第68条第2項第4項、信託業法施行規則第71条第1項第1号及び第2号において、住民票の抄本を添付することとしています。また、信託会社等に関する総合的な監督指針3-2-1(5)及び10-2-3において、住民票の抄本には、本籍が記載されているものを提出することとしています。	信託業法第68条第2項第4号 信託業法施行規則第71条第1項第1号、第2号 信託会社等に関する総合的な監督指針3-2-1(5)、10-2-3	対応不可	信託契約代理店の登録審査において、登録要件を満たすかどうかを確認するに当たり必要とするため、住民票の本籍地の記載を不要とすることは困難です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
311227019	元年 12月27日	2年 1月24日	2年 7月29日	自己信託の登録事項変更に係る届出期限の延長	自己信託(信託業法第50条の2)の登録を受けた者は、登録事項に変更が生じたときは変更日から2週間以内に関係する届出期限を延長していただきたい。 なお、平成28年の銀行法改正に合わせて、信用金庫代理業者の登録事項の変更(信用金庫法第89条第5項で準用する銀行法第52条の39)および信託契約代理店の登録事項の変更(信託業法第12条)にかかる届出の期限が「2週間以内」から「30日以内」に延長されており、自己信託についてもこれと同様の取扱いとすることが考えられる。	(一社)全国信用金庫協会	金融庁	自己信託の登録を受けた者は、登録事項に変更が生じたときは、信託業法第50条の2第12項で適用する信託業法第12条第2項に基づき、2週間以内、その旨を届け出る必要があります。	信託業法第50条の2第12項で適用する信託業法第12条第2項	検討を予定	登録申請事項に変更があった場合の2週間以内の届出は、自己信託の登録を受けた者を適切に監督する観点から必要なものです。提出期限については、その実務の実態も踏まえつつ、慎重に検討する必要があります。		
020122001	2年 1月22日	2年 2月7日	2年 3月25日	共済代理店の範囲の見直し	信用組合が共済代理店となることを可能とすることをご検討願いたい。	消費生活協同組合法第12条の2、同施行令2条において、共済代理店として労働金庫は認められているものの、信用組合は認められておりません。信用組合は、労働金庫と同様に、相互扶助を理念とする協同組織金融機関であり、共済について適切な事業を行うことが可能です。 つきましては、組合員の利便性のみならず、基本サービスや福利厚生とのさらなる向上を図るためにも、信用組合が共済代理店となることを可能とするようご検討をお願いするものです。	一般社団法人全国信用組合中央協会	金融庁 厚生労働省	消費生活協同組合法においては、共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行える共済代理店として、①消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会、②労働金庫、③自動車分解整備事業者を定めています。	消費生活協同組合法第12条の2、同施行令2条、同施行規則167条、同施行規程第5条	検討を予定	共済代理店制度は、平成20年4月1日に施行された消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律(平成19年法律第47号)により導入されたところです。 その際、協同組織金融機関のうち労働金庫については、消費生活協同組合をその会員とすることができるなどから、共済代理店になることができる者として規定されたところです。 本件については、共済代理店制度の実情や共済を取り巻く状況等を踏まえつつ、関係団体等と議論した上で、引き続き、慎重に検討を行っていくこととなります。	
020306002	2年 3月6日	2年 3月18日	2年 7月29日	保険会社がオペレーティングリースの媒介業務を営むことの明確化	保険会社によるオペレーティングリースの媒介業務が保険業法上の「その他の付随業務」にあたることを明確化していただきたい。	・保険会社本体におけるリース業務としては、保険業法上、ファイナンスリースの取扱いおよびその代理・媒介が認められている。 ・現状、取引先にオペレーティングリースへのニーズがある場合には、グループ内外のリース会社を紹介している。保険会社担当者は、具体的な商品・サービスやコストの説明を行えないため、取引先が実際にリース会社と面談した際、商品がニーズに合致しないケースがある。 ・保険会社本体でオペレーティングリースの媒介業務を営むことができれば、取引先に対し、融資やファイナンスリースと組み合わせる最適な資金計画を提案できると考えられる。 ・オペレーティングリースは、保険業法上、金融関連業務会社に認められている業務であり、保険会社の本業との親和性も高い。媒介であれば、リース物件を自身で保有しないため、付随するリスクは限定的である。	日本生命 保険相互会社	保険会社の営むことができる業務の範囲は、法令において規定されています。そのうち、「その他の付随業務」については、監督指針において、保険業との機能的な親近性やリスクの同質性、余剰能力の活用に関するかといった一定の要件のもと、業務として行うことが可能と規定しております。	保険業法第97条～第100条 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-13	検討を予定	オペレーティングリースの媒介について、取引先企業に対する経営支援等の観点から行われるものに関しては、保険業との機能的な親近性を認める余地も考えられます。 他方、現行法上認められているファイナンスリース及びその代理・媒介とは異なり、オペレーティングリースは物件の賃貸業に近い性質の業務であり、具体的な商品・サービスの説明等を行うことによる契約仲介責任など、保険業とは異種のリスクを抱える可能性があります。明確化については引き続き検討してまいります。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針	
									制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
020317041	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 5月27日	行政機関から生命保険会社に対する情報照会手続の電子化	照会文書の様式を統一するとともに、手続を電子化すべきである。	行政機関は、国民の財産調査等を目的として、生命保険会社に保険契約の有無や契約内容を照会している。この照会手続は、多種多様な様式の文書の送付により実施されるため、生命保険会社は目視確認をしながら手作業で名寄せ等の事務処理を行わなければならない、大きな負担となっている。	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房 金融庁 総務省 財務省 厚生労働省	【総務省】 地方税の課税・徴収における生命保険会社等に対する取引照会は、書面等で行われており、地方税に係る照会文書の様式統一については、地方団体に対し、平成27年度に作成された標準様式の使用を要請しています。 【財務省】 国税当局においては、申告納税制度の下、適正・公平な税務行政を推進しており、不正な税逃れに対しては、厳正な税務調査等を実施するとともに、滞納となった国税については、滞納整理の早期着手・早期保全に取り組んでいるところです。その際、納税者本人に対する調査だけでは適正な課税標準等を把握することができないと認められる場合には、取引のある生命保険会社等に対して臨場又は書面による取引照会を実施しております。なお、照会文書の書式の統一化については、業界団体と協議を実施した上で、平成27年4月に統一しております。 【厚生労働省】 生活保護における福祉事務所からの生命保険会社等に対する取引照会は、書面等で行われておりますが、平成27年度から照会文書の様式を統一化しており、生命保険会社に対する照会様式を出力するためのシステム改修経費について、平成30年度第2次補正予算に計上した上で、通知を改正し、令和2年4月以降、例外なく所定の様式を使用するよう取扱いを改めました。また、本年3月の生活保護関係全国係長会議資料において所定の様式を使用する必要がある旨を掲載して各自治体に再周知しました。	【総務省】 地方税法第22条の3第2項、第26条他及び第68条第6項他(国税徴収法第141条) 【財務省】 国税通則法第74条の2、第74条の3、第74条の4、第74条の5、第74条の6及び第131条、国税徴収法第141条、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財産の確保に係る特別措置に関する法律第19条 【厚生労働省】 生活保護法第29条	検討し着手	【内閣官房、金融庁、総務省、財務省、厚生労働省】 行政機関から金融機関に対して行われる預貯金等の照会・回答業務のデジタル化に向けて、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定)、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(令和元年6月14日閣議決定)等に基づき、内閣官房及び金融庁において関係府省や地方公共団体、金融機関(銀行等、証券、保険)による検討会を昨年度開催し、令和元年11月に金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性と主要な課題を決定し、「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年12月20日閣議決定)に反映しました。 同とりまとめ及び「デジタル・ガバメント実行計画」では、民間事業者によるサービス等を活用し、金融機関・行政機関の双方において原則として預貯金等の照会・回答業務をデジタル化することで、金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な事務の遂行を図ることを目指しており、引き続き、預貯金等の照会・回答業務のデジタル化に向けた対応策を検討し、順次、省力化・迅速化への取組みを推進していきます。	
020317065	2年 3月17日	2年 3月17日	2年 7月29日	保険募集時における情報提供の電子化	内閣府「規制改革ホットライン」の金融庁回答(2018年11月27日)において、保険募集時における情報提供を電磁的方法で行えるようにすることについて、パブリックコメント手続を経たうえで府令改正の実施を予定する旨が示された。同回答にしたがいが、デジタル技術を活用した情報提供のルールを早期に整備すべきである。	保険会社や保険募集人等は保険募集に際し、契約内容や参考情報を保険契約者等に提供している。その際、当該保険契約者等の承諾を得たうえで、書面交付ではなく電磁的方法による交付が認められている。しかしながら、一部の事項については書面交付が求められており、保険契約者等の利便性を低下させている。	(一社)日本経済団体連合会	金融庁	保険会社又は保険募集人等が保険契約者等に対し情報提供を行う場合には、一部の保険契約を取り扱う場合を除き、当該保険契約者等の承諾を得た上で書面の交付に代えて、電磁的方法によることができることとされています。	保険業法施行規則第11条、第227条の2、第234条の21の2	対応	保険募集時等における情報提供の方法を書面の交付により行うとされているものについて、電磁的方法による情報提供が可能となることについては、保険契約者等の保護を考慮しつつ、今後「ブリックワーム」手続を経たうえで府令改正を行うことを予定しています。	
020317069	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 5月27日	民間取引における本人確認手段のデジタル化の推進	民間取引における本人確認に際して、デジタル技術を用いた手段を原則とするよう、将来に向けて環境整備を図るべきである。	マネーロンダリングやテロ資金供与への対策として、金融サービスを中心に民間取引における正確な本人確認の重要性が高まっている。法令に基づく本人確認手段として、本人確認書類の提示や写しの送付が認められており、事業者は適切に対応している。一方、現状では当該書類の偽造や盗難による不正利用、個人情報漏洩等のリスクが存在するとともに、事業者には書類の採管コストが発生している。マイナンバーカードの電子証明書や、同カードを含む各種公的書類のICチップに格納された署名記載事項の電子データの活用により、対面・非対面の双方で高精度の本人確認が可能となるため、既に関係法令の改正によりこれらの手段を活用した本人確認が認められている。	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房 警察庁 金融庁 総務省	「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」及び「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信事業者の不正な利用の防止に関する法律施行規則」に基づく本人確認においては、本人確認手段として、本人確認書類の提示のほか、マイナンバーカード等のICカードを用いたデジタル技術による本人確認等も認められております。	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第6条、第19条 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信事業者の不正な利用の防止に関する法律施行規則第3条、第8条、第11条、第19条、第21条	現行制度下で対応可能	「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」及び「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信事業者の不正な利用の防止に関する法律施行規則」では、既にマイナンバーカード等のICカードを用いたデジタル技術による本人確認手続及び本人確認記録の電磁的保存を認めており、本人確認手続のデジタル化の推進に向けた環境整備を行っております。 また、法令上認められた本人確認手続の中で対面・非対面に問わず、マイナンバーカード等のICカードを用いたデジタル技術による本人確認ができる限り早期かつ円滑に対応していただくよう、令和元年12月から順次、業所管省庁を通じて業界団体等に対し、要請文を发出しております。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。

- ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
- :所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	
020330001	2年 3月30日	2年 4月23日	2年 6月24日	公開買付開始公告の記載項目の簡素化(項目削除)	「発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令」第10条第4号ニ、ホ、ヘ、第5号及び第7号の削除 「発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令」第4条第4号の削除	公開買付開始公告について、公開買付届出書と記載が重複しているが、昨今の情報公開事情を鑑みれば公開買付届出書の閲覧は容易であることから、公告の重要でない記載事項を簡略化するなどし、利用者の閲覧のしやすさを向上させてはどうか。	日本証券業協会	金融庁	公開買付開始公告の掲載事項については、公開買付けの開始に当たり、その主な内容を広く周知させる目的により、公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地等のほか、例えば、発行者以外の者による公開買付けにおいては、買付け予定の株券等に係る議決権の数が当該発行者の総株主等の議決権の数に占める割合等について、記載が義務付けられています。	発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第10条、発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第4条	対応	公開買付開始公告の記載項目を簡素化するよう、今後、パブリックコメント手続きを経たうえで、府令改正を行うことを予定しています
020330002	2年 3月30日	2年 4月23日	2年 6月24日	公開買付届出書の簡素化(株券等所有状況の記載における特別関係者から小規模所有者を除くこと)	「発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令」第二号様式 記載上の注意(7)買付を行った後における株券等所有割合、(22)株券等の所有状況、(24)当該株券等に関して締結されている重要な契約、(25)届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約において記載が求められる「特別関係者」から、「小規模所有者」を除く。	公開買付届出書において、特別関係者の所有株券等に係る議決権の数やその所有状況(特別関係者ごとの内訳)等の記載が求められているが、特別関係者に例外要件が認められていないため、議決権の数が極めて僅少な特別関係者についても記載する必要がある。例えば、議決権の所有割合が千分の一以下等の「小規模所有者」「発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令」第3条第2項に該当する者について、情報の有用性は低いと考えられることから、特別関係者から除外してはどうか。	日本証券業協会	金融庁	発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の第二号様式において、同様式中の「特別関係者」の定義から同3条2項に定められる小規模所有者は除外されていないため、特別関係者に関する記載欄には、小規模所有者を含む情報の記載も義務付けられています。	発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令」第二号様式 記載上の注意(7)а、(22)а、(24)及び(25)	対応	公開買付届出書の記載項目のうち、小規模所有者に係る記載を除外するよう、今後パブリックコメント手続きを経たうえで、府令改正を行うことを予定しています。
020330003	2年 3月30日	2年 4月23日	2年 6月24日	公開買付届出書の簡素化(「本籍地」の削除)	「発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令」第二号様式 第2【公開買付者の状況】3【個人の場合】(2)【本籍地】の削除	公開買付者が個人の場合「本籍地」を記載することとなっているが、「本籍地」はセンシティブな情報であるため、個人情報保護の観点から削除してはどうか。	日本証券業協会	金融庁	発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の第二号様式において、公開買付者が個人である場合には、当該買付者の本籍地の記載が義務付けられています。	発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令」第二号様式第2の3(2)	対応	公開買付届出書の記載項目のうち、本籍地に係る記載を除外するよう、今後パブリックコメント手続きを経たうえで、府令改正を行うことを予定しています。
020330004	2年 3月30日	2年 4月23日	2年 6月24日	公開買付開始公告の記載項目の簡素化(公開買付の目的)	「金融商品取引法」第27条の3第1項中の「その目的」の削除 「発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令」第10条第3号及び「発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令」第4条第3号の削除	公開買付開始公告について、公開買付けが開始された旨の周知が目的であるならば、要点を絞って記載したほうが株主にとって分かりやすく有用と考える。「公開買付けの目的」欄は、年々長文化する傾向となっており、読了するにはそれなりの時間を要する項目となっていることから、公開買付届出書と重複する「公開買付の目的」を削除してはどうか。	日本証券業協会	金融庁	公開買付開始公告において記載することが義務付けられている「公開買付けの目的」、公開買付届出書において記載することが義務付けられている「買付け等の目的」「発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第二号様式第1の3」は、必ずしも同一の記載をすることまでは求められていないと考えられます。	金融商品取引法第27条の3第1項、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第10条第3号、発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令」第4条第3号	現行制度下で対応可能	公開買付開始公告における「公開買付けの目的」は、公開買付けの目的の概要を記載すれば足り、現行制度の下で、要点を絞った記載は可能と考えられますので、今後明確化することを検討します。